

総 研 レ ポ ー ト

沿岸漁業を支える高齢漁業者の実態と課題

農林中金総合研究所

はじめに

本レポートは、当(株)農林中金総合研究所が一般財団法人農村金融研究会に委託して実施した「平成26年度高齢漁業者の実態調査」の報告書である。

当課題による調査は前年度調査（「高齢漁業者の現状と漁協の対応に関する調査」）からの継続であるが、今年度調査は高齢漁業者からのヒアリングだけでなく、彼らの存在が新規漁業者に与えている影響等を把握するために、新規漁業者からのヒアリングも実施した。調査先については、高齢漁業者と新規漁業者との関係性もみるということから、新規漁業者が増加している漁協を選定した。

漁協に対しては、管内漁業、正組合員・漁業者の現状、高齢漁業者の動向、今後の漁協の組織基盤・活動あたっての方針・課題等を、高齢漁業者や漁業をリタイアした人、新規漁業者に対しては、現在の漁業や生活等についてヒアリングを実施した。加えて、関係市町や県、県漁連からも高齢及び新規漁業者に対する方針や支援策を伺った。

今回調査においては、越前町漁協（福井県）、三重外湾漁協（三重県）、鳥取県漁協（鳥取県）の3漁協にお願いし、ご協力をいただいた。ご多忙にもかかわらず調査にご協力いただいた各漁協に改めて感謝申し上げます。また、ヒアリングにご協力いただいた漁業者の方々、市町、県、県漁連にも心からお礼申し上げます。

本報告は、第Ⅰ章で調査結果の総括として「高齢漁業者の操業実態－調査のまとめに代えて－」を加瀬和俊検討委員に執筆いただき、第Ⅱ章以降で各漁協の調査結果を紹介する。

なお、調査は、効率的かつ的確に行うために、当会内に調査実施に関する検討委員会を設け、そこでの検討結果を踏まえて実施した。

検討委員

加瀬 和俊（東京大学）

馬場 治（東京海洋大学）

河村 浩史（全国漁業協同組合連合会）

事務局 農村金融研究会

原 弘平

田代 雅之

室 孝明

坂内 久

尾中 謙治

平成27年3月

一般財団法人 農村金融研究会

《目次》

はじめに

I. 高齢漁業者の操業実態－調査のまとめに代えて－	1
II. 越前町漁協管内における高齢漁業者の実態	20
III. 三重外湾漁協管内における高齢漁業者及び新規就漁者の実態	28
IV. 高齢漁業者の就業実態と新規就業者参入促進策	
－鳥取県漁協淀江支所における実状－	68

I. 高齢漁業者の操業実態－調査のまとめに代えて－

はじめに

本章の課題は、平成 25 年度「高齢漁業者の現状と漁協の対応に関する調査」と 26 年度に実施した高齢沿岸漁業者の操業実態に関する調査によって判明した事実を整理し、今後の必要な措置についての示唆をえることである。対象とする高齢沿岸漁業者は、概ね 60 歳以上（一般企業での定年以降）であって、現に自営漁業に従事している者を中心とするが、沿岸域を漁場とする定置網などに雇用されている者も含めている。

1. 高齢沿岸漁業者の諸特性と問題点

漁業において就業者の高齢化が指摘されて久しいが、一航海が何日にも及ぶ沖合・遠洋漁業では体力・耐久力が必要とされるので、60 歳前後で事実上の定年制が敷かれていることが通常であり、年金制度もあって高齢の雇用者は限られている。したがって雇用者としての高齢漁業者は、日帰り操業で労働時間の短い漁業種類（典型的には定置網、中規模程度までの旋網など）で限定的に見られるだけであり、高齢漁業者問題は主として沿岸漁業者自らが経営者である自営業部門の問題といえる。そこで自営業者としての高齢沿岸漁業者に限定すると、その操業実態・志向は後継者の有無によって大きく異なっているし、高齢の雇われ漁業者はそのどちらとも異なった状況にある。そこで以下、これら 3 つのタイプの高齢沿岸漁業者の特性について整理しておこう。

（1）後継者無き高齢自営漁業者

このタイプの漁業者は、沿岸漁業者の過半を占めているが、その操業上の特質は以下のように整理できる。

①このタイプの漁業者は、操業形態が単純であり、単身操業が大半である。もちろん漁船規模が大きい場合や漁業種類等によっては、後継者が得られない場合に夫婦で操業したり、世帯を別にしている兄弟で操業したり、雇用乗組員を雇ったりしている事例も見られるが、女子は男子に比較してかなり早期に海上作業から引退する傾向が強いこと、兄弟操業形態では兄弟それぞれが別々に操業するように変化しやすいこと、乗組員雇用形態では高齢の経営主にとってコスト率が高くなりすぎることといった諸事情によって、複数人で操業する各形態が長期的に持続することは容易でないため、高齢沿岸漁業者の典型は単身で海上作業を行っているタイプに帰着するといえる。

もっとも、海上作業については単身操業が大半であるが、漁業関連の陸上作業を含めれば夫婦協業形態をとる事例も相当多い。特に単純で長時間の陸上作業を必要とする刺網漁業や、藻類養殖・貝類養殖などを営んでいる場合には、妻が陸上作業に従事することが操業存続の不可欠の条件になっている場合が多い。たとえば、東日本大震災で被災した高齢

の藻類・貝類養殖業者の場合、妻が津波で死亡した者の多くは当該養殖業の再開を断念している」と指摘されている。

②高齢沿岸漁業者の操業実態は、壮年時に比較して強度が弱まっており、加齢による体力の低下にともなってその傾向が着実に進行することである。この点は出漁日数の減少、一日の操業時間の短縮、使用漁具数の減少、重労働や細かい技術を必要とする漁業種類から簡易な漁業種類への変更、操業する漁場が近場に限定されてくることなど、各種の面で確認できる。

③自分一代で漁業は廃業することが確定しているため、漁業用の投資は極力抑制される傾向が強い。このことは漁船機器類の故障の多さに繋がり、結果として高齢漁業者の事故の多さとなって現れる傾向がある。

④高齢漁業者の水揚げは総じて若壮年漁業者のそれよりも相当に低く、年齢が進むにつれてその傾向は強まるが、同じ高齢漁業者の中での水揚げ格差も決して小さくはない。その一つの理由は、高い水揚げが可能な漁業が操業できるかどうかという漁場の自然条件にも規定されているが、他の収入との関係で漁業収入がどの程度必要かという経済的事情も影響している。特に船員年金・厚生年金を受給していて自営漁業の収入がなくても生活可能な者や、勤め人の跡取り夫婦と同居している者などは、海の穏やかな季節だけ、簡便な漁業を行って年間 50 万円未満の水揚げで満足しているという事例が多いのに対して、国民年金だけ（それもしばしば、壮年時の収入の不安定さによる掛金難のために満額には満たない金額）を受給し、子供の家計とも切れている高齢者夫婦ないし単身者の場合には、体力的に無理をしても漁業によって生活をまかなえるだけの水揚げを上げなければならないという切迫した状況に置かれている。もちろんそうした必要性があっても、それに見合うだけの水揚げをもたらす漁業に従事できない場合には、投資を回避したタイプの遊漁船経営をしたり、他の雇用機会を見つれたり、あるいは生活レベルを下げたり、生活保護に依存せざるをえない状況もあり得る。

⑤今日の 60 歳代～70 歳代の漁業者の場合、その生年は 1935 年～1955 年（昭和 10 年代～20 年代）頃であり、中卒ないし高卒で就職した時点は 1950 年～1975 年前後であったから、家族経営観が大きく変化した時期をこの世代は経験していることになる。すなわち、彼等が学校を卒業して最初に就職した時点はほぼ高度経済成長期に当たっており、自営の農業・漁業から一般産業での雇用労働への流出が始まっていたとはいえ、沿岸漁業における技術革新・所得向上は顕著であり、沿岸漁家の中堅層以上の世帯では親は直接的にせよ、一定期間の雇用漁業者期間を経てにせよ、子供の後継者化を強く望み、子供もそれに素直に従って後継者になった者が多かった。今回の聞き取り調査でも、「何故漁業者になったの

か」という質問に対しては、「家業なので後継者になることが当然だと思っていた」という回答が多かった。これに対して彼等の子供が就職年齢になった 1990 年代前後以降になると、若者に対して多様な就職機会が開かれていた上に、沿岸漁業で後継者になることは経済的に有利な選択ではなくなっていたため、親としても子供が後継者になることを望まず、職業・居住地の選択を「子供の好きに任せる」状況に変化してきている。対応して高齢漁業者自身にも「漁業は継承すべき『家業』である」という意識や、「地域にとって不可欠な産業として存続させる必要がある」といった意識はすでに無くなっており、自分が健康である間に無理なく操業できれば良しとする意識が一般的になっている。このことは、職業選択が家庭や地域の事情によって左右されることなく、個人の判断によって自由に選択できることになったという望ましい変化を意味する反面で、高齢の沿岸漁業者の多数意見にしたがっている限り、沿岸漁業の将来が成り行き任せになりかねないことを示唆しているとも言えそうである。

（２）後継者のある高齢漁業者

父子の年齢差を 30 歳とした場合、息子が高校卒業後に父親 50 歳・息子 20 歳で後継者化し、父親が引退する父親 70 歳・息子 40 歳までの 20 年間程度を父子協業形態で操業するとモデル的に想定することができるだろう。このタイプは今日では地域漁業の中で最も積極型の経営であるといえるが、父親は経験を生かして漁場選択や作業の段どりを定め、力仕事は息子が行うなど労働の分業がなされるから、単身操業の高齢漁業者の場合とは異なって高齢者漁業に固有の問題点は表面化しにくい。しかし父親の体力低下とともに天候の悪化した日には操業をやめたり、操業時間を短縮したり、近場の漁場を中心に操業するようになるなどして、若年者の操業が制約されるようになると息子は一人で操業し、父親は小船で単身でごく沿岸部分で操業するようになるなど、父子それぞれの操業に分離することによって、70 歳前後以降は単身の隠居仕事の漁業に転じていくことが多い。この場合、これまでは操業は分かれても家計が一体である場合が通常であったが、現在では父子協業の時期においても子が結婚して以降は家計が分離している事例が多く、特に後継者の結婚難への対処策としてその方向が意識的に採られている場合が多くなっている。もっとも、「嫁不足」がさらに進行して後継者が独身を続け父子が同一世帯での生活を継続している事例も少なくない。このタイプは経済的には楽であるが、漁家としては継続されない（消滅する）ことが確実である。

（３）高齢の雇われ漁業者

雇用者を用いる沿岸漁業は、日帰り操業の定置網や中規模以下の旋網などが中心であり、労働時間は比較的短く、必ずしも周年雇用ではないなど、必要所得水準の高い壮年層では従事しようとしにくい労働条件のところが多。また漁協の自営定置網や集落の住民を出資者として経営されている村張タイプの定置網のように、季節限定的な漁業、短時間のみの

操業など、拘束度が低い代わりに賃金も安い事例が多い。このためここで働く漁業者の中には、仕事の無い季節や時間帯に自営漁業を兼ねたり、いくつかの雇われ漁業を組み合わせたりしている場合が少なくない。また経営体数が減少し、残存する経営体の平均規模が拡大してきた魚類養殖業の場合には、規模拡大の趨勢についていけずに廃業した従来の養殖業者が、規模拡大に成功した経営体に雇用されている事例がかなり見出される。陸上作業に人手を必要とする刺網に漁業経験者が雇用される事例なども同様な意味を持つといえる。

こうした経営体で雇用されている人々は、「遊んでいるよりは仕事があった方が良い」という意識で働き、年金と賃金を合わせて年金収入だけよりも多少とも余裕ある生活を実現しているといえる。

2. 高齢沿岸漁業者の就業史の諸タイプ

(1) 就業史の重要性

高齢沿岸漁業者の漁業従事のあり方—どの漁業種類をどの程度の強度で操業しているか—に強く影響する要因としてまず注目されるのが本人の就業史である。換言すれば、高齢者になるまでの漁業従事のあり方が高齢者の漁業就業のあり方を強く規定していると言える。この点は以下の諸点に照らして理解することができよう。

第一に、技術的連続性について。高齢者になってから新たな漁業技術を習得することは容易ではないので、彼等は若壮年期に修得して自信を持って従事できる漁業に継続して従事する傾向が強い。特に加齢にともなって体力が低下していく中では、慣れ親しんでいる漁業種類を徐々に縮小する規模で行うことが最も自然である。

第二に、制度的・人間関係的側面について。従来着業したことのない漁業種類の漁業権・漁業許可を実績なしに取得することは容易ではない。新たな漁業種類に挑戦しても、従来からその漁業を営んできた漁業者たちとの大きな水揚げ格差が数年間続き、その漁業種類のグループの中で一人前扱いされにくいという仲間関係の圧力への配慮もある。

もちろん漁業種類を変えることが不可能というわけではなく、労働のきつい漁業から軽い漁業に転換することはしばしば見られるところであって、海上労働時間の短い網敷設型の刺網が高齢者の多く従事するところとなっているのはこの事情を示しているとみられる。また、技術の難易度は絶対的なものではなく、一定の魚種に対して新たな漁法の工夫がなされればその漁法は高齢者にとって修得しやすいものになるといった場合もある。とはいえ聞き取り事例から明らかなことは、こうした融通の幅はそれほど自由に選択できるわけではなく、慣れ親しんだ漁業を継続することが制度的・人間関係的条件に適合的であることは否定しがたい。

第三に、漁船・漁具・漁業機器類等の物的連続性について。単身の高齢漁業者は投資額を抑制する傾向が強いから、従来使用してきた漁船・漁具・漁業機器類をそのまま使用できる漁業に従事する傾向が強い。このため一般的には、息子が安定的な会社員になって後

継者になる可能性がなくなった後で、その父親が漁船漁業から魚類養殖業に転じたり、漁船規模を大きくして広い漁場で操業できる漁業に転じることは稀である。このことは、かつて 1960 年代～70 年代に魚類養殖業が普及していった過程において、リスクの大きい新規投資を積極的に行って各地の魚類養殖業普及のパイオニアとなった漁業者たちが、後継者を確保できた（確保できる見通しのついた）壮年漁業者であったという経験的事実とも符合しており、一般に水産物市場が拡大し新規漁業が発展する過程では高齢漁業者はその変化の担い手とはならず、古き漁業の担い手として存続しやすいと判断される。

（２）就業史と現在の漁業との関係

ここでは二年度にわたる調査対象漁家の事例に言及しつつ、高齢漁業者の就業史と現在の漁業との関係について具体的に考えてみたい。

①自営漁業で一貫したタイプ

このタイプの漁業者は典型的には中学ないし高校を卒業してすぐに自家漁業の後継者となって父親と一緒に操業し、父親の引退後には自身が経営主となって今日に至った者である。後継者になった時点では、壮年期にあった父親は後継者のいない他の漁業者と比較して水揚げが高く、投資態度・操業度も積極的で将来への自信もあり、したがって息子を後継者にすることを強く望み、息子の側もそうした期待を受けて素直に後継者になったと推測される。当時においても一定期間を他の職業に従事するなどの試行錯誤期を経た後から自営漁業についた者も少なくないが、安定して高い水揚げをあげる漁業者となるためには父親の体力・意欲が十分な時期に二人で操業して技術・経営方式を習得するための期間が相当程度必要なので、30 歳迄にはほぼ後継者になっていなければならない。このことは、このタイプでは他産業経験者であっても厚生年金の受給者はおらず、船員年金の受給者も稀であること、したがって後継者が年金受給年齢になっても漁業から相当の水揚げを上げなければならないことを意味している。

父親との協業期間を経験するこのタイプでは、父親が引退して二世帯協業から一世帯のみの操業に移行する際に労働力構成の劣化に対応した漁業種類の転換を迫られる場合があり、数年前からそれに備えて新たな漁業種類を加えて操業しているといった工夫もなされることがある。たとえば父子協業の時は海上作業員 2 人を必要とする小型底引網を営んでいた漁家が、父親の引退を見越して単身で小型底引網を操業できるように漁具の改良を図るか、あるいは単身操業が可能な刺網や釣り漁業に比重をかけるようにするかといった対応がそれである。

調査対象の中の鳥取県漁協淀江支所の場合には、高齢自営漁業者には刺網を主とする者とサワラ曳縄釣りを主とする者がいるが、刺網は若年時から自営漁業で就業した者が、曳縄釣りは定年後の新規着業者が従事しているというかなり明確な区別が観察された。この事情は現地において以下のように理解されている。すなわち、当地区の刺網は他地区の

それとは異なって4トン前後の漁船を用いて能動的に魚をとらえる「こぎ刺網」であり、網を単純に海中に敷設しておいて、一定時間後にそれを引上げ、その後の作業は陸上で行うという海上作業の短い通常の刺網とは異なって海上作業面での熟練を必要とする。このため若壮年時から自営漁業者として当該漁業に従事していた者が継続して従事しており、80歳を過ぎて操業している者も複数存在している。こうした事情のため、一般会社員などが定年後にこの熟練を得ようとしても困難であるし、制度的に許可漁業であることも新規参入の増加を抑えている。この結果、競争者が増加しにくく、漁場の過密さが回避できるために、これに従事している高齢漁業者の操業日数はかなり長い。他方、陸上産業定年後の高齢漁業者は、技術習得困難な漁業に従事しようとする意向は初めから持たず、技術面での参入が容易な曳縄釣りに着業しているのである。

②若年時に雇用乗組員として働き、中高年で自営漁業に転換したタイプ

200海里体制が導入された1977年より以前、さらにその導入後も入漁料を払えば外国200海里漁場内での操業がある程度可能であった1980年代までは、遠洋漁業の賃金は高く、沖合漁業の中にもかなりの漁業種類が経営的に好調であった。このため沖合・遠洋漁業の基地周辺の漁村では若壮年時には雇用乗組員として働き、船員年金の受給資格を得た上で、中高年になってから自家の自営漁業に従事したり、自ら自営漁業を新規に開始したりするタイプがあった。これが先の①のタイプと異なるのは、自家の自営漁業に従事する場合でも父親との協業期間がほとんど（あるいは全く）なく、父親の引退時期、ないしその直前に後継者となる点である。このことは①のタイプで後継者が漁業に加わる際に父親一人で操業していた時の漁船に代えてより大型の漁船を建造することが多いのに対して、父親が使用していた漁船をそのまま引き継ぐことを含めて、単身操業用の小規模な漁船で操業することが通例であることに対応している。①のタイプが水揚げは多いが年金は少ないのに対して、②のタイプは年金は多い代わりに操業の強度が抑制され水揚げは低くなると対比できる。

鴨川市漁協の聞き取り対象者5人はすべてこのタイプであり、旋網漁業やサンマ漁業等に従事して船員年金の受給資格を得た上で、50歳前後までに地元漁協の正組合員となって、55歳から船員年金を受給し、漁船投資等はほどほどにして水揚げの上昇をめざさない操業で満足している。また、いとう漁協所属のB氏は、漁業その他の就業を経て55歳で船員年金の受給するようになったが、船員年金で生活できるので年間25日程度の操業で水揚げ30万円程度の趣味的漁業で済ませている。さらに、三重外湾漁協・志摩市の志島地区では遠洋・近海カツオ・マグロ漁業の乗組員を経験した者が多く、船員年金の受給資格を15年前後の操業で得た後で、30歳代半ばから55歳までの間に雇われ乗組員を順次引退し、出身地の漁村で自営漁業を営む者が多い。ここでは世帯主が長期間航海に出ていることに対応して、妻は海女と畑仕事を行っているタイプが典型的であった。ヒアリングの対象者であった志島地区のリーダーは38歳で遠洋漁船を降りて自営漁業に転じ、刺網・一本釣りに従事

して今日にいたっている。

（注釈）船員年金は、戦前日本の海洋産業（海運業・遠洋漁業など）奨励の意図にもとづいて、独自の優遇的な制度として存在してきた。船員年金は1986年の制度改訂によって厚生年金に統合されたが、年金という長期の約束にもとづく制度の条件を一気に厚生年金水準に下げることが不可能であるし、掛金もそれだけ高額に払っていたので、それまでの55歳支給開始を1946年4月生まれ以降、2年で1歳ずつ引き上げるようにして現在は60歳支給が基本となっている。また年金受給のために必要な被保険者期間は以前には15年間であったが、今日では19年間（ただし掛金期間1年を3分の4倍するなどの特例あり）になるなどして、その優遇度は少しずつ低下してきたが、依然として厚生年金よりも有利な制度であり、その受給の有無は高齢の漁業就業者の生活を大きく左右する要因となっている。

③漁家の子弟が一般の勤め人となり、定年後に自営漁業者となるタイプ

地元漁協の組合員である漁家の跡取り息子も1960年代以降になると自家漁業に従事せず、他に産業に就業する者が増えてきた。その場合彼等は、親と同居して通勤できる範囲に近代的な雇用労働の機会が存在する場合には漁村での生活を継続し、そこでの日常的人間関係を保持して親の世帯の跡取り夫婦とみなされつつ、職業生活は一般の会社員として過ごす状態になった。彼等は漁協組合員の跡取り息子として父親の引退後には組合員資格（正または准組合員として）を継承し、勤務の無い日には自営漁業に従事する場合も多かった。彼等のうちの相当部分は、会社を定年になると漁業の操業日数を増やし、優良な漁業権や漁業許可を得て専門的な沿岸漁業者になっている。このように漁家子弟のうちで漁村での居住を継続しつつ近隣の都市部で一般会社員等として就業した場合に、勤務時間の拘束が無くなる定年後において沿岸漁業に比重をかけた生活が開始される場合が少なくない。

これに対して、漁家子弟でも勤務地が通勤可能圏内ではなく、漁村から離れて住まなければならない場合には、漁村社会の一員として遇され続けることは困難であるし、住居が漁協区域外になるために組合員資格も親の引退によって失われてしまう。また都市生活者としての生活が続くために本人とその家族の生活スタイルも夜間操業などの漁業者の生活スタイルにはなじめなくなってしまうから、定年後に漁村に戻って沿岸漁業に参入することは困難になる。

このように一般産業を定年になってから自営漁業を開始することができるのは、漁協・漁村社会に「身内」として認められるだけの地元での生活実態があることが暗黙の条件であり、そのためには何よりも漁村地域の近辺に安定的な雇用機会が存在することが必要である。

このタイプでの自営漁業への新規着業は、定年帰農にならって「定年帰漁」と呼べなくもないが、第一に、当該漁村の漁家子弟の息子ではない一般人は通常はその対象とは認められないこと（それを認めれば限られた漁場で多数の外部者が資源を奪い合うことになり

かねないという危惧が地元の漁業者には共有されている)、第二に、出自は漁家子弟であっても当該漁村社会の中で生活しているという実績がなければその対象となれないこと(長い期間にわたって出身地を離れて都会で十分に生活できるようになっている者が、漁村の限られた資源の利用者の中に割り込んでほしくはないという地元の漁業者の意識がその背景にある)の二点で、定年帰農よりはずっと限られた事例であると言わなければならない。これは農業を営む前提としての農地の所有(ないし賃借)に相当する漁場利用の権利が、地元漁協への加入と漁協内での漁業権行使の容認という二つの条件をクリアしなければならないという制約の下に置かれているためであり、漁協による組合加入と漁業権行使を認めるか否かの決定が、限られた地域的資源で生活しなければならない地元漁民の生活がなりたつか否かを基準として地元漁民集団(漁協)によって判断される仕組みをとっているためである。制度論だけでいえば、操業のために漁業権を必要としない自由漁業に従事したり、知事から漁業者が直接に免許される漁業許可制度に依拠すれば、漁業を行うために漁協組合員であることは必ずしも必要ないのであるが、漁場が沖合以遠に限定される大規模漁業の許可制度は別として、沿岸漁場における許可制度の現実の運用は漁場が重なり合っている漁業権漁場と一体的になされざるをえないから、こうした制約は避けられない。

今回の調査においては、鳥取県漁協淀江支所でこの種の事例が多数みられた。すでに述べたように、この地の沿岸漁業は熟練取得の困難な漕ぎ刺網が中心であってサラリーマンの定年後の漁業参入は困難であったが、2000 年前後から急にサワラの回遊量が増えて漁獲量全体の3割にも達するようになったという状況変化の下で、サワラを主対象とする曳縄釣りに従事する定年者が急激に増えてきたのである。当地でのサワラの漁獲は8月から12月を中心とした季節的なものであり、その未成魚であるサゴシを加えても周年操業とはならないし、曳縄釣り方式のために生産性を一気に引上げることも困難であるから、この新規漁業によっても漁業外で就業している壮年期の漁家子弟を沿岸漁業に引き戻すことはできないが、それだけに新規参入者数が限定されて一人当たりの水揚げが落ちることも回避できている。都市在住の定年者が住居を漁村に移してこれに参入しようとするほどの水揚げがあるわけではないし、仮にそうした希望が出されても漁協組合員となることが実績面から困難であるから、漁家子弟という出自と漁協地区内の居住歴を有する限られた人々だけがこれによって沿岸漁業に参入し継続的に操業している実情にある。

この場合に注目される事実、彼等が定年後の漁業参入を決意するにいたる際に、かつて小学校・中学校で友人関係にあった同窓生たちのうちで漁業者として就業を続けていた者の勧めが強く作用していることである。このことはこうした定年後参入者が同じ年齢層にかたまっている傾向がある事実にも強く反映されている。すなわち地元に住んでいることによって雰囲気は知っていても、実際に操業したことのない新しい漁業に就業することを決意する過程では、正組合員であって新規着業に際して漁協の組合員に推薦してくれたり、漁法について教えてくれる気心の知れた者が存在することが大きな意味を持っているのであって、地元の自営漁業で一生を送ってきた小中学校の同級生はそのためについて

つけの人物であるといえる。

こうした定年後新規自営漁業者のうちの最も積極的なタイプと見られる淀江地区のD氏の場合を見ると、父親が自営漁業と土木日雇を組み合わせていた状況であったので漁業の後継者にはならず一般産業に就職し、跡取りとして呼び戻された時点で通勤圏内にあった米子の中堅企業に転職して定年まで勤務している。定年後に自営漁業を営むことは定年前から計画しており、准組合員として潜水漁業で水揚げを上げていたし、漁船を購入してそれ以外の漁業もできるように準備していた。そして定年後にはサワラ曳縄釣りを中心に周年操業を行うに至っているが、こうした積極的な新規着業者を見て、中学校時代の同窓生たちも後に続くようになったといった連鎖的効果が見られているのである。

淀江地区における定年後の新規漁業着業者は隣接の米子市（現在は同一市内）の中堅以上企業に勤務していた人々が多いが、こうした形での新規着業が可能であるためには居住地である漁村から1時間程度以内で通勤が可能である地域にそうした安定的な雇用機会があるという地理的条件が必要であるから、どの漁村でもこうした事例があり得るとはいえない。とはいえ小中学校の同窓生の勧誘・仲介といった人的支えが果たしている機能を漁協が機関として果たすことができるようになれば、こうした事例は今よりもはるかに広まるに違いない。

④外部から参入したタイプ

同じ定年後（ないし定年少し前の時点）の自営漁業着業者であっても、上でふれた漁家子弟ないし地元漁村出身者とは異なって、土地勘のない漁村で新規着業する者の数はずっと少ない。技術習得の機会を得る困難とともに、先に述べた漁協加入と漁業権行使の二つの制約が存在するためである。しかし条件を満たせば着業は可能であり、25年度調査でとりあげた八幡浜漁協のB氏がその事例であった。このタイプの場合には、厚生年金で生活が可能であるという好条件があるから、自営漁業によって高い水揚げを上げなければならないという切迫感はなく、趣味の延長線上でくつろいだ気分で無理のない操業をすることが可能である。

ただしこのタイプの場合にはこれまでの通例では、新規に組合員になりたいと願っている人を信頼し、漁協に彼を組合員として迎えるように紹介者になってくれるとともに、漁業技術や各種の手続き・制度等を親身になって手伝ってくれる漁協組合員が必要である。新規参入希望者がそうした漁業者を見つけられるかどうかは偶然的事情に左右されやすいため、現実には各県が実施している新規漁業就業者支援事業による研修制度がその役割を担っているといえるが、そうした確固とした仕組みだけではなく、より気軽に漁村・漁業の実情や着業可能性について情報を得られ、多数の人々が気軽にアプローチできるタイプの仕組みが求められている。それによって、参入希望者が自身の権利として新規参入を漁協に要望し、漁協側も申請者とのつきあいを重ねながら組合員資格と漁場利用の権利を順次認めて仲間を増やす方向に持っていけるように仕組むことが必要であろう。

（３）比較一高齢の雇われ漁業者－

上で検討した諸タイプはいずれも高齢で自営漁業に従事している漁業者についてであった。これに対して雇われて漁業に従事している高齢者の就業事情はかなり異なっている。沿岸漁業で雇用者を多く有する定置網とブリ養殖業を念頭において、このタイプに属する人々の就業史を整理しておこう。

第一のタイプは、若壮年期から長期にこれらの漁業に従事して、そのまま高齢者になっている人達である。半農半漁の地域における跡取り息子として零細な自営の農業・漁業も兼業しながら、主要な収入源としては地元にある漁業雇われ就業から得られる賃金に依存して高齢に至ったという人々である。具体的には定置網のベテラン乗組員がその代表的な事例であるが、投資規模の大きな養殖業の導入期にリスクの大きな投資をすることを避けて養殖企業の雇用者になる決断をした人々などもこれに該当する。第二のタイプは、若年時に航海期間が長く賃金の高い遠洋漁業などに従事し、船員年金の受給資格を得てから地元に戻って、限られた就業機会の中から定置網等に就業の場を移した人々である。１～２人乗りの沿岸漁船では十分な水揚げが得られない海洋条件の地域で、家庭の事情などによって出身地で仕事を見つけなければいけない場合には、自営漁業に就くのではなく大規模な網漁業の雇われ乗組員になるという選択が経済的には合理的な場合が多い。第三のタイプは、自ら自営の養殖業などを経営した後で、その経営を継続するよりも廃業して雇用者になった方が有利と判断して転業した者である。各地で養殖業が導入される際には、当初は組合員の多くが零細規模でこれに着業するが、次第に経営体の減少・集中化が進展することが一般的であるが、この時に自営業としての養殖業をやめて経営規模の大きな経営体の雇用者に転じる者が出現する。魚類養殖のコストが次第に増加し利幅が縮小すると各経営体は規模拡大競争に追い込まれ資金繰りが困難になりやすいが、その競争を続ける経営体は投資を増加させつつ雇用労働力を増やさざるを得ないのに対して、規模拡大の投資をしても経営を安定させる見込みがなく負債が増加するだけだと判断した経営者は、規模拡大しつつある経営体に設備類を売却すると同時に、その雇用者となって安定した賃金を得ようとするものが少なくない。東日本大震災の復興過程においては、投資規模の大きなカキ養殖業などにおいて、財政補助金を受給するための条件である自己負担分を支出して自営業者として再建することを決断した者と、後継者の有無や自分が先行き何年働けるかを勘案して投資することを断念し、再建を決断した経営体に雇用されることを選択した漁業者とが存在した。第四は、漁業外で一般会社員などで働き定年後に雇用漁業者となった者が養殖業の餌やり作業など熟練を必要としない漁業関連の作業に雇用されるタイプである。

こうした沿岸漁業での高齢者雇用の場合には、労働条件等は必ずしも整備されておらず、季節限定、短時間・細切れ勤務、低賃金といった条件の場合が少なくない。その反面として、自営の農業・漁業を兼ねて、その都合によって勤務日・労働時間を柔軟に変更できるなどといった利点もある。このように、年金・漁業賃金・漁業自営業所得を取り混ぜて必

要な生活費を確保している高齢漁業者がこのタイプの典型といえる。

今回の調査の中には、福井県越前町における地元集落が所有・経営している定置網の事例がこれにあたっている。ここでお話しをうかがった4人の60歳代後半の高齢の雇われ漁業者は、定置網従事の年数の長い順に、①若年時から地元周辺の種々の定置網を乗り換えながら今日に至っている方（A氏）、②中卒後2年程都市部で働いた後で地元の定置網に乗り、自営漁業も兼ねながら今日に至っている方（D氏）、③中卒後25歳まで都会で会社員をした後で出身地に戻って定置網と冬場の出稼ぎを行い、50歳を過ぎてからは定置網だけで働くようになった方（C氏）、④各種の沖合漁業で働いた後、体力的にきつくなっただけで58歳で地元の定置網に移った方（B氏）という種々の実情を知ることができた。村張りの定置網経営の労働条件は相互にかなり異なっているし、網ごとの豊凶の差（したがって賃金の差）も小さくはないので、壮年時には就業する定置網を変える漁業者が多いが、高齢化するにつれて他の網に移っても労働条件が良くならないので定着する傾向が強まるように見える。一般甲板員の賃金は年齢による相違がないので、経営的観点からすれば若い乗組員が雇用できる条件があれば、高齢者を若年者に置き換えたい誘因があり、それに対処するためには高齢者としては現職にとどまろうとする傾向を強めることになるのであろう。

定置網はこの越前町の事例のように高齢者が70歳程度まで働ける場として（この定置網は70歳定年制をとっている）漁村における貴重な就業機会であるが、漁獲量の多い企業的な定置網経営では重労働で60歳以前に整理される事例も少なくない。たとえば地域漁業の中心部分を占めている北海道・東北のサケ定置網や、網揚げ回数・担当網数が多く拘束時間の長い定置網などは、きつい労働に耐える若年者が必要であり、賃金水準もそれだけ高くなる。近年においては定置網経営の合理化が進展し、省力化技術の導入にともなって人数が削減されているために、企業の合理性にもとづいて経営されている近代的経営からは高齢者は排除されつつあるようである。これに対して、地域住民の出資によって経営されている伝統的な定置網の場合には、水揚げ高が少なく配当金が少額であっても経営として存続することが可能であるし、従来の乗組員をドラスチックに排除することがなされにくい。ため、労働強度を強めずに高齢者の就業機会として役立っているといえる。

もっとも越前町の定置網の高齢乗組員にうかがったところでは、70歳定年制は生活上厳しいので可能であればその後も継続して働きたいと希望している方が多かった。70歳の定年後に自営漁業に転じようと計画している方はいないようであるが、それは18万円とはいえほぼ純所得としてそれだけの月収が保証されることは自営漁業では困難であり、新規に漁船・漁具を入手しても先行き何年間使用できる体力があるのかが不確かだと思われるからであろう。定置網に乗っている間にも空き時間には小型漁船で自営漁業をやっている者もいるが、自営漁業はいわば最後の手段としてはあるにしても、確実に賃金が入ってくる雇用機会は離したくないのが本音であるようにうかがわれた。

3. 後継者のいる高齢自営漁業者

全国の沿岸漁業の個人経営体のうち基幹的漁業者（当該個人経営体で海上作業を行う者のうち海上作業日数が最も多い者）からみて後継者がいる経営体の割合を示した表1（2008年の漁業センサスによる）を見ると、40歳代～50歳代の壮年期ではほぼ20%であるのに対して、60歳代以上になると順次後継者率が下がっていることがわかる。

表1. 基幹的漁業従事者が男で
後継者のある個人経営体（2008年）

	経営体数 A	後継者ある 経営体数 B	B/A (%)
計	106,746	19,509	18.3
～29歳	997	259	26.0
30～	1,425	329	23.1
35～	2,882	610	21.2
40～	4,806	1,005	20.9
45～	7,361	1,540	20.9
50～	9,796	2,093	21.4
55～	14,569	3,097	21.3
60～	14,681	2,884	19.6
65～	15,542	2,591	16.7
70～	17,984	2,806	15.6
75～	16,703	2,295	13.7

出典：「漁業センサス（2008年）」

（注）もっとも漁業センサス（2008年）にいう自家漁業の「後継者」とは、「過去一年間に漁業を行った人」（何日でも構わない）で「将来自家漁業の経営主になる予定の人」であって、「現在、自家漁業を行っていないにもかかわらずかまいません」と極めて広義に捉えられているので、通常私たちがイメージする「後継者」（主として自家の漁船で親と一緒に働いている若者）よりも同表の後継者率は相当に高く出ている。また親子協業で後継者が確保されていても父親が体力的に弱って息子の海上作業日数の方が多い（すなわち基幹的漁業就業者が息子になる）場合には息子の年齢階層の経営体として集計されるから、個人としての高齢者の後継者確保率はこれによって把握できるわけではない。

このように自営の高齢漁業者のうち現に後継者を得て父子操業タイプをとっている者は人数的には限られており、彼等の漁業操業をめぐる問題は固有の高齢漁業者問題とは言い難い。とはいえ調査対象の中にもこのタイプは存在していたし、今後の沿岸漁業の担い手たる経営体の性格把握にとっては、後継者の性格とともに後継者の親の性格の評価も重要な意味を持つので、以下若干の論点を検討しておこう。

①父親の性格・意識・後継者確保希望

後継者のある経営体は、高い水揚げを上げることができるよう優良な漁業権・漁業許可を持ち、漁船・漁具等に相当額の投資をし、技術的にも仲間に負けない自信を持っている人が多い。調査対象の中では魚類養殖漁家（宇和島漁協A～D、八幡浜漁協D）と漁船漁業者（いとう漁協D）がこれにあたった。そうした自信に裏打ちされた積極性が自分の経営の将来構想についても強気で楽観的なイメージを描きやすく、それが子弟の漁業参入を促しているのであろう。

ただし、高い水揚げを上げている自営漁家が漁業経営について積極的な将来構想を描き、後継者確保を望んでいるとは必ずしも言えない。勤労意欲が高く経営戦略についても工夫

を続けている勤勉な漁業者は水揚げも高いが、その家庭では子弟の教育にも熱心であり、子弟のうちで大学に進学する者も少なくない。大学に進学した子弟が、広範な職業の可能性にふれながら、それでも家業である沿岸漁業に従事しようと考え、これは現在の所得状況からすれば決して可能性の大きい選択ではないし、親世代も子供を一般産業で有利に就職させるために高等教育を受けさせる意思を持つ傾向がある。このため、「学歴が高くなれば後継者にはならない」と言われる傾向は現時点では否定しにくい。水揚げの高い積極的な経営体はその経営成果の相当部分を子弟の教育に充当し、その結果として子弟の進路選択が漁業から離脱していくという現実、国民経済の中での沿岸漁業の位置を象徴する皮肉な事態といえる。

この事態が意味するように、沿岸漁業の中で水揚げ・漁業所得の高い経営体の中には、子弟を後継者にして自分の経営体の発展を継続的に図っていきたくと志向している経営者層と、自分が責任を持つ経営期間の人的構成は家族に依存するよりも雇用者を導入するなどして、子弟の就業機会はより将来性のある方向を選択できるようにしたいとする層とが存在しているように思われる。

②家計・生活

後継者を得た高齢漁業者は生活面、操業面の両方において、他の漁業者とは異なっている。生活面では、息子ないしその家族と家計が一体であることが多く、それによる安心感が強い。ただし今日では後継者であっても、住居・生活面は別にしている世帯が急速に多くなっており、間もなくそれが基本型となることが予想されている。それゆえ経営の行方と高齢者の老後生活問題は別物という関係に今後はなっていくのかも知れない。

③後継者側から見た問題点

後継者を得た漁業者は操業面では後継者を得られないことが確定した高齢漁業者に比較して積極的であるといえる。しかし後継者の側からみてそれが客観的に積極的な操業・経営を可能にしているとは必ずしもいえない。というのは、後継者が技術・知識を習得して独自の経営方針をとろうとする場合に、父子操業方式がその制約要因になることがあり得るからである。一つには、体力仕事は息子、機械操作は父親といった分業関係がとられるとしても、2～3人程度の操業では完全な分業は困難であるから、体力の衰えた父親の存在が若年者の意図する積極的な操業を制約する傾向が加齢とともに強まることである。今一つの事情は、「舵持ち」＝操業の指示者がいつまでも父親であることに対して、日常の操業の中で新機軸を思い付き各種の工夫を構想している後継者の側が不満を感じるようになることである。

農業ではこうした状況を回避するために、父親世代は水田、息子世代は施設園芸・花卉というように責任分野を分担することがしばしば選択されているが、漁業では漁船が高価であるため同等規模のものを2隻そろえることは困難であること、優良な漁業権・漁業許

可が1世帯に多くは与えられないこと、単身操業の漁船2隻で操業するよりも1隻に2人が同乗して操業した方が一般的には効率的に操業できることなどの理由によって父子操業タイプが選択されているといえる。この結果、父親の主導権がいつまでも残り、後継者の意欲を低下させる傾向については若年漁業者がしばしば問題にするところである。80歳で操業面からは引退した元経営主が生きがいのために毎日漁船に乗って海に出ているという漁協のA氏の事例とは異なって、現実には高齢の経営主が遅くまで経営的判断をしている事例が多く、漁獲物の販売名義人や家の財産や漁船の所有者名がいつまでも親にあることも、若年者夫婦の意欲を削ぐことはしばしば指摘されている通りである。

④後継者が複数いる場合の問題点

父親とその息子2人の計3人が一緒に操業している漁家は、現在の沿岸漁業の中では就業者構成が最も優れており、水揚げもトップレベルの存在であり、小型底曳網など能動的な漁法の許可漁業にその事例が多いが、その経営の分割問題がこのタイプの高齢漁業者にとっては大きな問題になっている。調査対象者の中には、いとう漁協のD氏が予備の漁船を購入して、2人の息子が経営体を分化させる際に備えている事例があった。この事例は父親の下で平等に所得を分配されていた兄弟が、父親が引退した後で一方が雇用主、他方が被雇用者となることによって所得水準や操業時の権限等が大きく異なる可能性があり、不利になる側の不満から経営体の分化に至ることを予期した父親が、自分の引退時に2人が平等な条件で漁船を所有しておのおのが新たな経営に出発できるように配慮しているという事情を示している。こうした経営分割を避けて共同経営や法人経営の方向を目指す場合もあるが、経営体の法形式を変更しても親族間の人間関係がそれによって直ちに整理できるものではなく、問題は残らざるをえない。

もちろん経営体を分割する場合には、漁船と漁業行使権・漁業許可を新たな経営体の側が取得できるか否かが問題となる。複数の後継者の間の利害調整問題は、後継者不足の漁村においては「恵まれた者の嬉しい悩み」ともいえるが、若い漁業者が仕事のしがいを感じつつ働くことができるか否かに関わる大きな問題であり、行政側にとっても無視できない課題である。

4. 高齢漁業者対策への示唆

昨年度・本年度の二か年にわたる高齢自営漁業者の就業実態調査を受けて、今後の沿岸漁業の中で量的には最大部分を占めざるを得ない高齢漁業者の操業と生活の安定に向けて、いくつかの留意点を指摘しておきたい。

(1) 高齢化にみあう物理的および社会的な条件作り

高齢者は体力の低下とともに、操業日数を減らし、操業時間を短縮し、近場の漁場を利用し、小型船に乗り換えるといった判断を行っている。こうした判断が柔軟に実施できる

ような物理的かつ社会的な条件作りをより意識的に整備する必要がある。たとえば、浮桟橋を設けて水揚げの重労働を軽減することなどの物理的な対策、近場に漁礁を作り第三種共同漁業権である築磯漁業権を設定するなどして高齢者が優先的に利用できる漁場とする仕組みを作ること、加齢にともなって利用しにくくなった従来の漁船を売却ないし処分し、新たに利用する小型の中古船を購入するための情報網作りや漁協関連会社等によるその迅速な手続きの実行などのシステムを作ることなどがあり得るだろう。

（２）高齢者の操業に見合う制度的な条件作り

加齢にともなう漁業種類転換のための漁業権・漁業許可の県段階・漁協段階での柔軟な運用、高齢化にともなう居住地の移動（近隣居住の息子と同居するための移動など）の際の組合員資格の継続性確保のための措置、短時間操業者にみあうようにセリの時間を早い時間帯にも設定すること（あるいはせりの時間までの簡易な保冷体制の整備）等がこの例である。また操業の安全度を高めるための対策についても漁業者が面倒と思わない内容で従来のレベルを超えた対応をとることが求められている。高齢者が操業中に事故を起こすと、全船が操業を休んで捜索に出るという慣行のある所が多いこともあり、高齢者の事故対策の強化は若壮年漁業者にも役立つはずであり、漁協でいったんその実施を決定すればスムーズに進むと思われる。

（３）高齢参入者への門戸開放

定年帰農と同型の都市生活者の定年後の漁業参入者が少しずつ増えている。その背景には、栄養の向上や医学の進歩によって定年後も相当期間にわたって労働できるだけ体力が充実してきたという事情があると同時に、漁業者の減少によって全国の地先漁場で新規加入者を受け入れる余地が拡大してきたという客観的条件があろう。地元の元漁家出身者に対しては高齢時点での漁業参入を容認する漁協が多いのであるから、それを地元の漁家以外出身者、地元以外出身者へと更に広げ、より広く参入できるようにするべきである。

付言すれば、調査報告部分でふれた三重県の畔志賀塾で新規漁業参入者枠２人の募集に対して４０人の問い合わせがあり、２人に絞り込むのに苦労が多かったことが紹介されているが、研修者の人数が限られている現状ではこうした選抜もやむを得ないが、基本的には既存漁業者の迷惑にならないように、漁港・漁場の使い方、水揚げの規則等、漁協の定めた規則の範囲内で、より自由度をもって操業を試行できるあり方を案出していくべきであろう。

なお、調査報告の中でふれたように、漁村の小学校・中学校が一緒であった者による漁業着業の誘いの効果は極めて大きいようである。地元を離れてしまった者も含めて、こうした誘いを漁協で方針を立てて世代ごとに分担して行えば、専門的漁業者とはならなくても、漁業関係者数の増加という面では、大きな社会的成果を期待できるように思われる。

（４）地元漁業・漁協の将来のあり方に関心・責任を共有するために

後継者がおらず、自分の代で自営漁業を廃業することが決まっている者の多くは、健康で体力が残っている限り自分の好きに操業できれば思い残すことはないと単純に考えている。しかし他方で、後継者の有無にかかわらず、地元の漁業・漁協の将来について心配し、種々の課題を解決しようと提案し行動している人々も実際に存在している。都會在住で自営漁業を開始したい人々への研修体制を支えている三重県志摩地区、鳥取県淀江地区での地元の受入体制の担い手たちはそうした人々に当るが、こうした熱心な人々も自然発生的に生まれたわけではなく、漁協運営・地先資源利用の将来に不安を感じながら、行政との意見交換や組合員仲間との日常的な協議などを通じて、積極的なリーダーになってきたのである。その意味で、漁協（ないしその集落別の部会など）レベルで地元漁協・漁業の将来構想についての組合員の議論を大いに高めることが必要であろう。

漁業・漁協の将来的あり方への責任感覚を共有するという課題は、高齢漁業者に対しても意識的に訴えかけることが必要である。というのは、「漁場・漁港に空きがあれば新規参入を認めるべきだ」といった漁業者の意見は、往々にして「漁船数に比較して岸壁が不足しているから受け入れられない」といった判断につながることが多いが、その岸壁の使用状況は決してほめられた状況にはなく、既存の組合員の使用しなくなった漁船などがそのまま放置されている場合が往々にして見られるのである。岸壁はその費用の大半が税金によって賄われているのだから、その利用は個人の都合ではなく、地域漁業の発展を通じて地域の自立性の強化に資する方向になされるべきであり、そうした自覚を高齢漁業者を含む漁協組合員全体の意思にしたいものである。

５．新規漁業就業者支援事業に対する高齢漁業者の意見・対応

気心のわからない外部者が漁場・水産資源という地元の財産の利用関係に入りこんでくることに対する地元漁業者の一般的な警戒・反発はあるが、漁村内部の者が自己犠牲的に熱心にその活動を担い支援している場合には、漁協・漁業の将来のためにはそうした施策が必要であると認め、これに対する同情・支持は十分に集まっている。これに対して、水産庁や県の支援策ができたからといって、行政や漁協系統の職員による説明だけでは、地元漁業者が納得し、自らそれに協力する体制は作ることは困難だといわざるをえない。

この種の動きを持続的に進めるために重要な点は、研修を受けた外部者が実際に地元に着定して地元住民として溶け込むことであるが、今一つは世話役・研修講師となる漁業者の側にメリットがある制度に仕組み、彼等にとっても賛同しがいのある制度であることを実感させることも重要である。

特に今日の沿岸漁村の実情からすれば、行政が定めたこの種の事業に対応して指導員を務める者は後継者を得られなかった高齢自営漁業者である可能性が高い。この点で、経験のない外部者を研修の一環として活用できるこの種の事業のメリットを、後継者を得られればより積極的な漁業を試みたいと考えていた高齢漁業者が実感し、その感想を普及して

いくといった措置は役立つと思われる。それは後継者を確保できなかった（あるいは確保しようとしたが、将来予測の困難からその意思を放棄した）高齢漁業者に、1～2年前後の短期間とはいえ経営主としての積極的な経営姿勢をとらせる機会ともなるだろう。

ところで、農業における新規就農対策と同様に、漁業における施策についても現在は制度的模索の段階にあるとみられる。というのは、漁業についての知識・経験のない外部者にそれを伝達する方策として開始されたこの制度が定着し、受講者に対して研修期間中に生活可能な給付金（ないし貸付金）と漁船取得の機会が安定的に措置されるようになった結果、それなら漁業者の子弟にも同じ給付と漁船取得のチャンスを与えよという要望が現場側から起こり、この事業に熱心であった各県において、この数年間に制度がその方向に改変されるという動きが進んでいるからである。

すなわち、この事業の対象となる研修生の条件が漁業未経験者・漁家以外出身者に限定されていた状況から、短期間に研修生の過半が漁家子弟によって占められる状況へ大きく変化したのである。外部者の自営漁業参入についても理解し支持することはできるが、限られた事業予算を地元の組合員の子弟と地元外出身者で利用しあうのであれば、本来後継者であるべき組合員の子弟が優遇されるべきだという発想である。

これは後継者を確保できなかった高齢者の心情を正直に反映した意見であると理解される。すなわち、地元外出身の研修生に与えられる生活費・漁船取得用の補助金などが地元の若者にも与えられるのであれば、後継者にならなかった自分の息子の場合にもそれを利用したかったという実感であろう。こうした高齢漁業者の実感は後継者の候補者を持つ高齢者やそれに続く50歳代の漁業者に作用し、制度の改訂圧力となって各県の事業の仕組みの改変につながったと見られる。

とはいえこの方向へ新規漁業者支援事業が傾斜していけば、漁家子弟以外の人々に自営漁業で操業するチャンスを与えるという本来の事業の趣旨が失われかねない。したがって現時点では、漁家子弟の後継者化を容易にする方策と漁業外から自営漁業への着業を支援する方策とは、現実の漁協への新規加入実態を考慮して異なる事業として分化すべきであると考ええる。

こうした制度的あり方も含めて、水産行政の実質を担う県行政と漁協・漁業者とが実効性のある新規漁業者支援に向けて協力しあうことが必要であり、特に漁業者の中の多数者である高齢自営漁業者の意向の意味するところが大きいと思われる。

6. 補論一 漁業センサスに見る高齢漁業者数の比重と推移一

本調査の趣旨は各地の高齢沿岸漁業者の就業実態を個別的・具体的に把握することであるが、全体的な傾向を見るために漁業センサスの年齢階層別漁業就業者数について若干の検討をしておこう。

(注) 漁業センサスは 2008 年調査から漁業就業者の定義が変更され、厳密な意味ではそれ以前と以後では統計を繋げることができなくなった。2003 年までは海上作業に年間 30 日以上従事する者を漁業就業者とし、そのうち自営漁業の日数の多い者が自営漁業就業者、雇われ漁業の日数の多い者が雇われ漁業就業者と区分されている。それに対して 2008 年以降は自営漁業就業者は海上作業に年間 30 日以上従事した者のうち雇われ漁業には少しも従事しなかった者をいい、雇われ漁業就業者とは雇用主側からみて年間 30 日以上雇用した者をカウントすることになった。したがってたとえば、サケ定置網、サンマ漁業、ノリ養殖業という就業時期の異なる漁業に雇われて従事し、日数的にはそれ以外の自営漁業に最も多く従事している者の場合には、雇われ漁業就業者として重複して 3 人とカウントされ、自営漁業就業者にはカウントされないことになる。

まず表 2 は、年齢階層別の漁業就業者数を示しているが、自営漁業就業者の人数のピークは男子では 65～69 歳（1998 年、2003 年）、70～74 歳（2008 年）、女子では 60～64 歳（1998 年、2003 年）、65～69 歳（2008 年）であって女子の方が 5 歳幅だけ若いことがわかる。女子の海上作業者がほぼ夫婦操業者に限られることから、夫婦の年齢差がそのまま表れているといえる。また、この 10 年間だけでもピーク年齢が上昇していることもわかる。

これに対して雇われ漁業就業者のピークは男女ともに 45～49 歳（1998 年）、50～54 歳（2003 年）、55～60 歳（2008 年）となっており、確実に高齢化が進んでいるが、一般企業の定年の枠内に収まっていることがわ

表 2. 年齢階層別・男女別の漁業就業者数

		自営漁業者			雇われ漁業者		
		1998	2003	2008	1998	2003	2008
男	計	158,953	139,827	112,374	71,646	59,336	75,446
	15歳～	845	779	462	795	755	791
	20～	2,884	2,464	1,608	2,442	2,513	3,507
	25～	4,357	3,273	2,388	3,602	3,048	5,025
	30～	5,835	4,477	3,069	4,584	3,850	5,411
	35～	7,968	5,913	4,253	5,694	4,562	6,150
	40～	10,276	7,981	5,601	7,467	5,281	6,992
	45～	14,774	10,241	7,245	10,700	6,840	7,498
	50～	14,330	14,581	9,113	10,090	9,215	8,966
	55～	17,068	14,169	13,363	9,502	7,941	10,437
	60～	25,887	17,496	13,665	8,324	6,512	9,054
	65～	27,255	23,324	14,986	5,722	5,245	5,985
	70～	17,641	21,094	18,326	2,117	2,729	4,149
女	75～	9,833	14,035	18,295	607	845	1,481
	計	42,749	35,999	28,679	3,694	3,209	5,409
	15歳～	36	41	28	8	7	15
	20～	174	144	132	49	40	75
	25～	511	397	244	70	63	117
	30～	1,166	746	457	147	155	229
	35～	2,166	1,450	909	292	185	293
	40～	3,304	2,199	1,493	437	368	461
	45～	5,045	3,193	2,114	606	470	581
	50～	5,472	4,812	2,950	571	561	752
	55～	7,140	5,008	4,392	636	496	939
	60～	7,951	6,224	4,390	496	432	929
	65～	5,864	6,194	4,830	259	248	555
	70～	2,889	3,861	4,151	86	125	340
	75～	1,031	1,730	2,589	37	59	123

出典:「漁業センサス」

注: 漁業就業者の定義は 2008 年から変更されており、雇われ漁業就業者が 2008 年に急増しているのはその影響である(詳しくは本文参照)。

かる。雇われ漁業就業者は漁業外からの調達が可能であるから、体力が一定レベル以下に下がると若壮年者への置き換えや省力化技術による代替が進行せざるをえないとみられるのである。それゆえ自営漁業就業者の一層の高齢化や緩やかではあれ更に進行すると見られるのに対して、雇われ漁業就業者の高齢化はほぼ限度に達したものと判断される。

表3は表2をもとにして男子の自営漁業就業者だけについて、加齢にともなってどの程度の就業者が引退していくのか（ここでの「引退」はあくまでも統計的な意味であり実際に海に出なくなるのではなく、海上作業に30日以上は従事しなくなることをいう）をコーホートごとに算出したものである。これによると60歳を挟んで50歳代後半から60歳代前半に移行する5年間ではほとんど引退は生じていないこと（1998年から2003年の5年間ではかえって増加しているから定年前後の新規参入があったことがわかる）、65歳をはさんだ5年間では10%前後の減少率、70歳をはさんだ5年間でも20%強の減少率に過ぎないことがわかる。こうした統計的推移を見ると、大半の自営漁業就業者は75歳までは就労を継続するものと見て、今後の対策を立てることが必要であると思われる。

表3. 男子自営漁業就業者の引退度

生年	実数(人)			増減度(%)	
	1998	2003	2008	1998→2003	2003→2008
1944-1948	50-54歳	55-59歳	60-64歳		
	14,330	14,169	13,665	-1.1	-5.6
1939-1943	55-59歳	60-64歳	65-69歳		
	17,068	17,496	14,986	2.5	-14.3
1934-1942	60-64歳	65-69歳	70-74歳		
	25,887	23,324	18,326	-9.9	-21.4
1929-1933	65-69歳	70-74歳			
	27,255	21,094		-22.6	

出典:「漁業センサス」1998, 2003, 2008年より算出

注:「増減度」は期首の就業者数に対する期末の就業者数の増減度を%で示した

(加瀬 和俊)

Ⅱ. 越前町漁協管内における高齢漁業者の実態

1. 越前地区の概況

越前町漁協は、越前町を管内とする1町1漁協である。管内の越前町は、平成17年2月1日に朝日町、宮崎村、越前町及び織田町の丹生郡の4町村の合併により誕生した町である。越前町は、福井市や越前市、鯖江市と隣接していることから、勤め先や学校、病院、その他消費購買等において周辺市部に依存するケースが高い。

越前町漁協の組合員の大部分は、越前町の沿岸部に位置する旧越前町（現「越前地区」）に居住している。越前地区には22集落あり、うち18集落が海に面している。越前地区は海岸段丘と山が多く、農地や宅地等の平坦地が少ないため、集落は海岸沿いに細長く分布している。

越前地区の平成22年4月1日の人口は5,532人（外国人含む）、1,804世帯である。平成26年4月1日の人口は5,121人で、65歳以上の人の割合（高齢化率）は34.8%である。若年層は勤め先の近くに住居を求めて、結婚を機に世帯分離し、地区外へ転出するケースが多い。就業機会が少なく、住宅地の少ない越前地区では、今後も若年層を中心に人口の流出が続く、高齢者夫婦世帯と1人暮らし高齢者世帯が増加してくと予想される。

越前地区の基幹産業は漁業と観光である。漁業においては、水揚げ額が福井県全体の約3割を占め、県内一である。観光においても、越前かに（ズワイガニ）等を求めて県内外から観光客が訪れている。

図表 1. 越前町の位置



資料 農林水産省「わがマチ・わがムラ」の地図を加工

一方で、地区内における事業所は、零細な土木建設業や水産加工業、機械部品等の製造業がある程度で、地区内における雇用能力は低い。また、雇用機会があったとしても、就業条件や仕事内容を周辺市部と比較して、積極的に選択される状態にはなっていない。そのため、地元の水産加工会社では中国人労働者が増加している。

(参考：福井県越前町「越前町過疎地自立促進計画（平成 22 年度～27 年度）」)

2. 越前町漁協及び漁業の概要

越前町漁協の概況は図表 2 のとおりである。正組合員が 911 人、うち漁業従事者が 616 人(正組合員の 67.6%) である。これは管内の主要な漁業である底曳網、定置網、イカ釣り等の乗組員が正組合員になっているからである。また、漁業後継者が漁業従事者として正組合員になっているケースもある。准組合員には、定置網等の乗組員を辞めた人がなっていることが多いようである。

2008 年漁業センサスによると、漁業経営体数は 163 経営体である。漁業就業者数は 432 人、うち 60 歳以上が 143 人で、全体の 33.1%を占めている。なお、漁業就業者数は昭和 53 年の 1,006 人をピークに減少してきている。

営んだ漁業種類別の経営体数は図表 3 のとおりである。なお、越前町は観光客も多いので、組合員の中には遊漁船業や漁家民宿を漁業と兼業している者もいる。

小型底曳網 (15 t 未満) は越前かに、甘エビ、ガマエビ、越前かれい (アカガレイ)、ハタハタ、バイガイ、ホタルイカ等、沖合底曳網 (15 t 以上) は越前かに、越前かれい (アカガレイ) 等、定置網はブリ、アジ、タイ、ヒラメ、マグロ、サバ等を漁獲している。

平成 25 年度の越前町漁協の組合員の水揚量は 3,987 t、水揚金額は 2,375 百万円である。漁業種類別については図表 4 のとおりであり、水揚金額の半分以上が小型底曳網で、沖合底曳網も含めると底曳網で全体の 77.7%を占めている。

図表 2. 組織・事業概要 (平成 25 年度)

(単位:百万円)

組合員数		1,331人
	正組合員	911人
役員数		25人
職員数(うちパート職員数)		19人(5人)
財務	事業利益	6
	経常利益	59
	当期剰余金	58
	総資産	1,859
	純資産	268
共済	長期共済保有高	5,171
購買	資材類供給高	79
販売	受託販売取扱高	2,375
	買取販売高	8

資料 越前町漁協「業務報告書」

図表 3. 営んだ漁業種類別経営体数
(2008 年漁業センサス)

漁業種類	経営体数
沖合底曳網	9
小型底曳網	42
船びき網	1
刺網	40
大型定置網	3
小型定置網	20
その他の網漁業	2
はえ縄	2
イカ釣り	45
その他の釣り	27
採貝・採藻	63
その他の漁業	17

水揚金額の多い魚種も底曳網が対象としているズワイガニとアカガレイが上位を占めている（図表5）。なお、ズワイガニの大半は中央市場に出荷されるのではなく、地元の料理旅館・料亭で高級料理として提供される。

主力漁業である小型底曳網漁船の乗組員は基本的に4人、沖合底曳網漁船では6人が必要であるが、経営者にとっては乗組員の確保が課題となっている。管内の小型底曳網漁船は45隻ほどあるが、多くの船でインドネシアの研修生が働いている。現在、町内に35人のインドネシアの研修生がいるが、今後も研修生を増加して対応せざるを得ないようである。

後述する大型定置網については、町内に3つあり（米ノ定置網^{ここのぎ}、小樟定置網^{くりや}、厨定置網^{むらぼり}）、すべて地区の住民が出資金を出し合って運営している「村張」である。乗組員の平均年齢はおおよそ65歳で、年金を受給している高齢者が中心を占めている。

以下では、高齢の乗組員が多い大型定置網の中から小樟定置網組合の実態を紹介する。

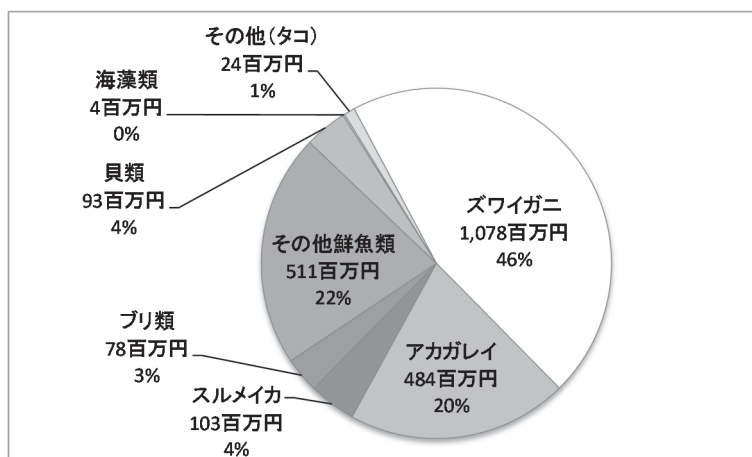
（参考：長谷川・加瀬・常『“なりわい”産業の機器と光』晃洋書房）

図表4. 平成25年度の漁業種類別の水揚数量と金額（属人）

漁業種類	水揚数量(t)	構成比	水揚金額(百万円)	構成比
小型底曳網漁業	1,847	46.3%	1,430	60.2%
沖合底曳網漁業	269	6.7%	415	17.5%
大型定置網漁業	1,312	32.9%	240	10.1%
小型定置網漁業	48	1.2%	10	0.4%
イカ釣漁業	286	7.2%	126	5.3%
刺網漁業	50	1.3%	36	1.5%
かにかご漁業	47	1.2%	27	1.1%
貝かご漁業	96	2.4%	63	2.7%
その他漁業	32	0.8%	28	1.2%
合計	3,987	100.0%	2,375	100.0%

資料 越前町漁協「業務報告書」

図表5. 平成25年度の漁種別の水揚金額（合計2,375百万円）



資料 越前町漁協「業務報告書」

3. 小樟定置網組合の実態

(1) 概要

小樟定置網組合は、大型定置網1か統を経営する小樟地区にある任意組合である。組合規約では、「各組合員が出資し、協同の事業を行い、組合員の福利増進を図る事を目的として設立された民法上の組合」となっている。

現在の組合員は150人程度、うち約8割が漁業者である。組合員は、小樟地区に居住し、組合の営む事業に従事し、又は組合事業の出資口数を1口(株)以上取得した者に限っている。小樟地区は現在200世帯弱で、集落のほぼ3/4の世帯が組合員といえる。

1株は3,000円で、当初(戦前)は1万株発行していたが、出資後に放棄した人等があり、現在の株数は9,000株弱である。元々は株数を住民に等しく配分していたが、株を売却して漁業資金の調達をした人などがおり、徐々に格差が生じてきている。一番株を保有している人は500株程度で、平均は20~30株である。地区内の人の株の売買は自由であり、価格について組合が関与することはない。売買は額面価格の3,000円でやり取りされているようである。

昭和60年には水揚げ不振が続き、追加資金が必要だったときに、他地区の人たち30人位(富山県在住者もいた)に株を取得してもらったことがある。その後、地区内だけで所有する方針を立て、地区外の人を株を数年かけて買い戻したことがある。現在の規約には「当地区外の人には定置漁業の免許を得ることができないので、組合員としての資格を与えない。但し、株主としての存在は認める」と記されている。

定置網からの利益の分配については、規約に「総漁獲残高より総仕入及び乗組員給与、その他必要な経費を控除し、残金を利益金として株主に配当する。但し、特別積立金を積み立てることができるものとする」と記されている。現在、特別積立金は2,500万円ほどである。

ここ数年は水揚げ高が1億円以上あるので、毎年配当をしている。多い時は10割配当したこともあるが、平成25年度は5割配当で、ここ数年は5割配当が通例のようである。なお、損益分岐点は水揚げ高1億円である。

定置網はブリの水揚げが多いが、他にアジ、イカ、タイ等がある。最近ではサワラも増えてきている。操業時期については、定置漁業権の免許は周年であるが、実際には冬場の時化が激しいので、2~3月はほとんど操業していない。2月には網を海中から陸上に上げて、3月の終わりに網入れをしている。

操業時間は、おおむね朝3時半に出港、5時入港(6時にセリ開始)、その後乗組員は解散し、昼2時に出港、3時半入港(4時にセリ開始)である。基本的に1日2回の網揚げであるが、6~10月の土日と祝日前、市場が休みのときは昼の網揚げはない。

漁船は、網起こし船(19トン)、運搬船(9トン)、作業船(5~6トン)を各1隻所有している。なお、任意組合のため所有者の名義は9人の役員の連名になっている。

（２）乗組員

乗組員は18人で、規約には「乗組員は満15才から満70才迄の健康な男子」となっている。賃金は月給制、基本給は18万円である。乗組員の居住要件はないが、基本的に小樟地区の居住者を優先している。しかし、組合長や漁労長の判断で例外も認めており、米ノ地区の大型定置網の元乗組員が小樟の乗組員となることが多い。厨定置網にも米ノ地区の人が乗組員となっているケースがある。

今のところ乗組員不足という経験はなく、現在は基本的に辞める乗組員が次の乗組員を紹介する形をとっている。過去には地区内で広く募集をしたことがあるが、その時は定員以上の申し込みがあった。それ以外にも希望者が定員以上の時もあり、その際は籤引きをして決めていた。

乗組員の就業パターンとして、①若い頃から定置網の乗組員を継続している人、②壮年時代までは底曳やまき網等の乗組員をしていて、高齢になって労働の軽い定置に移ってきた人、③会社を定年になってから定置に入る人（現員では2～3人のみ）、がある（図表6）。会社を定年して乗組員になった人は、2～3年は使い物にならず、周りの乗組員の負担にもなるので、定年退職者を無制限に乗組員とすることはできない。

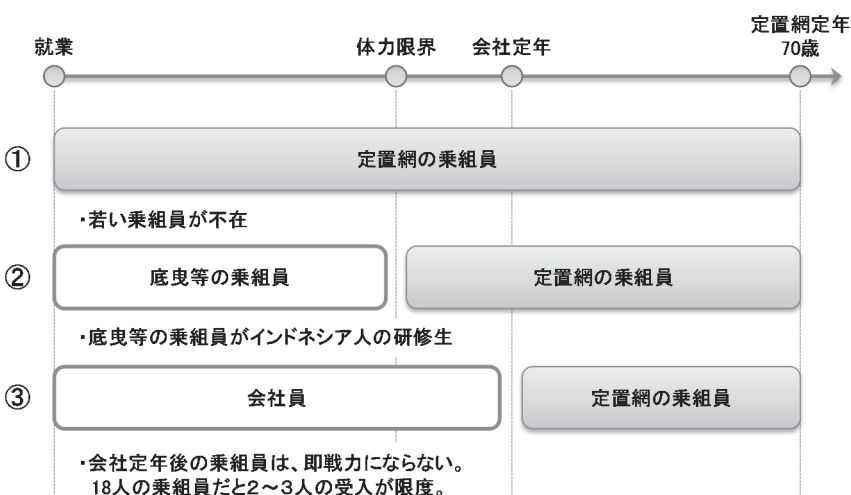
現在の乗組員の大部分が60歳代で、60歳未満は3人、うち50歳代が2人、20歳代が1人である。20歳代の人今年採用された人で、例外的なケースである。組合では、若者の乗組員が欲しいという意向は強いが、今後も若い人を雇うかは未定である。

定置の仕事は、底曳等の漁業と比較して体力的に楽である。揚網等も機械化されており、作業時間も朝と昼に各2時間ほど操業し、すぐに解散できる。朝と昼の作業の合間には、自分の船で釣りや刺網等をすることもあるし、農作業（自家用）をする人もいる。当地の昔の漁師は、棚田で米作りをしていたこともあるが、海岸段丘で広い農地がないため、徐々に農業をする人がいなくなっている。

冠婚葬祭などで乗組員が休む時は代理人を頼む方式を採っている。地元（「町内」）に居住していて定年後で暇にしている人が代理人となる（代理人の日当は6,000円）。

乗組員の多くは年金を受給しているが、国民年金だけの人もいるし、船員年金（底曳網、まき網、イカ釣り[30トン以上]等の乗組員を過去にしていた人）を受け取っている人もいる。

図表6. 定置網の乗組員の就業パターン



4. 小樟定置網の乗組員からのヒアリング結果

ヒアリングをしたA～D氏は、全員昭和 22 年生まれ（67 歳）であった。

A氏は米ノ地区出身で、親が刺網等の漁業をしていたこともあって、中学卒業後には漁師になろうと思っていた。卒業後、地元の定置網の乗組員になろうとしたが、順番待ちで乗れなかったのも、一人で漁業を1年ほどしていた。当時（昭和 30 年代後半から昭和 40 年）の定置の乗組員は機械化されていなかったのも50人弱であったが、人気がありすぐには乗れなかった。昭和 30～50 年の間は、乗組員になりたいという人が地区内に多かったようである。

その後、厨定置の乗組員になったが、乗組員は1年契約（3～12 月）で、順番待ちをしている人もいたので、3～5 年のうち1年休みという雇用形態であった。また、冬場は酒蔵に出稼ぎに行ったりしていた。

厨定置では2年働いて、その後に米ノ定置に約2年乗り、また厨定置に戻ったりして、昭和 51 年には小樟定置でも働いた。厨、米ノ、小樟の3つの定置網の乗組員として渡り歩いていた。夏場の空いた時間には小船で漁をしていた。平成 14 年（55 歳）頃から現在のよう小樟定置の乗組員として定着している。年金は国民年金を受給している。

B氏は小樟地区出身で、中学卒業後に底曳網漁船に2年、その後まき網漁船に3年、イカ釣漁船（30 トン以上）に40年乗り、体力的に辛くなってきた58歳の時に小樟定置の乗組員になった。年金は船員年金を受給している。

C氏は米ノ地区出身で、中学卒業後に京都で25歳まで会社員をした後、「家を継ぐように」と親から言われ、米ノ地区に戻った。働き先として、米ノ定置の乗組員を選択し、冬場には出稼ぎに出たりして、生計を立てていた。平成 11 年（52 歳）頃に、小樟定置の乗組員として就業している。年金は国民年金を受給している。

D氏は米ノ地区出身で、中学卒業後に大阪の運輸会社で2年ほど働き、その後に地元に戻って米ノ定置で15年ほど働いた。その間、並行して小型定置やワカメ漁を自営していた。その後、小樟定置で働き、50歳代で漁労長（船頭）になり現在に至っている。

ヒアリングをした乗組員は、B氏以外は若い頃から定置網の仕事に従事していた人たちであった。

4 人の共通点は以下のとおりである。

①現在の世帯は夫婦2人で、子どもたちは地区外に出ている。子どもが漁業を継ぐことはないと考えているし、継がせたいとも考えていない。

②船外機を保有しており、土日や中央市場が休みの時には昼からの作業がないので、その時に釣りや刺網、タコつぼ漁等をしている。漁獲物は市場に出荷しているが、ガソリン代等の経費を差し引くと収支トントンか、赤字の状態である。「自分の健康・趣味のために海に出ている」と口を揃えて言っていた。

③小樟定置の乗組員を定年の70歳で辞めると、生活費が足りなくなる・厳しくなると感じている。定年になったら船を降りて家でのおんびりする予定と言うが、「できる限り定置網

で働きたい」という希望をもっている。

小樟定置については、10 年経つと定置に乗る人が不足すると考えており、定年の年齢引き上げが必要ではないかとも考えている。従来は底曳網の乗組員が定置網に乗るということが多かったが、現在は底曳網の乗組員にインドネシア人の研修生がなっているケースが多いため、底曳網から定置網の乗組員というコースが成り立ちにくくなっている。また、若い頃から定置網の乗組員になる人もほとんど皆無で、若い人が働きやすい就業条件・作業内容にしていかなないと定置網に若い乗組員が来ないだろうと危惧している。将来的に定置網の作業が伝承できないのではないかと心配している。

地区・集落については、地区ごとの祭りは残っているが、高齢化で昔のようにできなくなってきている（神輿が担げない等）。また、空き家が増加しており、各地区で毎年 5～6 軒が減少している。

今後の課題としては、保有している船外機（F R P 船）の処分がある。廉価で船を処分できるように行政等からの支援を期待している。実際に、本人が亡くなっているのに、係留や陸揚げされたままの船があるようである。

もう一点として、海浜清掃を年 1 回、漁業者が実施しているが、徐々に参加人数が減っている。ゴミの配送や処理費用の負担もあり、今後の海浜清掃が人的、金銭的に難しくなることを予想している。

5. 小括

小樟定置網組合の組合長は、小樟定置は資源が安定しており、乗組員は募集範囲の拡大等で対応することが可能なので、10～20 年後も現状で維持できると予測している。管内の主力漁業である小型底曳網についても、資源が安定しており、過剰隻数が整理されたので（昭和 40 年頃には 75 隻だったが、現在は 45 隻位に減少）、ほぼ現状の水準で存続できると考えている。また、漁場が近場で燃油代も余りかからず、エンジンや網も痛みが少なくコストの抑制ができることも理由として挙げている。

一方で、定置の乗組員は今後の人手不足を危惧しており、底曳網についても後継者はいるが、乗組員の確保が課題となっている。定置網の乗組員の就業パターンは先に見たように大きく 3 つあるが、現在は定置の乗組員で若い人はほとんどいない。また、底曳等の乗組員もインドネシア人の研修生（制度的に 3 年間だけ就業）が徐々に占めてきており、底曳等の後に定置に乗る日本人が限られてきている。会社を定年で辞めた人を乗組員にするのは限定的である。

今後の小樟定置の方向性としては、定置で若い人を採用するか、底曳等の乗組員の日本人を増やし高齢時に採用するかである。小樟定置が高齢漁業者の働き口・受け皿として機能している点から、小樟定置で若い人を採用するよりも、高齢者のための定置という位置づけを明確にし、底曳等の元乗組員を採用するパターンが望ましいと考える。

ヒアリングした乗組員 B 氏のように、イカ釣漁が体力的に厳しくなっても働くこ

とができる小樟定置の存在は、高齢漁業者の生活を成り立たせる上で重要な存在である。

「小樟定置がなかったら生活保護を受けていたかもしれない」とヒアリングした乗組員は回答していた。

小樟定置の存在は、底曳等の乗組員になった後、体力的に厳しくなった場合に定置網での仕事があり、70 歳（定年）以降は小船での刺網や一本釣ができるという 1 つのライフコースを提示することができる。「高齢になっても働く機会がある」という将来に対する安心感や選択肢を就漁希望者に伝えることは、実際の就業を決定する上で重要な要因となり、就漁希望者（底曳等の乗組員）の増加につながるであろう。

高齢者を採用する・働ける定置という存在は、地区内の高齢漁業者だけでなく、現役漁業者・漁業従事者にとっても精神的なセーフティネット等として意義がある。さらに、定置に限らず高齢になった漁業者が働ける場の存在は、就漁希望者を増加させる一因である。今後は漁業のライフコースを就漁希望者に提示すること、そして高齢でも働ける環境を整備することが、新規就漁者の増加、ひいては地域の活性化にあたって必要なことといえる。

（尾中 謙治）

Ⅲ. 三重外湾漁協管内における高齢漁業者及び新規就漁者の実態

はじめに

三重外湾漁協では、平成 22 年から地区外の新規就漁希望者を受け入れる「畔志賀漁師塾」の取り組みを行っている。志摩市大王町^{あぜな}畔名、阿児町^{しじま}志島、甲賀^{こうか}の隣接する 3 地区の漁業者・組合員が、新規就漁者を受入れて地域漁業及び地域社会の維持を図るために設立した塾である。「畔志賀」は各地区の 1 文字を取ってつくったもので、昔は隣浜同士で争っていたが、今は手を携えて一緒に担い手不足に取り組もうという意味が込められている。

本報告では、畔志賀塾のある三重外湾漁協の高齢漁業者の現状と課題、さらに新規就漁者の状況と取組を把握する。また、畔志賀塾の 1 地区である志島地区において、海女をやめた人と現役の海女、畔志賀塾を通じて就漁した人からのヒアリング結果を紹介する。漁業者の高齢化・後継者不足に直面する三重外湾漁協や志島地区等の取り組みは、今後の高齢漁業者及び新規就漁者への支援、さらには漁村のあり方等についての参考になろう。

1. 三重外湾漁協の概要

三重外湾漁協は、平成 22 年 2 月に三重県南部の志摩市、尾鷲市、南伊勢町、大紀町、紀北町の 2 市 3 町にあった 12 漁協の合併により誕生した大型合併組合である（志摩市、尾鷲市、南伊勢町の一部には、他漁協として合併したものや未合併漁協がある）。

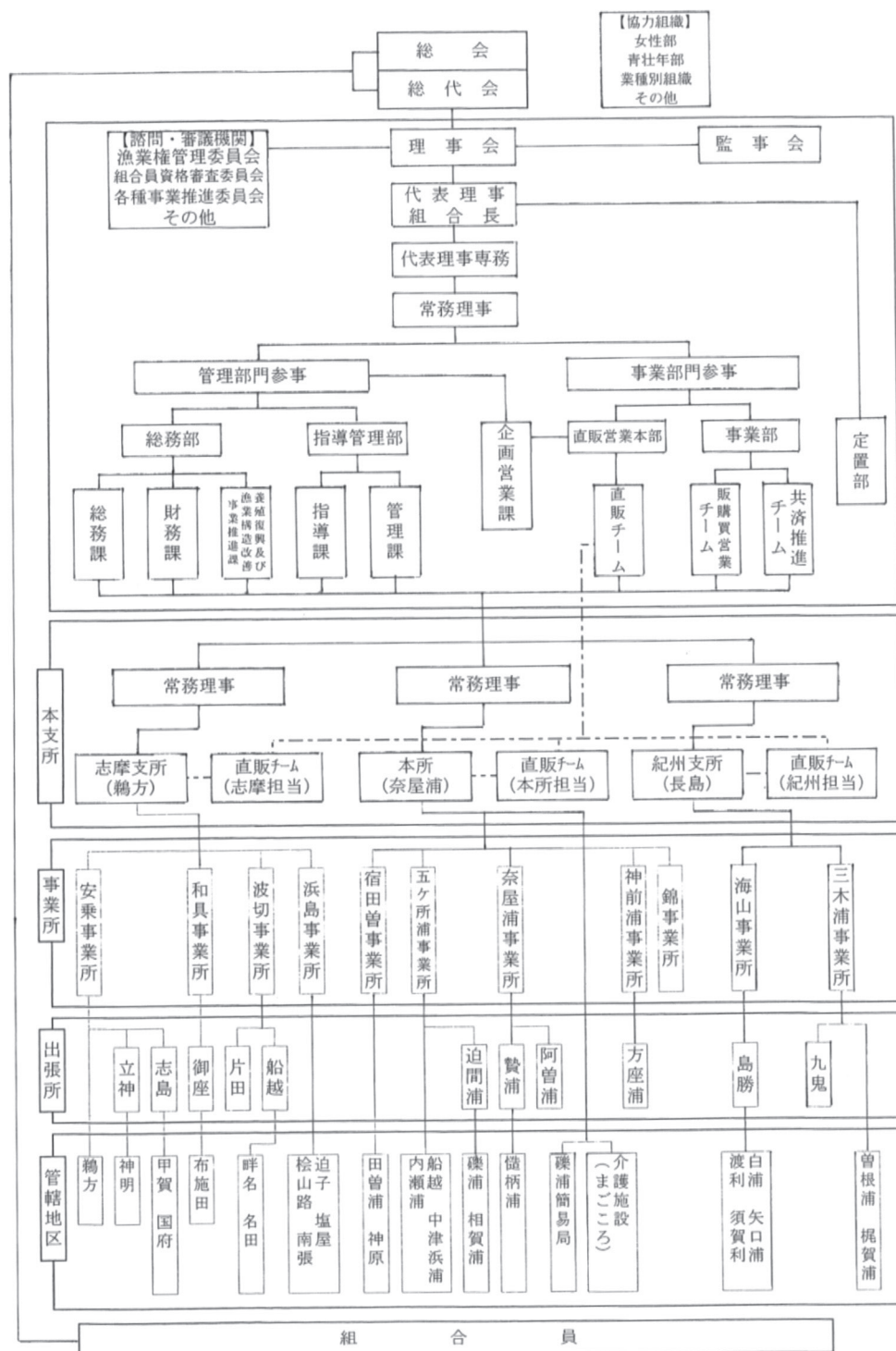
管内は、端から端まで車で移動すると 3～4 時間かかるほどの広さがある。漁協では、東から志摩地区、くまの灘地区、紀州地区と大別し、くまの灘地区に本所（奈屋浦）、他の 2 地区には支所を設置し、本所・支所は各地区の事務所、出張所、管轄地区を統括している（図表 2）。事務所は会計システムを導入しており、その下の出張所を含めた各事業の取りまとめを行ない、

図表 1. 三重外湾漁協の位置



出張所は購買・販売システムを設置しており、日々の取引処理が行われている。3地区の収支は、それぞれ経営改善によって黒字化している。

図表2. 三重外湾漁協の機構図



資料 三重外湾漁協資料

組合の概要は図表3のとおりである。組合員に占める准組合員が比較的多いが、これは以前正組合員だった地区の人が、資格審査の厳格化によって准組合員になったからである。当組合は、合併時、赤字組合だったので、准組合員には、組合からの脱退・出資金の払戻しを控えてもらうように頼んでいた。今年（平成26年）は赤字（繰越損失金）が解消したので、今後は准組合員の脱退防止が課題として浮上している。組合員として留まってもらうための対策が求められている。なお、出資金23億円のうち、半分が准組合員によるものである。

組合員の加入・脱退については図表4のとおりである（正組合員の資格要件は年間漁業従事日数が90日以上）。2年間の内に正組合員として新規加入したのは35名であるが、このうち新規の就漁者は内訳の「新規」の7名で、他は漁業後継者あるいは配偶者の相続といえる。新規就漁者の場合、当初は准組合員で、1年間様子を見てから正組合員にするというケースもある。

次に、職員については、合併時、職員数（パート職員を含む）は約250名だったが、現在は211名に減少している。職員の異動については、大型合併のため職員の通勤時間を考慮して、1時間から1時間半程度の通勤時間を目安とした人事異動が行なわれている。

組合の事業は、販売、購買、共済、製氷冷凍冷蔵等の事業のほか、組合自営の大型定置1か統、組合自営事業として「マリンパーク・くまの灘」（メガフロートを利用した釣り堀）を運営している。無料船員職業紹介や外国人技能実習生受入、介護福祉事業も行なっている。

図表3. 組織・事業概要（平成24年度）

（単位：百万円）

組合員数		10,760人
正組合員		3,011人
役員数		21人
職員数（うちパート職員数）		211人（72人）
財務	事業利益	135
	経常利益	338
	当期剰余金	332
	総資産	11,278
	純資産	2,158
共済	長期共済保有高	82,377
	短期共済保有高	26,534
購買	石油類供給高	2,040
	資材類供給高	1,909
販売	受託販売取扱高	12,163
	買取販売高	138

資料 三重外湾漁協資料

図表4. 組合員の加入・脱退の状況（平成24年4月～平成26年3月：2年間）

	新規加入（名）			脱退（名）		
		新規	譲受譲渡		脱退	譲渡脱退
正組合員	35	7 ^{※1}	28 ^{※2}	76	29	47
准組合員	252	76 ^{※3}	176 ^{※4}	526	354	172

※1 20代：2名、30代：2名、50代：2名、1法人

※2 30代：1名、40代：7名、50代：9名、60代：4名、70代：6名、1法人

※3 10代：1名、20代：3名、30代：13名、40代：21名、50代：10名、60代：19名、70代：6名、3法人

※4 10代：1名、20代：4名、30代：12名、40代：17名、50代：37名、60代：51名、70代：32名、80代：16名、6法人

資料 三重外湾漁協資料

販売事業では、移動販売車「朝獲れ鮮魚便」を整備し、管内複数の場所で魚販売（直販事業）を行なっている。売上高は年々増加しており、平成 24 年度は 138 百万円、総利益 39 百万円を計上している。

介護福祉事業は、介護施設「まごころ」でデイサービスと居宅介護支援を地域住民に提供している。当事業は、合併前の旧くまの灘漁協のときから新規事業として取り組んでいる。3 名の職員とアルバイトを雇用しており、収支に問題はない。利用者は管内の住人であるが、漁業者の利用者は少ないようである。旧志摩の国漁協では介護用品の貸出しをする事業を行っていたが、現在はその事業を「まごころ」に統合している。

市場統合への取り組みは、合併前の旧漁協レベルで手を付けており、更に取り組むのは難しい状況であったが、組合員の減少と高齢化、職員の削減で、統合の必要性が生じてきている。平成 25 年度からは、市場と事務所のあり方の検討委員会を立ち上げて検討をはじめている。

2. 管内の漁業

管内の漁業は、まき網漁業、定置網漁業、刺網漁業、延縄、一本釣漁業、海女漁業、魚類養殖、貝類養殖、青ノリ養殖、真珠養殖など多種多様である。

管内の水揚げ数量と金額は図表 5 のとおりであり、まき網漁業が水揚げの中心を占めている。管内には、大中型まき網 2 経営体と中型まき網漁業 7 経営体 12 船団（1 船団に 24～25 名の乗組員）が所属している。中型まき網漁業の主要魚種はイワシ類とサバ、アジが中心である。なお、中型まき網漁業の経営体は、平成 10 年に 13 経営体、平成 15 年に 9 経営体、平成 20 年に 8 経営体と減少している。

図表 5. 平成 24 年度の漁業種類別の水揚げ数量と金額（属地）

漁業種類	水揚げ数量(t)	構成比	水揚げ金額(百万円)	構成比
まき網漁業	66,721	84.8%	4,488	36.9%
定置漁業	5,952	7.6%	1,654	13.6%
魚類養殖	2,219	2.8%	1,784	14.7%
一本釣漁業	1,466	1.9%	828	6.8%
その他漁業	562	0.7%	266	2.2%
海女漁業	530	0.7%	558	4.6%
刺網漁業	499	0.6%	935	7.7%
のり養殖	309	0.4%	1,117	9.2%
採藻	260	0.3%	235	1.9%
延縄漁業	143	0.2%	219	1.8%
その他養殖	59	0.1%	79	0.6%
合計	78,720	100.0%	12,163	100.0%

資料 三重外湾漁協資料

大型定置網は 34 経営体あり、乗組員は 1 経営体あたり 10～15 名である。組合自営の 1 か統には、パート職員 11 名（他に正職員 1 名）を雇用している。魚類養殖は主にマダイであるが、他にハマチ、シマアジ、アジ等もある。

また、カツオ漁業に関しては、管内に 19 t カツオ船が 20 隻ほどある（1 隻あたり乗組員 5～6 名）。また、志摩地区と紀州地区には 100～150 t クラスの近海カツオ船が約 20 隻ある。100 t クラスには乗組員を 20～23 名必要とするが、乗組員不足は生じていない。人件費の抑制の面で、100 t クラスのカツオ船はほぼすべてに外国人研修生（インドネシア人）が 6 名ほど乗船している。他に和歌山県から千葉県の間で操業する曳縄（ケンケンカツオ）がある。なお、カツオの大部分は他港への水揚げである。

地区ごとの正組合員の主な漁業種類は図表 6 のとおりである。

志摩地区は、海女が多く、女性の正組合員も多い（女性正組合員 174 名、志摩地区の正組合員の 14.5%）。海女の夫は、漁師や大工、会社員等さまざまである。

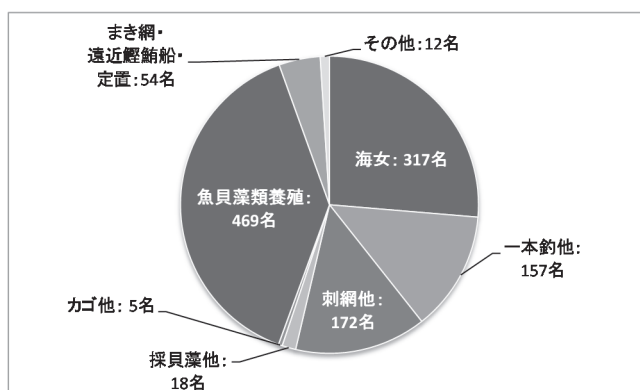
魚貝藻類養殖の主は青ノリ養殖であり、魚類養殖はない。刺網はエビ刺網が中心である。定置網は地区内に 4 か統、安乗地区には 19 t 型のまき網が 1 か統ある。

くまの灘地区は、大中型及び中型まき網があり、漁業が地域の基幹産業となっている。魚貝藻類養殖の主はマダイ養殖で、多数の個人経営体が行っている。東日本大震災で、養殖イカダが被害を受け、震災後から出荷量は落ちているが、平成 26 年度から通常出荷できそうである。しかし、単価の下落は継続しており、マダイ養殖業者にとっては厳しい状況が続いている。

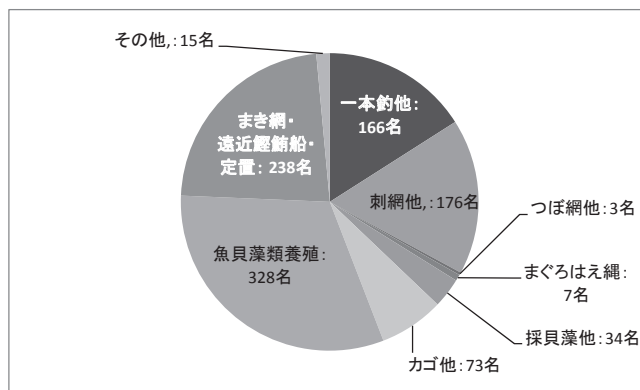
その他の魚類養殖としては、ハマチやアジがあり、最近ではマグロ養殖を 2～3 社の法人が取り組んでいる。

なお、カゴはタコやマルハギ、つば網

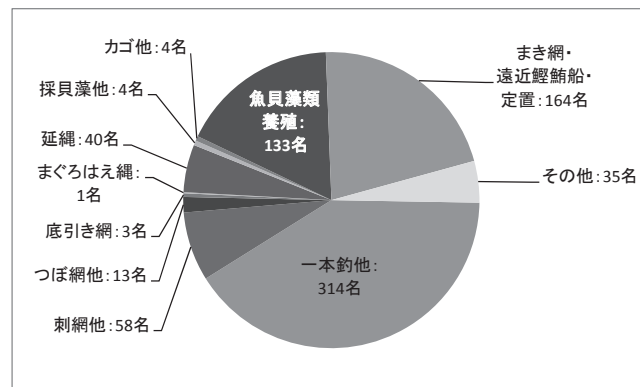
図表 6. 正組合員の主な漁業種類（平成 24 年度）
— 志摩地区（正組合員：1,204 名） —



— くまの灘地区（正組合員：1,040 名） —



— 紀北地区（正組合員：769 名） —



資料 三重外湾漁協資料

は小魚やアオリイカを対象魚としている。

紀州地区は、まき網と定置網、遠近カツオ一本釣、タイ養殖を行なっている正組合員が多い。

漁業権の行使については、管内の48地区単位（漁業権管理委員会）で決定しており、すべての地区に漁業権管理委員会がある。管内の漁業形態が様々なので、本所から行使に対する方針は出していない。漁業者の多い地区では月1回、漁業権管理委員会を開催しているところもある。地区によっては、漁業者が2～3名のところもある。各地区でアワビの口開け日等を決めている。青ノリ養殖の地区ではほとんど紛争は生じないという。

漁業権の行使は、基本的には旧漁協単位での行使になっている。ただ、漁場が単一漁協の管理になったことによって、真珠養殖の避寒作業のときにスムーズに他地区の漁場を使うことができたり、アオサの種付けのための漁場の手配ができるようになったりというメリットがある。

3. 高齢漁業者の動向と対応

平成24年度の正組合員の平均年齢は66.1歳であり、漁業者の高齢化は進行している。志摩市の海女・海士（以下、「海女」とする）は平成24年度には527人いるが、その年齢構成は図表7のとおりである。

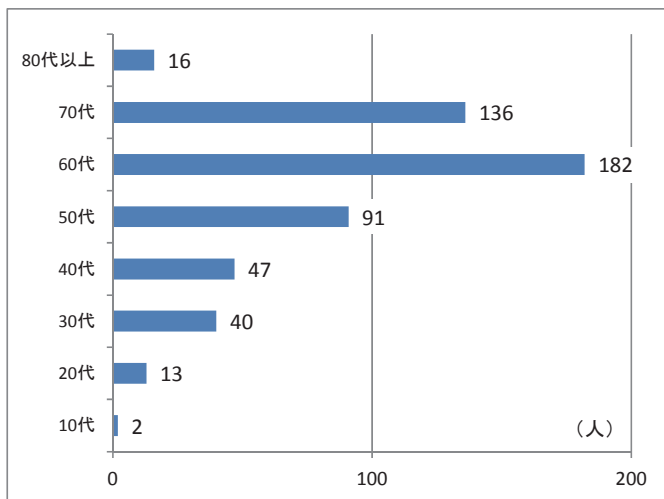
高齢漁業者の操業形態は、年金を受給しながら、趣味的に漁をしている人が多い。管内の漁業者の多くは、国民年金や船員年金に加入しているようである。

漁業種類としては一本釣が多く、イサキやアジ、タイ等を釣っている。高齢漁業者は、儲けは多くなくてよいので、経費分が回収できればよいと考えている人が多いとのことである。費用としては油代、ロープ、餌代、漁船の検査費等がある。

志摩地区の漁業者は、エビ刺網（漁業権漁業と許可漁業）と一本釣、海女の組み合わせで周年操業して生計を立てている人が多い。高齢になってくると、後継者に先の漁業を譲り、自分は一本釣と陸での網作業に従事するケースが見られる。

志摩地区内の和具や安乗、波切^{なきり}等の地区の漁業者は、エビ刺網（深いところに掛ける）やかつお曳網、一本釣にあたって7t船を使用している。それに加えて、海女をしている

図表7. 志摩市の海女・海士の年齢階層別構成



資料 平成24年三重県教育委員会の調査結果

ところは別途 1.5 t 船か船外機を保有している。高齢化すると、2～3 t あるいは 1 t の船に乗り替えて一本釣だけをするようになる人が多い。漁船はほとんど自己資金で購入しており、和具地区には一本釣に使用する 5 t 以下の船が 50～60 隻ある。

このような高齢になって船を乗り替えることから、以前使用していた船の処分の問題が生じている。また、高齢で漁業を廃業した人の廃船の問題もある（沿岸漁業者の多くは船を 2 隻は保有）。組合では、海上保安庁と一緒に浜を見て回ったことがあるが、廃船が多い感じだったと言う。しかし、所有者に連絡しても「まだ乗る」と言われたら、処分を促すこともできない。

ヒアリングをした志摩市農林水産部水産課でも廃船の問題が生じているとのことである。市内の漁業者の船だけでなく、台風明けに流れてくる船もあり、所有者がわからない船もある。最終の処分は市や県が行うことになる。なお、市内には 4 つの県管理漁港、8 つの市管理漁港があり、市管理の漁港については今後の補修の問題も生じている。

後述する畔志賀塾のある甲賀漁港では、漁に出る頻度の少ない高齢漁業者には、現役漁業者や新規就漁者が利用しやすいように、条件の良い係留場所から他の場所に移ってもらうような取り組みを行なっている。

また、漁業者の高齢化によって、組合職員の業務負担が増加している。具体的には、高齢漁業者が水揚げや選別を自力ですることが難しく、その際に職員がサポートしている。海女（70～75 歳の人が多い）も高齢化しており、荷が陸に揚げられない人もいる。浮き桟橋を設置している所もあるが、その場合他の漁船が着岸できないという問題もある。

高齢漁業者が漁業をやめる理由は体がきつい・作業ができないというのが一番とのことである。不漁でも油代等は年金で出せる部分もあるが、体力的に作業ができなくなったときはリタイアせざるを得ない。また、本人は大丈夫だと思っても、家族からやめるように言われるケースも多い。家族は他の漁業者に迷惑をかけることを気にしている。過去に、高齢漁業者が海で行方不明になり、地元漁業者が一斉休漁して、探索活動をした経験もある。家族にとってこれが一番の心配事になっている。一方で、高齢漁業者は船を降りると、病気になったり、気力がなくなる人が多いという問題もある。

組合では、高齢者のために、陸から近いところに鉄製等の魚礁を設置しているところがある。それによって近場に漁場ができるので、油代も安く気軽に漁に行くことができる。しかし、小さい魚礁であると、釣りだと 3 隻程度しかできないという課題もある。

志摩市では、高齢漁業者の支援が目的ではないが、県単増殖場造成事業で、浅場への漁場造成（築いそ）を行なっている。要望のある地域に自然石を沈め、アワビやサザエ、イセエビ等の根付資源繁殖保護を図っている。年に 2 か所（1 か所に約 400 m²）の造成を行っており、総事業費の 4 割を県負担、残りを市と漁協が折半するようになっている。

高齢漁業者に対しては、県も市も特段の支援・取り組みを行っていないのが現状である。三重県でも、普及指導員が個別相談等に応じる体制をとっているが、高齢漁業者にフォーカスした事業等を現時点では講じていない。

組合では、高齢漁業者への対応として、自営事業（カキ養殖とタイ類の養殖を検討）で高齢漁業者の雇用を検討している。昨年（平成25年）にカキの種付けを職員が行い、実施にあたっての準備・試行をしている。問題は、漁業権のこともあり、養殖の漁場は空いてきているが、どの漁場で養殖を開始するかである。

次に、新規就漁者に対する高齢漁業者の意識であるが、外部から人を積極的に受け入れようとする意識をもっている人は少ないようである。地域・地区には、高齢化で消防団がない、年配者ばかりなので何かあった時に動ける人がいないという現状があり、外から若い人に入ってもらわないといけないことは、頭ではわかっている。しかし、「変な人が来たらどうしよう」「どんな人が来るかわからない」「地域のルールを守ってくれるかわからない」という不安がある。そして、他地区の新規就漁者の成功事例より、地区のルールを守らないというようなマイナスの事例に敏感である。

4. 新規就漁者の状況

三重県の新規就漁者の状況（漁家子弟を含む。遠洋漁業は除く）は図表8、9のとおりである（三重県における新規就漁者への支援体制について章末「参考1」参照）。独立自営の場合の漁業種類は、ノリ養殖、底曳網（貝桁網含む）、刺網、船曳網、海女（海士）、魚類養殖等である。法人への就職は、船曳網、底曳網、定置網、中型まき網、魚類養殖等である。

独立自営は漁家子弟が多く、外部からの人は少ない。外部からの人は、定置網、まき網の漁業者に雇われるケースが多く、一部に魚類養殖がある程度である。独立自営（新規参入）で魚類養殖は難しい。平成23年と24年には、女性が海女漁に就漁しているが、これは後述する畔志賀塾を通じて、県外から入ってきた人たちである。

次に、志摩市の新規就漁者（漁家子弟を含む）の状況は図表10のとおりである。着業する漁業種類としては、刺網、海女（海士含む）、ノリ養殖、一本釣である。着業後やめる人

図表8. 年齢階層別の新規就漁者数の内訳

（単位：人）

年齢階層	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年			平成24年		
	漁家子弟	それ以外	漁家子弟	それ以外	漁家子弟	それ以外	漁家子弟	それ以外	女性	漁家子弟	それ以外	女性
10代	5		2		5	1	8	1		4	1	
20代	2	4	9	12	9	5	9	8	1	4	9	1
30代	3	2	3	5	8	14	4	8		7	1	
40代	2		1	2	4	4	2	4	2	5	3	
50代	1		2		3	8		1		6	2	
60代以上	1		1			1				2		
小計	14	6	18	19	29	33	23	22		28	16	1
合計	20		37		62		48			45		

資料 三重県農林水産部資料

もおり、特に海女の人が目立つようである。やめる理由としては生計を立てるのが難しいというのが一番である。一方で、継続しているのは漁家子弟か漁家出身の奥さんが多いとのことである。

現時点では、三重県南部で漁船漁業に新規就漁して生計を立てるのは容易ではないのが実情である。昔は1千万円程度の漁業収入があったが、今は300～400万円の収入があったら良い方である。現役の海女ですら、ひと夏（3月中旬から9月14日。操業日数は80～100日強）に200～300万円の収入である。新規就漁者は年20万円程度で、良くても100万円弱である。

志摩市の和具地区の現役の漁業者の水揚げ金額は、エビ刺網で500万円、一本釣で300～400万円であるが、エビ刺網の許可がない人は一本釣のみなので、漁業だけでの生活は厳しい。他の期間に所得不足分を補える短期アルバイト等があればいいのだが、そのようなところはあまりない。

三重県全体でみると、農業やアルバイト等、様々な組み合わせで副業をしている漁業者も一定数存在している。県北部では都市に近いこともあり、比較的アルバイト先はある。問題は、雇用の場が少ない県南部の地域である。南部においては、柑橘類の収穫等のアルバイトを創出し、漁業との複合的な組み合わせによって、生活・収入の安定を図る必要性のある漁業者もいる。

志摩市では、後継者を含む新規就漁者対策として、①資源の増産、②漁業収益の向上（高付加価値化・ブランド化）、③新規漁業の推進（多様性未利用魚の活用も視野にいれている）を挙げている。

以上のように、新規就漁者の定着にあたって、収入機会の確保や漁業収入向上への取組み等を行なっている。新規就漁者の課題としては、それ以外にも新規就漁者の入口（問合せ先）や着業時の課題もある。

新規就漁者の多くは、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター主催の「漁業就業支援フェア」への参加や「漁師.jp」のホームページを見ての応募が多い。

図表 9. 就漁形態別の出身別就業者数

（単位：人）

	自営		法人		計
	県内 漁家出身	それ以外	県内 漁家出身	それ以外	
平成20年	10	6	4	0	20
平成21年	12	2	6	17	37
平成22年	15	12	14	21	62
平成23年	11	15	13	9	48
平成24年	20	6	8	11	45

資料 三重県農林水産部資料

図表 10. 志摩市の新規就漁者の概況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新規就漁者	5人(0人)	13人(3人)	3人(1人)	0人
平成26年5月時点で残っている人	2人	10人	3人	—

※（ ）内は女性

資料 志摩市農林水産部資料

それ以外にも、漁協や漁連、県、各市町村等に、「漁師になりたいが、どうしたらよいか」という問合せの電話がある。これに対しては各団体が個別に対応しており、効率が悪く、情報が統一されておらず、最新の情報や事例が伝えられているとは言い難い。

そこで、今年（平成 26 年度）から、県、水産関係団体、三重県農林水産支援センター、沿海市町、水産高校等をメンバーとする「三重県漁業担い手対策協議会」を立ち上げ、各漁村の実態把握等を行ったり、各団体間の情報交換を行い情報の共有化を図り、さらに情報の一元化によって、新規就漁者の効率的・効果的な受入態勢の構築を目指した取り組みを新たにはじめる。これによって、漁村の意識改革も期待されている。

次に、着業時の課題として、①漁業の知識や技術習得、②漁船等の取得、③実際の操業にあたっての課題等があり、それに対する対応を組合や行政が行っている。

①漁業の知識や技術習得にあたっては、国等の支援制度・事業もあるが、実際に受入れ、指導する体制が必要である。そこで、平成 22 年の三重県漁業大会で「漁師塾」を構築し、新規就漁者の受け入れに取り組むことを明文化した。漁師塾は現在、三重外湾漁協の畔志賀塾、尾鷲漁協の^{はいだ}早田漁師塾、白塚漁協の白塚漁師塾の 3 つがある。畔志賀塾と早田漁師塾は以前から新規就漁者の受け入れをしていたので、平成 22 年から漁師塾としての取り組みを始めている。白塚漁師塾は、平成 25 年から取り組みを開始している。

畔志賀塾は独立自営を、早田（定置網）と白塚（バッチ網）は雇用型の漁業者を育てることを目的としている。研修期間等は各塾ごとだが、地域の祭り等の行事への参加も促している。漁業だけでなく、漁村の生活についての理解・体験も重視している。

このような取り組みに対して、県では平成 24 年度から漁協が取り組む人材育成や就業・就労支援を行う新たな仕組みづくり（漁師塾）に向けた支援を実施している（補助率 1 / 2。残り 1 / 2 は事業実施主体の漁協が負担。期間 2 年）。具体的には、先の漁師塾において、新規就漁を希望する研修生の受け入れ、実技及び座学研修の実施、新規就漁希望者を受け入れるためのマニュアルの作成に取り組んでいる。

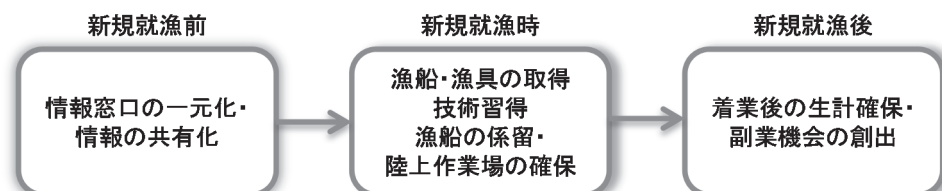
漁業の知識や技術習得にあたって、金銭的な手当も重要であるが、「塾」のような受入れ体制の整備・構築は、新規就漁希望者が安心・信頼して研修を受けるためのひとつの形である。

②漁船や漁具等の取得にあたっては、県では新規就漁者に対するリース事業を平成 26 年度に新設している（参考 1）。本論から外れるが、この事業は漁家子弟も利用できるようなになっている。これは、漁家子弟であっても、新たな漁法をマスターし、新たな漁業収入の機会を得ることや複数漁業（漁法）による経営上のリスク分散、また地域における漁業技術の継承のためである。

漁船や漁具等の取得にあたっては、金銭的な支援に加えて、中古船や漁具の斡旋などを組合や地区漁業者が行なう必要がある。

③実際の操業にあたっては、先にも見たような漁船の整理による効率的な漁港利用や陸上作業場の確保などが必要である。加えて、網の手入れ等の作業を手伝ってくれる人の紹介が求められる。

図表 11. 新規就漁フローにあたっての課題



5. 志島地区の取り組み

(1) 志島地区の概要

志島地区は、平成 22 年の国勢調査によると、人口 813 人（277 世帯）で、65 歳以上は 275 人（人口の 33.8%）である。平成 24 年度の志島地区の漁協の正組合員は 20 名（男性：14 名、女性 4 名、法人 1 社、平均年齢 65.1 歳）、准組合員は 218 名である（人口の 29.3% が組合員）。漁業従事以外の住民は会社勤めが大部分で、女性については福祉関連の仕事が多い。

現在、志島地区の漁業者は、海女（海士含む）が 15 人、エビ刺網（漁業権漁業）が 6 人、その他に一本釣を趣味で何人かがしている程度である。ナマコのたもすくいやアラメの採藻をしている人もいる。一本釣については、現在の油の高騰で生計を立てるのは難しいようである。

志島地区には、漁協の出張所と信漁連の機械化店舗（A T M）がある。地区としては小規模だが、このように漁協と信漁連の店舗があるところは少ない。これは、組合員が系統利用に積極的で地区がまとまっている結果である。志島地区では漁協を守るという意識が強く、協力体制もある。

旧志島漁協のときには志島に市場があり、そこで水揚していたが、その後、近隣の旧国府漁協の市場と一緒に甲賀地区の市場に集約した。現在は、志島地区の漁業者は甲賀の市場に 100% 水揚している。このような例からも、「こうしよう」と声を掛けたら地区の人々が協力する素地があり、「自分たちの村を自分たちで守る」という意識がある。

昭和中期の志島地区は、半農半漁の生業形態であった。夫婦で漁業に従事しているケースが多く、妻は海女で、畑仕事もしていた。海女の漁閑期を利用して、田植えや稲刈りなどの季節労働をして、県内外に出稼ぎもしていた。また、畑で換金作物としてタマネギ等を栽培したり、サツマイモを生産し、「キンコ」という干し芋を作って販売していた。

夫は、カツオ・マグロの遠洋漁業の乗組員の人が多く、その人たちは大体 55 歳くらいで船を降りて、船員年金を受け取り、現在は隠居生活している。船員年金は多い人で年間 300

万円程度受給している。遠洋の船を降りた高齢者の中には、ナマコを採ったり、刺網の網作業の手伝いをしている人もいる。

志島地区のリーダーであり、三重外湾漁協志摩支所の理事である S 氏は、38 歳で遠洋漁船を降りて、地元（志島地区）で刺網をはじめた。当初は年間 50 数万円程度の水揚げだったが、その後一本釣りなど地元でできる漁業をすべて行っている。42 歳のときから旧漁協の理事に就任し、現在も理事をしている。今は息子と一緒に漁業をしており、畔志賀塾の塾生への指導もしている。

志島地区の海女の人数の推移は図表 12 のとおりであり、大きく減少していることがわかる。先に見た通り漁業者全体でも 20 名程度の志島地区では、漁業者の減少は、漁業だけでなく、地域経済・活動の衰退にもつながっている。

現在、S 氏は、早期に船を降りた元気な高齢者を生かした地区づくり・活性化に取り組んでいる。地元料理の販売・6 次産業化も検討している。平成 25 年度にはイベント等で地元料理の販売をしているが、まだ準備段階とのことである。このような取り組みにあたって、地区の協力を得て挑戦している。その際に、行政の支援制度も調べているが、ほとんどの制度は自己資金を求められるので使い勝手が悪いと言う。地区に意欲があっても、自己資金を用意することは容易ではないのである。

図表 12. 志島の海女の操業人数の変化

	昭和24年	昭和47年	昭和53年	平成元年	平成9年	平成11年	平成16年	平成22年
志島地区	192	180	80	39	27	24	20	14
鳥羽市・志摩市の合計	6,109	4,124	3,603	1,937	1,698	1,368	1,165	973

資料 海の博物館編『目で見える鳥羽・志摩の海女』2013 年

（２）畔志賀塾

志島地区では、県外からの新規就漁希望者を約 20 年前から受け入れており、平成 22 年からは畔志賀塾として取り組んでいる。

リーダーである S 氏は、「地域・地区が高齢化していて大変」と高齢漁業者や地域がマイナス面だけを訴えるのではなく、『『地域の年寄りが若い人の面倒をみます』と言って、若い人を受け入れる取組みをしていくことが必要だ』と言う。さらに「人手不足等を外国人の受入れで対処するというのは、筋が違うと感じている。自分たちが壊してきた地域を自分たちでなおす必要があると考えている」と続ける。

畔志賀塾は、独立自営の漁業者になることを希望する人をサポートする目的で、志摩市内の畔名・志島・甲賀の 3 地区が連携して開催している。畔志賀塾は三重外湾漁協の下部組織であり、任意団体である。

畔志賀塾では、研修生は最長 12 か月、漁業者・講師から漁業の実践研修と漁業制度や漁協の仕組み等の座学研修を受ける。志島地区での自営漁業の種類としては、海女（海士含む）、エビ刺網、一本釣があり、海女とエビ刺網の組み合わせが主である。

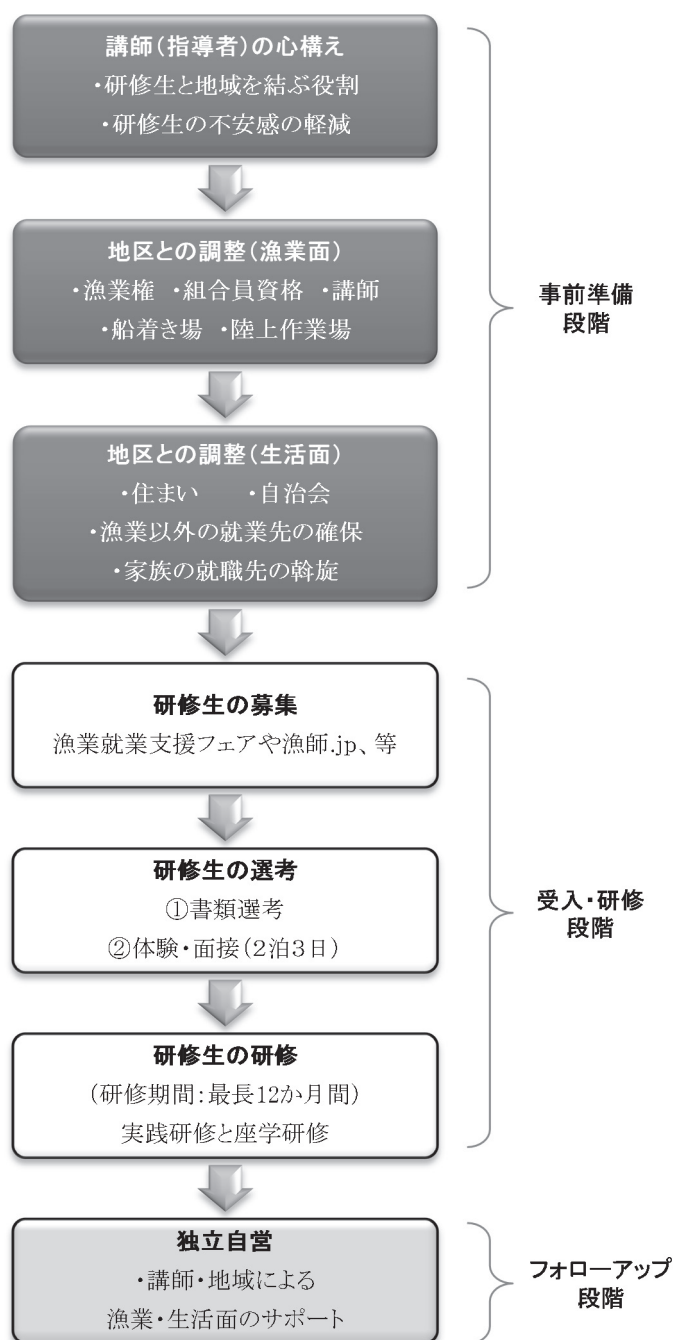
畔志賀塾の 12 か月の研修プログラムの準備・実行に人手も手間もかかるが、それ以前の地区での準備段階、研修生の募集・選考、さらには着業後のフォローアップまで視野に入

れて、志島地区では取り組んでいる（図表 13、畔志賀塾の志島地区における新規就漁者の受入の詳細については章末「参考 2」参照）。

志島地区では、畔志賀塾以前の新規就漁者も含めて、現在 7 人を受け入れている。講師・指導者でもある S 氏は「人を育てるのは容易ではない」と言うが、着実に新しい人たちが漁業、そして地域に定着している。結婚した人も出てきている。畔志賀塾の開始から現在までの新規就漁者数は、志島地区 4 名、甲賀地区 5 名、畔名地区 1 名である。

志島地区では、畔志賀塾の開設以前に、新規就漁者を受け入れたとき、海女の漁業権等で色々と問題が発生すると想定していたが、特に何も生じなかった。それ以前の、S 氏らによる「地域・漁業に若い人が必要」ということを漁業者らに啓蒙した結果といえる。今は、「自分たちだけが良ければ良いという意識ではなく、みんなで協力する」という意識が地区に根づいている。また、研修生・修了生は志島地区に住み、漁業だけでなく地域活動に参加することが求められており、それによって地区の人たちと良好な関係を構築している。これも新規就漁者が定着することの 1 つの大きな要因である。

図表 13. 畔志賀塾の志島地区における新規就漁者の受入プロセス



資料 三重外湾漁協「新規漁業就業者 受入マニュアル」より作成

さて、地域が一体となった志島地区の取組みは、新規就漁者受入のひとつの成功モデルといえるが、課題・改善点もある（対応を行なっている最中のものもある）。

ひとつは、漁業の実践研修にあたって、指導者が高齢漁業者なので、万が一研修生が溺れたりしたときに、高齢の指導者が助けられるかということである。安全面に対してはどこまで対応するか・できるかという問題もあるが、今後のひとつの検討課題となる。

次に、研修期間中の研修生の生活費についてである。平成 21 年～平成 23 年度までは国の雇用経済対策交付金を活用した県の「漁業就業者研修支援事業」があり、研修生には上限 97,000 円／月（最長 12 か月）の支給があったが、平成 24 年度から廃止となっている。志島地区では、これに変わるものとして水産庁の新規漁業就業者総合支援事業の長期研修支援（独立型）を申請中である。研修期間中の安定した生活保障制度が望まれる。

研修修了後には、研修生は漁業者として独立する。それにあたって、漁船や漁具の購入をするが、すべてを自己資金で賄うことは困難なので、借入をする人が大部分である。過去には最高で 400 万円弱の借入をした人もいる。信漁連では、修了生の研修期間中の様子なども知っているので、融資には前向きに対応している。

しかし、実際問題として、借入金の返済は水揚げをあまり上げることができない新規就漁者にとっては負担である。先に見た県の漁船や漁具のリース事業等によって着業にあつての費用を抑える支援等が必要である。

また、着業後、3 年間くらいすると水揚げが一定程度まで上がってくるので、その間の所得保障のようなものが期待されている。人づくり・将来的に税金を払う人を育てているというスタンスで、新規就漁者の生活支援が行政に望まれている。加えて、水揚げ実績のない新規就漁者が漁業共済に加入できないので、不漁時等への対応策も必要である。

畔志賀塾では、新規就漁者の初期の収入が少ないことから、平成 25 年から副収入対策としてキンコや焼酎（志州隼人）の原料として需要のあるサツマイモの栽培を耕作放棄地で始めている。昔の海女がキンコを作って、副収入を得ていた形態の再現である。栽培にあつての農機具や苗等の購入には、県の「南部地域活性化基金事業」（補助率 1／2）が採択され、これに対して志摩市も「漁業の担い手育成事業補助金」（補助率 1／4）を出しており、畔志賀塾（三重外湾漁協）の負担は 1／4 となっている。サツマイモの苗植え作業には志摩市職員も協力しており、鳥羽志摩農協からは畑づくり等の技術的な指導協力もあった。この取り組みは、①漁業者の副収入対策、②耕作放棄地の解消、③6 次産業化のシーズ育成、になっている。

このような畔志賀塾の取組みの影響で、新規就漁者を受け入れようと考え始めている他の地区も出てきている。関係者は、畔志賀塾、特に志島地区の取り組みは上手くいっていると評価している。地区の規模が小規模なのが 1 つの成功要因と捉えている。「規模の大きな地区は難しい」「地区・集落の住民や漁業者数が多いとまとまることは難しい」と言う。

一番の成功要因は、地区のリーダーである S 氏の存在とそれを支える地区の人々の団結心・一体感といえる。S 氏自身、他地区へのアドバイスとして、「地区にリーダーをつくる

ように」とアドバイスしているが、なかなか他地区では進んでいない。地区ごとに新規就漁者の受け入れに取り組みれば良いのだが、「自分の地区では無理」と言う人が多いようである。昔からの漁業や地区のしがらみを取り払ったりする必要もあり、高齢漁業者にとって容易ではないが、「無理」と考えてしまえばそれ以上進まない。志島地区のように少ない漁業者たちでも畔志賀塾のような取り組みができるのであるから、漁業者の多い地域では協力者も多いので、もっと積極的にできる可能性もある。

（３）Ａ氏（海女をやめた人：74歳・女性）

Ａ氏は、神戸で出生し、6歳頃に志島に移住している。父親は志島、母親は畔名の出身で、父親はアラメなどの水産加工をしていた。本人は中学卒業後、名古屋で就職し、16歳のころに志島に戻っている。23歳で結婚し、出産、その後義母が子供を見て、Ａ氏は海女をはじめた。海女小屋に入るのに特段の苦労はなかったが、初めは潜れず、一年経ってから少しずつ潜れるようになったようである。

夫はカツオ船の乗組員をしていて、半年は地元外で生活をしていて。その間、Ａ氏は焼津、清水などに1か月に1度、会いに行っていた。夫は35歳頃に名古屋の船に乗り換えて、その後も漁船に乗り、60歳で漁業をやめている。

Ａ氏が海女のときの最盛期は1日でアワビ20kg、10日（締め＝1単位の会計期間）で90万円をとったのがレコードである。この成果は、自分は競争心があり、深い所で採ろうとする傾向があったからだ振り返る。息（潜水時間）は訓練で長くなるので、負けず嫌いか、諦めやすいかの性格差が出る。

海女の着衣は、昭和40年頃までは布をまとうだけだったが、その後ウェットスーツを着るようになった。体が冷えないのでアワビを多くとれるようになり、資源の減少の恐れがあったので、作業時間を40分に減らし、ウェットスーツを半袖にする約束事となった（後に長袖も良くなる）。さらに、足ヒレを着けたり、桶を袋に変更（波で桶がひっくり返ってアワビが落ちてしまうのを回避するため）したりしている。

海女たちは、トマエ（男）に船で運んでくれるように頼み、乗り合いで沖の漁場に行き、各海女は「山」（山立て）で網代（アワビのいる所）の位置を確認する（網代は他の人には教えない）。そして、トマエに自分が潜りたい場所を伝え、その場所で海に入る。潜っている間、トマエは海上で待っていて、みんなを船に乗せて戻ってくる。

トマエは海女たちの親方ではなく、海女たちが自分で選び依頼する。船の所有・維持費やガソリン代等はトマエが自分で払うが、その対価として海女の水揚げの12%を受け取るようになっている（現在も同率）。水揚げしたアワビ等は、その日の3時までに水揚げして入札にかけ、トマエは各海女に売上の明細書を渡す流れになっている。

Ａ氏は、海女をしていたが、家事も農業もしていた。海女の漁期は、今は5月1日～9月14日（昔は4月から）である。潜るのは通常1日2回で、海が浅くなる干潮時に潜るのが楽なので、通常は8時半頃に浜に行き、10時頃海に入る。11時半頃に海女小屋に戻り、

飯ごうで米を炊き、みんなで昼食をとる。この間、休みつつ体を温め、12～13 時くらいに二回目の潜りに出る（夏場は時間が長くなる）。3 時までには収穫物を組合に出荷し、毎日商人が集まって入札する（昔は1 回の入札で3 日間程度の値を固定した時期もあった）。入札はトマエに任せ、その間は海女小屋で火を焚いて寝ている。作業中は水の中にいるので体が水分を含んでしまっている。これを汗として出さないと、翌日だるくなって作業にさしかえるのである。入札後、伝票を受け取って家に帰り、その後は主婦の仕事をする。

海女の休日は、昔から地域住民の葬式に休む約束（今もその慣習はある）であったが、その後土曜休みになった。ただ、なぎなら土日も出てよいことになっている。台風・大雨の時は水が濁り見えなくなり潜れないので、実際に潜れるのは年間で70 日程度である。

昔は、海女小屋は7 つあった（今は3 つ）。1 小屋に8 ～10 人位が所属していて、小屋で休んでいる間、拾ってきた木で火を焚いて体を温めていた。

海女の仕事は楽しかったが、70 歳で息苦しさを感じ、その年に心臓手術を受け現役を引退した。海女の収入は、A 氏が海女をやめた時は年160 万円程度であった。最高は年700 万円で、夫の賃金よりも良かったときもある。「欲半分、好き半分でやれた。自由に頑張れて儲かる。健康であれば自分は今も続けていただろう」と言う。大病をしたのでもう海女仕事をしないように、道具を持っているとやりたくなるので、他の人にあげてしまった。

以前は海女仲間で旅行に行くなどしていたが、海女が減ってバスの人数がまとまらなくなってから、自然にみんなでバス旅行に行く習慣がなくなってしまった。その他に変わった点として、昔は老人施設に親を入れるのは「親を捨てる」ように受け取られたが、今は本人にとって「栄養も良くなる、きれいにしてもらえる、病気の治療に良い」と受け取られている。A 氏自身もいずれ世話になるつもりである。

海女をやめてから、今は畑を2 畝ほど作っている。後は好きなテレビを見たり、友人を訪ねて話し込む等の生活をしている。大病後は拾った命と思って毎日を楽しんでいる。

A 氏には、男1 人、女1 人（1962 年生まれ）の子どもがいる。娘には海女になれとは勧めていない。時代が変わり、若い子は誰も海女になろうとしない時代になった。子どもたちは都会に出ているので、孫たち（男2 人）に漁業を勧めることもない。

今67 歳の海女（自分より6 歳下）が最若で、その後は地元出身者で海女になった人はいない。畔志賀塾から若い人が入るようにはなっている。A 氏自身は、外から新規就漁者が入ってくるようなことになるとは夢にも思っていなかった（外から人が入って来ることには肯定的）。

資源については、アワビは年々減少してきていたが、近年は稚貝放流の効果でやや回復してきているようである。

（４）Ｂ氏（海女：76歳〔現役海女の最高齢〕・女性）

Ｂ氏は志島出身で、19歳で結婚した。夫は大工と農業をされており、今は仕事をやめて趣味の釣りをしている。子供の時から海で泳いだり、潜ったりして遊んでいた。そして、母も姉も海女だったので自分も海女になるつもりでいたし、嫁入り道具も磯桶^{いそおけ}（海女の道具）だった。海女が子どもの産み月に潜るのは普通のことだったし、Ｂ氏は2人目の子の出産の2日前まで潜っていた。

水揚げの良かった時は10日で100万円の時もあった。娘の嫁入り道具の費用も1年の水揚げで賄った。今は水揚げが落ちて1日1万円台（2万円に達するのは稀）である。最近では体の無理も利かなくなってきたので、若い人が出ても自分は休む日もある。Ｂ氏自身は漁協の正組合員である。時代が変わってやる人がいないので、自分の後継者として娘に海女になれとは勧めていない。

昔は海女小屋が志島に7つあり、5～6人ずつ所属していた。Ｂ氏は自分の家に近い所に入れてもらった。海に出るときはトマエに頼んでいる。今頼んでいる人はＢ氏にとっては6人目とのことである。今のトマエは、昔カツオ船に乗っていた人である。

現在の海女漁は、5月が採り始めなので多く採れる。漁の休みは土曜日と天候の悪い時、村行事、地域の葬式で、漁に出られるか迷うような天候・時化の時は地域の「推進委員」が決める。

志島地区の海女は、新規就漁者を除いて11人（男女）おり、沖に出るときは2隻の船（2人のトマエ）に依頼している。資源管理については、小さいアワビをとった時は海中でそのまま岩に戻している。ただし、岩から剥がす際に傷付けて、戻しても死んでしまうと判断した時は収穫して傷物として入札にかける。

畔志賀塾については、現在3人の女性（27～30歳）の研修生がおり、Ｂ氏が接しているのは2人である。水泳部の経験者もいて、海が好きな人たちで、自分たちの言うことも素直に聞いて上達しようと努力している。上達も早い。自分たちは老人なので潜る回数は少ないが、若い人は何度も潜っている。3年程度で一人前になると思っている。

研修生・新規就漁者には、Ｓ氏が空き家を見つけて住めるようにし、地区内に住めるようにしている。また、海女の時期（5～9月半ば）以外に、研修生・新規就漁者はＳ氏の紹介でヒジキ加工場に勤めている。空いている畑を借りて干し芋作りもしている。男海士にはエビ網を操業できるように指導している。

外から来る人に家を貸しても良いという人や指導する人などがいることに対して、「志島はまとまりがあって良い」と他地区の人に言われている。Ｂ氏自身も指導にあたっているが、外から人を入れるのは、組合の水揚げ増加にも役立つので良いことと評価している。

（５）Ｃ氏（新規就漁者：34歳・男性）

Ｃ氏は、畔志賀塾の1期生である。東京都国立市の出身で、16歳の時に気仙沼のマグロ遠洋漁船、19歳から静岡県伊東市宇佐美の定置網で働いていた。しかし、サラリーマン的

で面白みを感じられず 20 歳で辞め、その後 O A 機器の営業など色々な職業を経験した。30 歳を過ぎた頃から、仕事に面白みを感じられず、漁師の道を検討し始めた。「ザ・漁師」で情報を検索し、独立自営できるところを色々探した結果、畔志賀塾を見つけた。

平成 23 年 5 月末に、志島での 2 泊 3 日の漁業体験に参加し、6 月には自己資金 100 万円をもって、30 歳の時に志島に移住した。到着してすぐに移動手段がないことに気づき、中古車（軽トラ 21 万円）を購入した。

住居は借家で家賃は 1.5 万円の格安である。そもそも他の地域では、空き家があったとしても、外部の人に家を貸してくれる人を見つけるのは難しい。S 氏のリーダーシップの結果といえる。

C 氏は、1 年間の座学と実習を経験し、1 年後の 31 歳の時には、漁船や漁具を購入し、独立して漁業を開始した。エビ刺網と海士を中心にした漁業で、一部ナマコ漁も行う形態である。

中古漁船（2.5 t）は 120 万円、付随設備としてローラー（35 万円）やりモコン（50～60 万円）も購入した。その他に刺網なども購入し、信漁連から近代化資金 250 万円を借入れており、2 年目より返済がスタートしている。

独立した初年度には、船を瀬に乗り上げてしまう等の失敗をしてしまい、1 年ではまだまだ海のことも理解できないので、S 氏をはじめ他の漁業者からアドバイスをもらっている。

刺網は 1 人 48 反までできる規則だが、初年度は網がそろわなかったこともあり 32 反だった。1 年目の水揚げは、海士と刺網で 180 万円程度、2 年目は 280 万円ほどになり、年々上達している。26 年度も更に水揚げ高は伸びる予定である。

収入の大部分は漁具の購入資金と借入金の返済に使っている。野菜等の食べ物は地区の人からもらっている。平成 25 年からは空いている畑を借りて、畔志賀塾生がサツマイモを栽培して、キンコ等にして販売する予定である。塾生同士の交流があり、情報の共有などを行なっているが、話題の中心は水揚げのことである。

エビ網の手入れについては、地区の人に頼んでいる。C 氏は 3 人の女性にお願いしており、網作業は朝 5～8 時の大体 3 時間くらいで、賃金は 1 日 500 円である。手伝っている人はほとんどボランティアである。

エビ刺網のときの 1 日の流れは、2 時に起床、3 時に網揚げ、5 時頃に帰港し、エビの収穫と網の手入れ、8 時に出荷する。その後、網の補修を昼までして、刺網を 1 時ごろに掛けに行き、1 日の仕事は終了である。

海士の 1 日の仕事は、朝 9 時に開始で 1 時間半潜り、一度海女小屋に戻り、12 時から再開で 1 時間半潜る。時期によって潜る時間は 2 時間になるときもある。なお、サザエやアワビを採る時間は地区ごとに決まっている。

C 氏は、漁業をはじめ志島での生活を満喫している。「もう会社勤めはできない」と言う。平成 26 年 4 月には京都の人と結婚している。現在妻は海女の研修中で、C 氏の刺網の手伝

いもしている。塾生にとっても、志島地区にとっても、C氏はよいモデルとなっている。そして、C氏自身は将来、地区の人たちへの恩返しの意味もあって、塾生の指導をできるようになりたいと思っている。

6. 小括

(1) 高齢漁業者について

三重外湾漁協管内の高齢漁業者は、若い頃に遠洋漁業や定置網の乗組員をしていた人、会社勤めをしていた人、エビ刺網等の自営漁業をしていた人など様々であるが、多くの人が船員年金や厚生年金、国民年金を現在受給しているようであった。また、高齢漁業者は、一定の年齢・体力になったときに、作業が比較的容易な一本釣等の漁業に変更していた。

高齢になって無理して漁をするのではなく、生きがい・楽しみ、小遣い稼ぎのために漁を続けている人が多い感じである。

このような形で高齢漁業者が漁をすることは、各地域・漁村の経済・社会面での貢献は大きい。組合や行政も、彼らに対する直接的な対策は講じていないが、浅場への漁場造成や浮桟橋の設置によって高齢でも漁業を継続できる取り組みをしている。今後は高齢でも漁業を継続できることを目的とした技術的な支援・取り組みも必要といえる。

組合では、高齢漁業者が増加してきているなか、組合自営（カキやタイの養殖）で、彼らを活かそうと検討・試行しており、今後の展開が期待される。

一方で、高齢漁業者の仕事として、海女を沖に連れて行くトマエや陸での網作業があるが、これは現役の漁業者が減少すると、高齢者の仕事も少なくなってしまう。これに対しでは、漁家子弟を含む新規就漁者の参入が望まれる。

高齢漁業者自身が取り組む課題としては、漁船や漁具の整理・処分があった。今後、組合等は漁業者のライフステージに応じた漁業種類の変更時に、漁船の整理や係留場所の変更、不要な漁具等を整理することを指導する必要がある。現役漁業者や新規就漁者のためにも求められることである。

(2) 新規就漁者の受入について

新規就漁者の受入にあたっては、①彼らの問合せに適切に対応できる窓口、②漁業の知識・技術を習得できる体制、③着業時の漁船等の必要な資材・設備の調達、④着業後の収入安定策、⑤地域の人たちとの良好な人間関係、を整えることが重要である。

①窓口については、三重県では「三重県漁業担い手対策協議会」を立ち上げ、情報の一元化・共有化を図り、新規就漁希望者への適切な対応を図る準備を進めている。

②漁業の知識・技術を習得できる体制については、畔志賀塾のような取り組みが参考になる。実際にこのような取り組みをするにあたっては、地区漁業者や地元の理解・協力を得ることが重要であり、その後の希望者の募集、選考、指導・研修を担当する人や資金等のスキームづくりも必要である。

受入にあたって、地区にリーダーがいることは大切だが、それだけではなくリーダーを支える体制も重要である。畔志賀塾では、地区漁業者・住民をはじめ、組合の志島出張所や漁連、信漁連、行政などの担当者の協力もあって成功している面が大きい。そのためにも地区ごとに、高齢化・後継者不足によって生じる地区の課題について地区漁業者・住民等で話し合い、共通の危機意識をもつことが重要だといえる。

③資材・設備の調達については、国や県、市町村で各種の支援事業・制度を採用しており、三重県では平成26年度からリース事業を新設している。市町村については、資材・設備だけでなく、漁業支援に対する温度差がある。組合合併によって、市町村と組合の関係が薄れているという面もあるが、組合と各市町村、市町村間の情報共有等が必要である。その実現を期待されているのが先の「三重県漁業担い手対策協議会」である。

④収入安定策については、独立自営の新規就漁者に対しては、周年操業できる漁業の組み合わせや、閑漁期に農業をしたり、地元の水産加工会社等でアルバイトしたりできる環境を整備することの必要性は高い。ただ兼業機会が少ないところでは、サツマイモ栽培をはじめた畔志賀塾のように、副収入を得る起業支援も必要である。

また、まき網や定置網の繁忙期だけ、乗組員として従事できるようにすることも考えられる。雇用主からすると、実際に操業しているときだけに相応の対価を支払うので、コスト削減になる。被雇用者である漁業者は、自営漁業の所得補填をすることができるので、双方にメリットがある。新規就漁者の想いもあるが、生活を安定させるために、漁業と副収入を得るための最適な組み合わせを検討することも求められよう。

⑤人間関係については、新規就漁者が地域に定着できるかどうかの重要なポイントである。地域に馴染めず、就漁後に辞めてしまう人も一定数いる。志島地区（畔志賀塾）では、新規就漁希望者と面接し、人となりを見極め、地区の様子や行事等を見せる。そして、志島地区に住むことは、漁業だけでなく地域活動にも参加することであることの理解を得て、研修に入るのである。これによって志島地区の新規就漁者は地元に着している。

新規就漁希望者の受入にあたって、志島地区のように地域が人を選考するというやり方がある。一方で、とりあえず漁業に関心がある人を受け入れるというスタンスの地区もある。定着を重視するなら前者、広く漁業のことを理解してもらい、広く門戸を開くのは後者といえる。

高齢漁業者の多い漁業・漁村においては、高齢漁業者が後継者を含む新規就漁者に対して、どのようなサポートをするかによって、その参入や定着に影響を与える。また彼らの取組みが地域の活性化を左右する。志島地区で始めようとしている、元気な高齢漁業者による新規事業が成功すると、新規就漁者の副業機会もでき、地区の活性化が期待される。高齢漁業者は大切な地域資源であり、彼らが起業等で活躍できる支援も、新規就漁者の対策のひとつといえる。

（尾中 謙治）

参考 1. 三重県における新規就漁者への支援体制

1. 就業希望者への相談・準備支援

(1) 公益財団法人三重県農林水産支援センターに、農林漁業への就業相談窓口を設けるとともに、就業就職フェアを年2回、津市内で開催（7月および2月）。その他、県外で国が開催するフェアの関係者への情報提供。

また、三重県水産協議会水産振興室では、別途、漁業就業相談に応じるとともに漁業協同組合等が主体的に取り組む漁師塾をコーディネート。

(2) 漁業就業を志す者を受け入れる事業体に対して、三重県農林漁業後継者育成基金（6億円）から助成。

①（市町と連携）短期体験研修：一週間程度

研修生1人あたり5,000円／日を指導者に助成

②長期実践研修：2～10か月程度

研修生1人あたり30,000円／月を指導者に助成

③長期研修受入に伴う住宅の賃貸費用の一部助成

1) 研修生の家賃の助成（1／3以下かつ1.5万円／月を上限）

2) 研修生を受け入れる住宅の改修費の一部助成（改修費の1／2以下かつ15万円を上限）

2. 就業者の定着支援

(1) 無利子の制度資金融資（沿岸漁業改善資金：漁業経営開始資金）

青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に、経営開始に必要な資金を無利子で融資。

1件あたり2,000万円（10トン以上20トン未満で知事が別途定める場合は、5,000万円）

(2) 新規漁業就業者総合支援事業（水産庁補助事業 平成25年度～）

意欲ある若者が漁業に新規参入し、継続して漁業に携わるための環境を整えるとともに、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。

①漁業の青年就業準備給付金：道県等の漁業学校等で知識習得を行なう若者に対し、資金を給付：150万円／年、最長2年。

②漁業就業促進情報提供：就業情報の提供、就業相談窓口の設置、就業マッチング実施への補助。

③長期研修支援：漁業就業を目指す研修生の指導者に研修経費を助成：最大28.2万円／月、最長3年。

④技術習得支援：漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、安全操業等の習得支援。

新規漁業就業者総合支援事業

意欲ある若者が漁業に新規参入し、継続して漁業に携わるための環境を整えるとともに、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。

就業準備		就業・定着促進							
漁業の青年就業準備給付金 漁業への就業に向け、道県等の漁業学校等で必要な知識の習得等を行う若者に対して、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を給付。 (150万円／年、最長2年) 	漁業就業促進情報提供 ・HPやパンフレットでの就業情報の提供 ・各都道府県の就業相談窓口設置 ・都市部や地方において、漁業就業のための座学や体験漁業を実施する就業準備講習会を開催 ・都市部や地方の漁業就業相談会において、就業希望者と漁村との面談(マッチング)を実施 	長期研修支援 <table><tr><th>雇用型</th><th>幹部養成型</th><th>独立型</th></tr><tr><td>漁業経営体に雇用される研修生の指導者(主に法人)に、研修経費として、月最大14.1万円を助成 (最長1年間)</td><td>遠洋沖合漁船に雇用され、幹部を目指す研修生の指導者主に法人)に、研修経費として、月最大18.8万円を助成 (最長2年間)</td><td>独立自営を目指す研修生の指導者(主に個人)に、研修経費として、月最大28.2万円を助成 (最長3年間)</td></tr></table> 法人・正職員として就業	雇用型	幹部養成型	独立型	漁業経営体に雇用される研修生の指導者(主に法人)に、研修経費として、月最大14.1万円を助成 (最長1年間)	遠洋沖合漁船に雇用され、幹部を目指す研修生の指導者主に法人)に、研修経費として、月最大18.8万円を助成 (最長2年間)	独立自営を目指す研修生の指導者(主に個人)に、研修経費として、月最大28.2万円を助成 (最長3年間)	独立・自営就業
		雇用型	幹部養成型	独立型					
		漁業経営体に雇用される研修生の指導者(主に法人)に、研修経費として、月最大14.1万円を助成 (最長1年間)	遠洋沖合漁船に雇用され、幹部を目指す研修生の指導者主に法人)に、研修経費として、月最大18.8万円を助成 (最長2年間)	独立自営を目指す研修生の指導者(主に個人)に、研修経費として、月最大28.2万円を助成 (最長3年間)					
		技術習得支援 漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、安全操業等の習得支援 							

資料 水産庁ホームページ

(3) 漁業版就職支援事業(県単独事業 平成24~26年)

漁業協同組合が外部人材を養成・支援する拠点づくりを進めるために必要な経費の一部を県と系統組織が支援。経費の一部補助とともに、普及指導員が講師等について人的支援を実施。

平成24年度 2,000千円

平成25年度 1,538千円

平成26年度 1,077千円

(4) 新規漁業就業者定着支援事業(県単独事業 平成26年度新規)

漁業の知識や技術の習得に取り組む際や着業の際に生じている課題を解決することで、多様な担い手の確保・育成を推進し、漁業に興味を持つ若者等の円滑な就業をめざします。

- ① 県内漁業に関する知識や技術の習得、就業就職フェア等での三重県漁業の紹介に必要な、操業映像(DVD)や教育テキストの作成(2,500千円)
- ② 漁業協同組合が、新規就業者にリースするための中古漁船や漁具を整備する経費の補助(補助率1/3)(3,334千円)
- ③ 新規就業者の不安定な収入対策として漁業協同組合が指導事業等で新規就業者を臨時雇用した際の経費の補助(補助率1/2)(800千円)
- ④ 多様な担い手の確保・育成に取り組む新たな協議会の構築および運営支援
(補助率1/2)(1,000千円)

協議内容

- ・担い手確保に向けた取組のための連携強化、情報共有
- ・効率的かつ効果的な担い手支援システムの構築
- ・漁業就業者確保に向けたワンストップ組織のあり方検討
- ・漁村の意識改革に向けた方策の検討

新規漁業就業者 受入マニュアル



三重 **外湾** 漁協
GAIWAN

H25.03

目 次

第一章	はじめに	1
第二章	受入にあたり	
1	心構え	2
2	地区との調整	
	漁業者との調整	3
	地区住民との調整	
	新規就業者が生活していくにあたって	5
3	募集方法	7
4	選考	8
第三章	研修について	10
第四章	一人立ちへ	11
	【付録】先進地視察を終えて	12

別添資料1

別添資料2

別添資料3

別添資料4

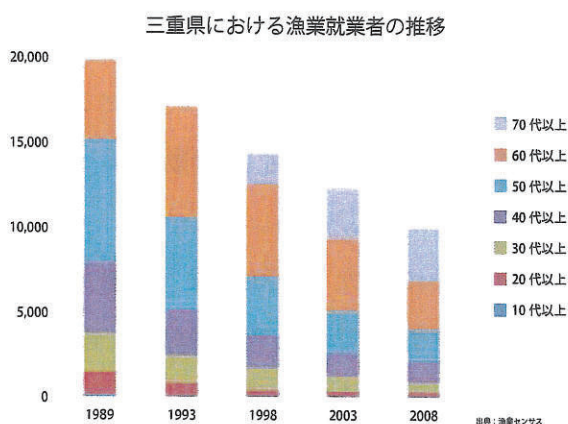
第一章

はじめに

我が国の漁業は、水産資源の減少や魚価の低迷の影響もあって新規就業者が減少しており、今後の存続が危惧されている。古くから全国的に水産県として知られている三重県においてもその傾向は例外ではなく、漁業者の高齢化と後継者不足が進行しており、漁業就業者が着実に減少している。

【参考】

- ◆漁業就業者数：
H23年(177,870人)はH14年(243,330人)比73.1%に減少。(農林水産省統計)
- ◆三重県内漁業者の高齢化(漁業就業者に占める60歳以上の割合)：
H20年(58.1%)はH10年(51.9%)比111.9%に増加。(漁業センサス)
- ◆三重県内新規漁業就業者数：
H20年(17人)はH11年(29人)比58.6%に減少。(水産経営室調べ)



一方、都市部では就職難や田舎暮らしへの憧れと相まって、漁業への就業を希望する者が増えており、後継者不足から地域社会の存続が危ぶまれている漁村の助っ人として注目されている。県南部地域は古くから漁業で発展し、今でも漁業が地域経済と密接に絡まり合っており、漁業の衰退が地域に及ぼす影響は大きい。漁業者は、地域経済の担い手であると同時に地域社会の担い手でもあり、地域に働く場を存続させることは、地域社会を維持するためにも重要な手段となる。

そこで、漁業者になりたい者と後継者不足に悩む漁村をつなぐため、漁村が漁業就業希望者をスムーズに受け入れられるようにするため、本マニュアルを作成した。本マニュアルのモデルとした^{あしが}畔志賀漁師塾は、志摩市大王町畔名、阿児町志島、甲賀地区の漁業者らで地域社会を維持するために設立し、地域に根付いてもらうかわりに共同漁業権を地区外出身者に開放している。この取り組みは全国的に見ても先進的なものとなっており、全国から集まった新米漁師とその講師らが定期的に勉強会を開催し、知識・技術の自己研鑽に努めている。なお、本マニュアルは、志島地区の事例を元に記述した。

第二章

受入にあたり

1 心構え

就業するにあたって、新規就業者は新しい環境へ飛び込むこととなり、多くの希望と不安を抱く。その不安には、漁業に関する不安と生活に関する不安があり、前者は、漁業に適応し、生活できるだけの収入が見込め、希望する漁業(特に、共同漁業権漁業)に着業できるかどうか等である。一方、後者は地区内に居住し、病院や学校、ショッピングセンターなど生活インフラの不便さや、方言や気質の違いに慣れ、地区活動やコミュニケーションなど地域に上手く溶け込めるかどうか等である。

受入れにあたっては、まず、研修生が研修に専念できるよう、生活に関する不安を事前にできるだけ解消させておくことが望ましい。講師は研修生と地域を結ぶ重要な仲立ち役であるため、実習において、工夫と配慮を続け、人間関係を築く必要がある。そして研修生から見て尊敬しうる存在であり、また身近で頼れる存在となることが大事である。



そのためにも、研修生の不安感を少しでも軽くするため、講師が丁寧に面倒をみる必要があり、研修生に対し「わが子のように接すること」が肝要である。



第二章

受入にあたり

2 地区との調整

漁業者との調整 1

漁業権

共同漁業権漁場内に生息する根付資源は、基本的に共同漁業権対象種となっており、組合員以外の操業は認められていない。また、共同漁業権漁場の範囲は定められていることから、その漁場内で操業する漁業者が増えれば、既存漁業者の操業場所が減少する懸念が生じる。したがって、その漁場を行使する漁業者が今までと変わらない漁業収入を得て、生活を守っていける受け入れ人数の把握と漁業権行使の範囲など、調整が必要となってくる。(なお、漁業権の行使については、地区それぞれの取り決めに基づいて行使しているのが現状である。)

組合員資格

共同漁業権内での漁業を営む場合には組合員資格が必要である。当該地区では、新規就業者が研修を始めると間もなく准組合員資格を取得し、水揚げ実績をあげている。その後、新規就業者の人格を見極め、漁業権行使等の調整をしっかりと行った上で、正組合員資格の取得を見込んでいる。晴れて正組合員となれば、漁協運営に参画でき、地区や漁協への影響力を発揮することができる。



講師

講師が現役漁業者の場合、漁獲の減少や燃油費の増加など日常の操業への影響が懸念される。漁業講習の方法は基本的に講師それぞれに委ねているが、一人立ちのタイミングを見越し、多くの経験を得られるよう行ってもらうことが必要である。講師同士の情報共有の場や、研修生へのヒアリングなど講習をよりよくする仕組みづくりも心掛けたい。また、安全管理面では、とくに海女漁の場合や身体機能が衰え始めた高齢者を講師にした場合は、緊急時の対応に支障がでることもあるので十分注意が必要である。以上より、講師の人選については、受入への理解や漁業技術も含め慎重に検討する必要がある。

第二章

受入にあたり

2 地区との調整

漁業者との調整 2

船着き場



甲賀および志島の漁民は1ヶ所の漁港を使用しているが、漁港は狭くかつ、係船に最適な場所は既存の漁業者が占有しており、現在空いている場所は乗降時に不便な場所か或いは、荒天時に船を損傷する可能性のある場所である。新規就業者が漁船を取得した場合には、既存漁業者の協力を得て漁業者と同等の係留場所を確保してあげる事が大切である。当該地区では、漁港内での廃船の整理、不稼働漁船の把握を行い、地区漁民が中心となり新規就業者の漁船係留場所を確保している。

陸上作業場

漁業を営む上で漁獲物を網等からはずしたり、漁具の修繕、保管を行う作業場が必要である。特に当該地区ではイセエビの刺網漁業が盛んで、網捌き場と呼ばれる陸上作業場の確保が必要不可欠であるが、作業場に適した土地が少なく、漁場に余裕があっても作業場が確保で



きないため、新規就業者の受入制限を余儀なくされる場合があることから、事前の調査と対応が必要である。更に、網を捌く人員(1隻5名程度)も親戚縁者で行っている場合が多く、他地区からの新規参入者は親戚等が地元にないため、どのようにして確保していくのか考慮する必要がある。しかし、近年では地元漁業者でも高齢化のためか、人員の確保が難しくなっているのが現状である。

第二章

受入にあたり

2 地区との調整

地区住民との調整

住 ま い



新規就業者は土地勘もなく、田舎であれば気のきいたアパートも少ない。また、就業から数年は漁業収益も極少なく、日々の食費だけでもやっとの状態であるため高額な家賃は払えない。このため、空き家など調査し格安で貸して頂ける交渉を行うことが必要である。

当該地区では地元住民との交流機会を設け、いち早く地区に溶け込む状況を作りたいとの事から、住民の目がよく届く街はずれではない物件を提供するよう心がけている。



自 治 会

住居の情報提供や借家交渉等には自治会の協力が必要不可欠である。自治会には「新規就業者は本地に骨を埋める覚悟で来ている。」事を認識させ、地区住民と同様に親身になって対応するよう働きかけたい。

漁村の自治会活動には、神事や祭り、共同作業等が多くあり、新規就業者が地域に溶け込むよい機会となる。漁師は仕事をする場と生活の場が同じであり、地区民の声が組合員資格の取得や漁業権の行使に影響を及ぼすこともしばしばあるため、どちらの評価も欠かすことができない。自治会は、新規就業者がうまく融合するために地区行事等への積極的な参加を促し、新規就業者にあっては1日も早く地区に溶け込む努力が必要である。

第二章

受入にあたり

2 地区との調整

..... 新規就業者が生活していくにあたって

新規就業者における漁業以外の就業先の確保

たとえば、限られた漁期のみで周年できない漁業の募集の際は生活を下支えする就業先の斡旋を行えばなお良い。海女漁のみの募集の際は、地場の水産加工会社と協力し非漁期期間の就業先を確保した。(※募集内容は別添資料②を参照)



家族の就職先の斡旋

一般的に新規就業者が人並みの収入を得られるまでには多くの時間を要する。とりわけ、自営漁師に関しては最低限の収入保障がないため、希望があれば家族の就職先を斡旋することが望ましい。



第二章

受入にあたり

3 募集方法

募集が決定したら募集要項を作成し、様々な方法で周知したい。募集要項はできるだけ具体的に記載し新規就業者に過不足ないよう情報を盛り込むことが必要である。しかしながら、募集要項は法律上さまざまな制限を受けるため、トラブルにならないよう特に虚偽と判断される表現には注意が必要である。

添付資料①「実際に使用した刺網／海女漁師の募集要項」

添付資料②「実際に使用した海女漁の募集要項」

アンケートデータ添付「知っておきたい事前情報」



募集方法は下記表のとおりである。今回はネット媒体である(一社)全国漁業就業者確保育成センター、(公財)三重県農林水産支援センター、自社ホームページと、漁業就業支援フェア「(一社)全国漁業就業者確保育成センター主催」、三重県農林漁業就業・就職フェア「(公財)三重県農林水産支援センター主催」を利用した。理由は、近くに帰れる家がない県外出身者を主なターゲットとしたことと、費用がかからなかったためである。

	募集方法	費用	対象
NET媒体	(一社)全国漁業就業者確保育成センター	無料	全国の漁業就業希望者
	(公財)三重県農林水産支援センター	無料	主に近畿・中部圏の第一次産業就業希望者
	自社ホームページ	無料	自社利害関係者
	求人広告	有料	求職者
フェア	漁業就業支援フェア	無料	全国の漁業就業希望者
	三重県農林漁業就業・支援フェア	無料	主に近畿・中部圏の第一次産業就業希望者
紙媒体	新聞記事※	無料	新聞購読者
	折込チラシ	有料	折込チラシエリア住民
	専門誌(釣り、サーフィン等)	有料	専門誌愛読者

※新聞記事はニュースとして取り上げられる必要がある。

第二章

受入にあたり

4 選考

※平成23年2月より募集した案件(資料①)の体験を基に作成

当募集では選考の流れを[書類選考→体験・面接]とした。選考では過去の経歴は考慮せず、自営漁師としての資質や地域との相性を重視したため幅広く面接を行いたかったが、受入側の時間的制約を考慮し書類選考で第一次振るい落としを行い、その残りを面接とした。面接は志島地区にて行い、実際の漁と地区の雰囲気を感じたうえで応募者と受入者、双方の判断が必要であると考えたため漁業体験も併せて行った。

1) 書類選考

書類選考では、自営漁師としての資質や地域との相性をいかに見極めるかが重要であった。そこで、問い合わせがあったほぼ全員と電話で質疑応答を行い一次選考を行った。今回の募集で評価した方は自立心が感じられ、金銭感覚が合い、地域事情に共感いただけた方である。結果として、2名の募集枠に対し平成23年2月から約4ヶ月間で約40件の問い合わせがあり、内、体験・面接へ進めたのは4名であった。

応募書類は個人情報となるため、取扱いには注意が必要である。お断りする方にはいただいた履歴書に文書を付けて通知した。なかには採用を見送った理由を聞かれるケースもあったが、詳細に答えるとトラブルの素となるため「総合的な判断」と答えるに留めた。

例) 電話での質問事項

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ● 現職内容 | ● 扶養家族の有無 |
| ● 志望理由 | ● 地域行事への参加意思 |
| ● 他への応募状況 | ● 田舎の人付き合いに対する考え方 |
| ● 漁業経験(体験も含めて) | ● 周年漁業ができるか(海女のみ、刺し網のみはNGであった) |
| ● 現職の不満点 | ● 厳しい収入に対する覚悟 |
| ● 永住意思 | ● 体験・面接の希望日程 など |

第二章

受入にあたり

4 選考

2) 体験・面接

体験・面接は双方の見極めの場となる。普段通りの漁を体験させ、且つできるだけ多くの方と顔を合わせる機会を設けたい。また、買物場所や病院など周辺環境を見せることも必要である。当募集では漁期に合わせた2泊3日の漁業体験を行い、宿泊については民宿を利用した。体験にかかる宿泊費と研修経費については(公財)三重県農林水産支援センターの「就業促進研修事業(短期研修)」を利用した。

例1) 行程

- 1日目** 午後着。現地の街並みを探索後、地区代表者と面接。
- 2日目** 漁業体験。
- 3日目** 漁業体験。
昼食を食べながら地区代表者、地区漁師らと面接。解散。

※最終的な本人の意向と受入側の意向は解散の後に確認

例2) 面接で伝えたこと

- 自営漁師の生活の厳しさ
- 独り立ちまでの道のり
- 受け入れ実績
- 仕事のやりがい、利点
- 採用条件
- 地区の受入体制
- 家賃や駐車場代等住環境
- 水揚げ高モデル

例3) 体験で確認したポイント

- 自営漁師として生きていく覚悟
- 機転が利くか
- ストレス耐性
- 図太さ、豪放さ
- ピンチへの対応力
- 地元住民との相性

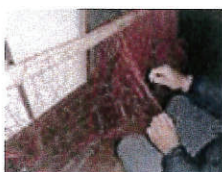
第三章

研修について

当地区では周年、地域特性や季節に応じた漁業を営んでいる。新規就業者は主に現場実習にて漁業技術や知識を学んだ。

自営漁業者になるための研修は、決まった方法があるわけではなく、漁法や海況に応じて研修方法が目まぐるしく変わるため、座学による研修が困難であることから、現場での実践的な研修方法が効率的である。一方、漁業制度、漁協制度などについては座学による研修が適しており、今後の漁業者としての成長を考慮すると、合わせて実施することが求められる。また、漁業者として知っておくべき知識である魚のさばき方や干物の作り方は、地区民の協力のもと実施研修を行った。

なお、研修期間は三重県が交付していた「漁業就業者研修支援事業(※)」にて研修支援費の補助を受け、新規就業者の生活の下支えを行った。



※漁業就業者研修支援事業とは、上限97,000円/月、最長12ヶ月間、漁業就業を希望する者に対して支給する補助事業。

当該地区にて研修を行った平成23年度は月80,000円の支給があった。なお、平成24年度には廃止となっている。

時 期	項 目	主な漁獲物	研修のポイント
5～9月	海女漁業	・アワビ ・サザエ ・トコブシ	・魚介類の生息場所について ・瀬の位置について ・ヘラの使い方について ・トラブル時の対応方法について ・息の使い方について
10～4月	刺網漁業	・伊勢エビ ・サザエ ・カサゴ ・メバル	・伊勢エビの生息場所について ・瀬の位置について ・投網方法について ・網修繕について ・漁獲物の外し方について ・網の仕立て方について ・天気の見方について ・操船方法について ・「山当て」について ・市場に揚げる魚種について
1～2月	貝突き漁業	・ナマコ ・サザエ	・なまこの生態、生息場所について ・見つけ方について ・なまこのすくい方について ・操船方法について



第四章

一人立ちへ

当該地区では平成23年4月から1名(A氏)、平成23年6月から1名(B氏)、平成24年5月から1名(C氏:海女漁のみ)の新規就業者を受入れている。平成24年10月よりA氏B氏は一人で刺網漁を行い、自営漁師として独立した。またC氏は、最初の海女漁期を経て地域の加工会社にお世話になっている。

A氏B氏の水揚げ実績(別添資料③)とB氏が独立までかかった主な費用(別添資料④)を比較すると生活の厳しさが読み取れる。第三章で記述の通り平成23年度は80,000円/月の助成があったため、なんとか生活が成り立った。さらに、両氏への漁業資金融資を受けることもできた。独立したとはいえ、まだ半人前である。一人前の水揚げを得られるようになるには多くの時間を必要とする。今後も継続的にヒアリング、水揚げ状況の確認等を行い諸課題に対応していきたい。

支援について、漁業就業を目指す者の覚悟には温度差があるため誰もが受けられる長期支援制度は必要ないが、今後は漁業を継続する者に対して支援が手厚くなる制度が必要であると考え。受入側は、金銭的に新規就業者の生活が成り立つための漁業権等の確保や自治会との連携など地域や漁協を巻きこんだ包括的な受入体制を構築することが肝要である。また、特に金銭が絡む事項は事前に細かく正しく伝える説明責任があると考え。

最後に、地区の受入人数には上限があるため担い手対策を強力に推進するには、いかに多くの地区で受入を行うか、が肝となる。本マニュアルが受入を検討している地区の一助となり、いたる所で未来を担う新規就業者が活躍することを願い、結びの言葉としたい。

助成元	名称	助成金額		上 限	助成対象者
水産庁	漁業就業者確保・育成対策事業	実践研修指導員謝金	◆独立型 4,700円／時 ◇雇用型 4,700円／時	研修時間は月に20日以内、最長1年間 ◆独立型 1日2時間以内(1～6ヶ月) 1日3時間以内(7～12ヶ月) ◇雇用型 1日1時間以内(1～6ヶ月) 1日1.5時間以内(7～12ヶ月)	受入経営体
(公財)三重県農林水産支援センター	就業促進研修事業 (短期研修)	研修経費 5,000円／日		1週間	受入経営体
		宿泊費等 6,000円／日			
	就業促進研修事業 (長期研修)	研修経費 30,000円／月		1週間	受入経営体
	新規就業者受入環境整備事業	受入環境整備費 150,000円／名			受入経営体

別添資料①

あしかりょうしじゅく

畔志賀漁師塾 漁師募集

～三重県志摩市 志島地区～

漁師塾設立の目的

これまで、自営漁師になる為には技術習得、地区の受け入れ、漁業権、組合員資格などの障害が多く、新規就業は困難となっていました。

三重外湾畔志賀漁師塾は、**自営漁師の新規就業をサポートすること**を目的に地区の漁師が有志で立ち上げた組織です。

一人前の漁師となり、漁村地区の社会機能維持を担う熱い心を持った方を全力でサポートいたします。

周年スケジュールイメージ

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
漁業種／主な漁獲対象物	刺し網、一本釣り、ナマコ漁／イセエビ、トラフグ、ナマコ	刺し網、一本釣り、ナマコ漁／イセエビ、トラフグ、ナマコ	刺し網、ナマコ漁／イセエビ、ナマコ	刺し網、一本釣り／イセエビ、カツオ	海士(海女)、一本釣り、刺し網／アワビ、サザエ、カツオ、イサギ	海士(海女)、刺し網／アワビ、サザエ、イサギ
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
漁業種／主な漁獲対象物	海士(海女)／アワビ、サザエ、トコブシ、アラメ	海士(海女)／アワビ、サザエ、トコブシ、アラメ	海士(海女)／アワビ、サザエ、トコブシ	刺し網、一本釣り／イセエビ、トラフグ	刺し網、一本釣り／イセエビ、トラフグ	刺し網、一本釣り／イセエビ、トラフグ

※あくまで一例です。

サポート体制

- ◆最長12ヶ月間、地域の漁師が「先生」として、OJTにて漁を学べます
- ◆住まいを探すサポートを行います
- ◆船、漁具などを探すサポートを行います
- ◆その他、各種相談窓口を設けます

対象となる方

- ◇体力に自信のある方
- ◇該当地区に永住できる方
- ◇地域行事に参画できる方
- ◇世話焼きを肯定的に捉えることが出来る方
- ◇生涯、漁師で過ごす覚悟がある方
- ◇海、生物、自然が好きな方

連絡先

〒000-0000 □□□□□□□□□□□□□□

tel.000-000-0000 fax.000-000-0000 mai□□□□□□□□□□ 担当:□□□□

これまで、自営漁師になる為には技術習得、地区の受け入れ、漁業権、組合員資格などの障害が多く、新規就業は困難となっていました。県志賀漁師会は、**自営漁師の新規就業をサポート**することを目的に地区の漁師が有志で立ち上げた組織です。一人前の漁師となり、漁村地区の社会機能維持を担う熱い心を持った方を全力でサポートいたします。

【表紙】

対象となる方

- Figure 1

tel.000-000-0000 fax.000-000-0000 mail: 担当:



別添資料③

個人別水揚げ明細

年間水揚げ

(単位:千円)

氏名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
先輩漁師	3,285	4,249	4,914	2,835
A氏	0	0	12	1,137
B氏	0	0	345	1,823

※平成24年度は4～12月までの実績

平成24年度水揚げ・月別

(単位:千円)

氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
先輩漁師	419	437	103	361	56	32	592	385	450	2,835
A氏		22	23	193	96	38	322	237	206	1,137
B氏		207	207	365	196	125	421	224	177	1,823

別添資料④

独立準備(船体・漁具)

	数 量	単 価	合 計
船 体			
		(単位:円)	(単位:円)
網上げローラー	1	352,600	352,600
船大工(板・FRP)	1	30,000	30,000
配電(ローラー・デッキライト)	1	0	0
リモコン	1	402,400	402,400
デッキライト	3	12,800	38,400
サーチライト	1	20,000	20,000
船体	1	1,200,000	1,200,000
網			
3石分(2石分仕上がり)	16	16,000	256,000
(1石分編のみ)	8	8,400	67,200
糸	6	1,500	9,000
ロープ	2	20,000	40,000
アバ	1	0	0
鉛	1	17,000	17,000
かご	15	1,250	18,750
うけ(フロート)	12	1,000	12,000
うけ網	1	7,000	7,000
たどり網	1	7,000	7,000
フラッシュライト	6	10,200	10,200
旗(白)	6	180	1,080
旗(赤)	6	180	1,080
なる	12	1,800	21,600
網筒	18	1,580	28,440
反射テープ	2	7,000	14,000
より戻し	12	400	4,800
エンビパイプ	6	250	1,500
係 留			
いかり(大)	2	10,000	20,000
ロープ(太)	1	15,450	15,450
ロープ(細)	1	12,750	12,750
滑車	1	23,000	23,000
その他備品			
箱眼鏡	1	20,000	20,000
カーボン竿	1	18,000	18,000
足し棒	1	10,000	10,000
いかり(小)	1	5,000	5,000
船外機	1	10,000	10,000
			合 計 ￥2,694,250

Ⅳ. 高齢漁業者の就業実態と新規就業者参入促進策－鳥取県漁協淀江支所における実状－

1. 漁協の概況

鳥取県では 2004 年度に県内漁協の大半が参加した大型合併が行われて新たに鳥取県漁協が設立された。現時点でも合併に参加しない漁協が 4 組合あるが（田後、中部、赤碕、米子市の各漁協）、ほぼ一県一漁協の体制に近づいたといえる。

鳥取県には境港市・鳥取市・岩美町など雇用型の沖合漁業の比重が高い地域もあるが、大半は沿岸漁業中心の小規模漁村であり、就業者の高齢化、後継者の不足が全国平均よりもいっそう深刻な問題となっている。この結果、県の水産行政の中で新規漁業就業者の誘致政策の比重が他の県に比較して相対的に高くなっている。また県人口が戦後を通じてほぼ 60 万人前後にとどまっており、1985 年からは微減傾向を示していることもあって、各自治体の定住人口増加の志向も強く、県による新規漁業就業者誘致策に住宅貸付面において協力的であるなど、密接な連携措置がとられてきた。

本章では、こうした実情にある鳥取県沿岸漁村における高齢漁業者の就業実態と、その対極にある新規参入漁業者の誘致・定着施策の実情について、旧淀江漁協地区を主な対象とした調査結果を報告する。

旧淀江漁協（旧西伯郡淀江町、現米子市に所在）は 2004 年における鳥取県漁協の発足時にこれに合同して同漁協の淀江支所となった（淀江町もほぼ同時期の 2005 年 3 月に米子市に合併しており、その時点での淀江町の人口は 9,056 人であった）。

淀江町時代には町の産業の中での漁業の比重が高く、町政に占める漁業政策の重要性も高かったのであるが、米子との合併で行政にとっての漁業の比重は低下したと言われている。たとえば高齢化漁村にとって大きな問題となっている引退漁業者の廃船処理の費用に関して、淀江町時代には行政的支援がなされていたが市町村合併によってそうした優遇措置がなくなる動きは避けられないという。

淀江支所所属の組合員数は 2014 年 8 月現在で、正組合員 54 人、准組合員 50 人（うち地区内漁民が 46 人）である。正組合員は 90 日以上漁業従事が条件であるが、これに加えて旧漁協時代から「水揚げ 70 万円以上」という基準がある。これは「正組合員は年間 5 万円程度は負担して組合を支えよう」という趣旨で、販売手数料として最低 5 万円程度を払っている者（販売手数料は 7 % なので水揚げが 70 万円を超えれば手数料として漁協に 5 万円を払っていることになる）が正組合員であるべきだという理念にもとづいているという。正組合員であった高齢漁業者が引退するとその同居（ないし近居）の跡取りは、大半は勤め人であるにも関わらず、出資金を引き継いで准組合員になる場合が大半である。これまでは漁家の跡取りで会社勤めをしていた者の相当数が、准組合員の資格を生かして定年後に漁業に従事するという動きが盛んであった。その一部は趣味として海釣りを行うために漁港に船を置かせてもらうことが目的であるが、専門的な漁業者として年齢相応の水揚げを上げている者も少なくない。

旧淀江漁協は2002年まで産地市場を経営していたが、職員数の少ない小規模組合であったため、販売事業担当の職員が定年になって後任の確保が難しかったこと、組合員の中に魚価引上策として共同出荷の希望が強かったことなどから産地市場業務を廃止し、漁協が組合員から水産物を預かって運送業者に委託して、価格的に有利な卸売市場へ共同出荷する方式に移行した。これを引き継いで現在は、鳥取県漁協内で隣接する3支所（御来屋・中山・淀江）で漁獲物を集荷し、運送業者に委託して京阪神と境港の卸売市場へ保冷車で毎日、陸送する体制がとられている。保冷車が淀江を出る時刻は京阪神へは昼の2時半、境港へは昼の2時半と4時半であるので、漁業者はその時刻までに自身で発砲スチロール箱に選別した魚を入れて氷をかけ、出荷者番号、重量などを箱に記載して冷蔵庫にしておくことになっている。淀江支所担当の職員は男子2名であり（他に信漁連の淀江支所への出向者として女子2名がいる）、省力化のために各種の事業の利用を組合員自身がする体制がとられている。

表1は漁業センサスによって旧淀江町の年齢階層別の漁業就業者数を見たものであるが、1978年からの30年間に自営漁業者が95人から40人に減少し、1988年には35歳未満の漁業者が皆無となった後で20歳代～30歳代の漁業者がかろうじて加わっている様子が読み取れる。また高齢漁業者については、2008年時点の60歳代の独特の動きが注目される。この年齢階層の人数の動きをコーホートの的に追ってみると、1998年の50～54歳＝2人、55～59歳＝4人が2003年の55～59歳の4人、60～64歳の7人へ、さらに2008年の60～64歳の7人、65～69歳の10人へと新規参入が相次いでいることがわかる。これは勤め先を定年になる60歳前後の時点で漁業への参入が進展していることを推測させる事実である。このコ

表1. 淀江町の漁業就業者数

	1978	1983	1988	1993	1998	2003	2008
総計	101	91	83	72	64	50	49
自営	95	82	82	72	56	47	40
雇われ	6	9	1	0	8	3	9
男 計	67	65	60	48	48	41	42
15歳-	0	0	0	0	0	0	0
20-	0	0	0	0	0	0	0
25-	1	1	0	0	0	1	1
30-	3	1	0	0	1	1	1
35-	4	4	3	2	2	3	1
40-	5	4	5	2	3	1	5
45-	15	8	5	1	1	1	1
50-	15	14	5	4	2	2	2
55-	8	15	13	5	4	4	3
60-	4	9	15	12	6	7	7
65-	12	9	14	22	12	6	10
70-					10	9	3
75-					7	6	8
女 計	34	26	23	24	16	9	7

出典:「漁業センサス」

一ホートは 1988 年時点においては 40～44 歳＝5 人、45～49 歳＝5 人であったから、1993 年までの間に合わせて 5 人の流出を示しており、その後の新規参入には漁業不振の下で 50 歳前後で他産業に転じた者が定年になったり、60 歳代になって雇用機会を失ったりした結果、漁業に復帰した者も含まれていると思われるが、それを超えた人数が新規に参入している計算になる。こうした高齢者の新規参入は他のコーホートについては観察されないから（わずかに 2008 年の 50～54 歳、55～59 歳階層に微弱な程度でそれがうかがわれるが）、このことはこの地域に伝統的な動きと見るよりも、この間にこの世代にだけ生じた何らかの変化が原因になっていると想定される。この点の検討を行論の中で試みてみたい。

続いて表 2 は正組合員 54 人の 2013 年における水揚げ日数と年齢分布を漁業種類別に整理したものであり、同表中の括弧書きはこのうちで地域外から参入した新規漁業者数を内数で示している。これによると 65 歳以上が 32 人（全体の 59.3%）、55 歳以上に広げれば 46 人（85.2%）であって、高齢者中心の構成であることは明らかである。若壮年世代としては 40 歳代までの 8 人のうち 5 人が地域外からの新規参入者であること、この 8 人はいずれも水揚げ日数が 120 日以上で、最も積極的に海に出て居ることがわかる。すなわち、55 歳以上の地元出身の高齢者層と、他地域出身者を中心とする 40 歳代までの壮年層とがかなり明瞭に区別された存在であることがわかる。40 歳代までの漁業者にはこのほかにも、准組合員になっている漁業兼業者や、高齢漁業者の後継者となっていて組合員資格はもっていない者が若干いるが、55 歳前後までの漁業者が任意加入で作っている漁協の青壮年部（11 人）のうち 5 人はこの外部からの参入者が占めているのである。

表 2 から判明する今一つの特徴は、高齢者の漁業種類別の操業状況の特徴である。55 歳以上の 46 人のうちで 90 日以上水揚げ実績のある者の割合を求めると、刺網を主とする漁業者では 16 人中の 14 人（87.5%）であるのに対して、釣りでは 20 人中の 11 人（55.0%）、採介藻では 8 人中の 4 人（50.0%）と就業日数の多い者の割合が相当に異なっていることがわかる。150 日以上の水揚げ実績のある者に限定すると、刺網は 4 人（16 人に対して 25.0%）、釣りでは 1 人（20 人に対して 5.0%）、採介藻ではゼロとなっている。このことは同じ高齢漁業者であっても、漁業種類の選択と漁獲努力との間に何らかの異なった関係があることを推測させるといえる。この点を念頭に置きながら、当地の漁業種類について検討してみよう。

2. 地域漁業の概況

（1）地元漁業の構成と特徴点

淀江町の現在の漁業は沿岸域における単身操業か夫婦操業にほぼ限られている。乗組員が豊富であった時期には親子操業、兄弟操業のタイプが通常であったが、今日では男子 2 人が同乗している経営体はみられないという。

当地の漁業種類は限られている。1 隻だけあった小型底曳網が近年メイタカレイがとれなくなって廃業し、2 隻あった船曳網も前後してなくなったため、組合員の営む漁業は前

表 2. 淀江支所の正組合員の年齢・漁業種類・水揚げ日数別人数（2013 年）

		30歳-	35-	40-	45-	50-	55-	60-	65-	70-	75-	80-	計
刺網	210日-												0
	180-									1			1
	150-							1	1		1		3
	120-	(1) 1			(2) 2			1				1 (3) 5	
	90-						1	1	2		2	2	8
	60-									1			1
	30-									1			1
	0-												0
	小計	(1) 1	0	0	(2) 2	0	1	3	3	3	3	3 (3) 19	
釣り	210日-												0
	180-												0
	150-		1							1			2
	120-				1		1			1	1		4
	90-				1		1	1	2	3			8
	60-							1	1			1	3
	30-						2		1	1			4
	0-						1			1			2
	小計	0	1	0	2	0	5	2	4	7	1	1	23
採介藻	210日-		(1) 1										(1) 1
	180-												0
	150-												0
	120-	(1) 1								1	1		(1) 3
	90-								1		1		2
	60-							1					1
	30-							1		1			2
	0-								1				1
	小計	(1) 1	(1) 1	0	0	0	0	2	2	2	2	0 (2) 10	
その他 とも計	210日-		(1) 1										(1) 1
	180-									1			1
	150-		1					1	1	1	1		5
	120-	(2) 2			(2) 3		1	1		2	2	1 (4) 12	
	90-				1		2	3	5	3	3	2	19
	60-							2	1	1	1	1	6
	30-						2	1	1	3			7
	0-						1		1	1			3
	合計	(2) 2	(1) 2	0	(2) 4	0	6	8	9	12	7	4 (5) 54	

出典：鳥取県漁協「組合員資格審査関係書類」より集計

注：括弧内は地元外からの新規参入者を示す

注2：合計にはタコ壺を主業とする2経営体を含む

掲表 2 に示したように、刺網、釣り、採介藻にほぼ集約されるにいたっている（このほかに蛸壺漁業を主とする 2 経営体が存在する）。釣りを主とする 23 経営体の中には、一人乗りのイカ釣り船 2 隻があるが、これは石川県から長崎県まで日本海西部の海域を季節的に移動しながら操業し、必要がある場合には、漁船をその時々漁場近くの港に入れて、鉄道で淀江町に戻ることがあるというが、この 2 経営体を例外として他はすべて地元の日帰り操業に限られている。そこで当地の主要な漁業種類の特徴を整理しておこう。

①刺網

当地の刺網漁業は、網を海中に敷設しておき一定時間後にこれを引き上げるタイプの待ちの漁業ではなく、投網後に網を操作して積極的に魚を捕獲する「漕ぎ刺網」、「狩り刺網」

が中心である。これは水深 30～40 メートルほどのところで操業され、表 3 の漁船規模でみても 4 トン前後の漁船がその中心勢力である（1 トン前後の零細な漁船は 4 トン前後の漁船を有する漁業者の作業船などであろう）。制度上は許可漁業であり、タイ、アジ、ハマチなどは夜間に、カマス、キスなどは昼に漁獲されている。他の地区では底曳網・旋網などで漁獲されることが多い魚種を当地区では刺網で漁獲しているのである。この漁法は網を水中に設置すればすむ通常の刺網に比較して熟練を要するので、当地に多い定年後参入漁業者（漁業者の子弟で若年時には後継者にならずに勤め人となり、定年になってからかつての家業であった自営漁業を営む者）が習得することは困難であるという。

表 3. 淀江地区の規模別・
主要漁業種類別漁船隻数
(2014 年)

	刺網	釣り	採貝藻	計
5トン-	1			1
4-	21	2		23
3-	5	7		12
2-	5	14	1	20
1-	4	9	2	15
-1	9	5	5	19
計	45	37	8	90

出典：鳥取県漁協資料

②釣り ― サワラの曳縄釣り（トローリング）

当地では各種の一本釣り漁業が小規模になされていたが、現在では 2000 年頃から漁獲されるようになり、年をおって水揚げが増えてきたサワラ（およびその子のサゴシ）がもっぱら釣り漁業の対象になっている。漁法は自由漁業の曳縄釣りであり、餌としてはサンマまたは疑似餌を使って船を走らせながら釣るが、一応の技術の習得は容易であるために、定年後参入漁業者はもっぱらこの漁法で操業している。このため近年における定年後参入者の増加は、サワラの豊漁によって支えられている面が強い。この漁業は 2 本の釣り竿を船の両側に出して延縄を曳く形になるので特段の機器類は必要とせず、表 3 にみられるように 2 トン前後の漁船で足りる。当地ではサワラはほぼ周年で漁獲できるが、中心時期は 8～12 月であり、これにバイガイ籠漁業など熟練を必要としない漁業を加えて周年操業がなされている。

③潜水

海藻（天然のワカメ等）、アワビ・サザエ・ウニなどが主な漁獲対象である。当地では資源保護上、素潜りしか認められていないが、5～10m 前後の浅い海が漁場であり、若年者であれば大きな困難なしに出来るようになるし、高齢者でも若い時から経験があれば 75 歳位までは操業している。表 3 に示されるように漁船規模も小さくて済むし、他の漁業に用いる船を兼用することもできるから、新たなコストがかかるものでもない。後述する地域外からの新規参入漁業者の場合、漁労技術習得の途上にあつて水揚額の少ない着業初期の数年間には、潜水による収入で生活を支えることによって踏みとどまることができた人が多い。これに対して定年後新規参入者の場合には、それまでに潜水の経験が無い場合には、60 歳代で初めて潜水漁業に従事することはかなり困難であるという。

こうした事情から、従事者数が増えないことに支えられて、新規参入の若年者ががんばれば生活費の相当部分をまかなえるだけの水揚げを上げることができるようである。とはいえ、限定された資源を漁獲するものであって、一日の操業してよい時間が2時間と制限されているなど、自らの判断で自由に操業できる条件はないし、近年はアワビの資源状況が悪化して水揚げ額が顕著に低下しているという問題も生じている。

(2) 魚種別構成

表4は淀江支所所属の組合員の魚種別水揚げ額の推移をみたものである。まず上でみた漁業種類と魚種の対応関係を整理すると以下のようになる。

刺網：タイ、アジ、ハマチ、カマス、キスなど

釣り：サワラ・サゴシなどの回遊魚

潜水：アワビ、サザエ、カキなどの定着性資源

このうち、サワラ・サゴシの漁獲が急増したことが魚種構成に見る近年の最大の特徴である。鳥取県全体でもサワラ、ウマヅラハギ、アカイカ等の暖海性魚種の増加は2000年前後以降の共通点であるが、当地域では特にサワラの増加が著しい。サワラは瀬戸内海において1985年に漁獲のピーク（6,255トン）を記してから一転して減少傾向に入り、ボトム1998年には196トンにまで落ちたが、2002年から資源回復計画の対象となって、流し網の網目の拡大、操業隻数制限、禁漁期設定などを通じて反転過程に入ると同時に、各地での漁獲量が顕著に増加し始めた。南方系のサワラとは無縁と考えられていた東北地方でも漁獲が増加しているが、鳥取県では2000年頃までは県内ではほとんど漁獲されていなかった状況から急に採れ始め、2005年前後には漁業経営にとって不可欠な魚種になったという。表4に見られるように淀江地区では2006年以降、一貫してサワラが漁獲金額の第一位を占めており、しかも全漁獲金額に占めるその割合は30%前後と圧倒的な比重を示している。この間、価格も堅調に推移しており、当地では定年後漁業参入者の増加や刺網漁業者の曳縄釣り兼営化を引き起こしている。

表4. 淀江支所の販売額

(単位：千円、%)												
順位	2006		2007		2008		2009		2010		2011	
総額	a	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額
1	b	さわら	26,986	さわら	54,208	さわら	43,706	さわら	36,577	さわら	44,401	さわら
2		さざえ	22,321	きす	21,210	あじ	15,751	あじ	20,224	あじ	15,348	あわび
3		はまち	17,709	たい	13,234	たい	11,871	たこ	18,998	あわび	12,532	さごし
4		さごし	14,294	あわび	12,551	たこ	11,348	あわび	9,448	たこ	11,012	たい
5		しらす	13,798	さごし	12,403	あわび	10,498	しらす	9,442	さざえ	10,242	たこ
6		たこ	12,175	はまち	10,348	はまち	8,943	さごし	8,753	さごし	9,342	あわび
7		あじ	11,507	あじ	10,270	しらす	7,940	たい	8,246	たい	8,573	さざえ
8		まだい	9,289	しらす	8,249	さごし	7,613	かき	5,418	かき	5,560	とらふぐ
9		かき	8,382	さざえ	7,010	きす	6,644	きす	4,898	とらふぐ	5,533	かます
10		かます	5,570	ひらめ	5,338	かき	5,823	はまち	4,759	ばい	3,045	かき
小計	c		142,031		154,821		130,137		126,763		125,588	
集中度	b/a		73.0		77.1		79.4		82.4		84.3	
	c/a		13.9		27.0		26.7		23.8		29.8	

出典：鳥取県漁協資料

他方、アワビについては毎年 1,000 万円前後の水揚げ高があったのであるが、表に示した以降の 2013 年、2014 年には大幅に減少したとのことであり、資源の変動について心配されている。表 4 でも 2006 年にアワビが上位 10 位の品目に入っていなかったことに見られるように、資源状況は決して安定的ではない。

3. 高齢漁業者の操業と生活

(1) 高齢漁業者の諸タイプ

60 歳以上の高齢漁業者の漁業と生活は各人の就業史によって強く規定されている。現状と今日までの推移の特徴をいくつかのタイプの漁業者に分けて整理すると以下のように単純化できる。

①タイプⅠ

境港などの旋網・沖合底曳網等の雇用乗組員を経て、中年以降になってから自営漁業に入った者がこのタイプである。船員保険による年金受給権は 15 年前後で得られたので、年金資格を得るまでは雇用乗組員を続け、親が高齢化した段階でその後継者として自営漁業に転じた者である。高齢者になる以前に地元漁業での技術を身につけていること、船員年金の受給によって生活を支えられることの点で、恵まれた存在であるといえる。

②タイプⅡ

若年時から地元における自営漁業で一貫している者がこのタイプである。高齢化しても漁業種類を転換することは少なく、労働強度を下げながら同じ漁業を継続している。たとえば狩り刺網の場合、壮年時には一晩で 8 回位網を入れ・引き上げていたが、徐々に回数を減じ、80 歳をすぎた今日では 3 回に減らしているという事例がこれに当たる。

③タイプⅢ

会社員勤めをして 55～60 歳前後で定年となり（あるいは雇用される日数が減少し）、その後に漁業者となったタイプである。現在の正組合員のうちこのタイプに該当する者は 11 名いるが、彼等のかつての勤務先は以下の通りである。

J R（2 人）、郵便局、N T T、王子製紙、中電工、漁協、銀行（各 1 人）、単に「会社」と答えた者（3 人）。

現在の 70 歳前後の漁業者は高度経済成長下の 1965 年頃に 20 歳前後であり、職業の可能性が一気に開けていたので、陸上産業よりも賃金の高かった沖合・遠洋漁業の雇われ乗組員となるか、一般企業の勤め人になるかした者が多い。彼等の父親は自営漁業を営む正組合員が多かったが、彼等は漁業後継者とはならず勤め人となり、しかし跡取りとして親と同居し、その間、休みの日には親の手伝いなり、自分の副業的漁業なりを行いつつ、定

年時点前後まで働いている。父親がなくなるか引退した時点で出資金を相続して准組合員の資格を得て、引き続き副業的に休日型漁業を営んでいる。したがって彼等は漁業について素人ではなく、勤め人時代から数十万円で購入可能な船外機船や漁具類を持っていた者が多い。

彼等は退社時点である程度多額の退職金を受け取り、ほどなく厚生年金も受給しながら、健康目的も兼ねて漁業に従事することが多いが、その従事度は人によって大きな幅がある。一部の人々は体力の限界近くまで働き、専門的な漁業者となるし、他の人々は隠居仕事の・趣味的な範囲にとどめる。ただし共通するのは、新たに技術を習得することが困難な当地の刺網は避け、近年漁獲量が急増し、価格も相対的に高く、自由漁業であるため面倒な手続きもいらないサワラの曳縄釣りを中心に操業していることである。サワラ漁業は熟練度によって水揚げに差が出るのが比較的に少なく、一応の知識を得れば平均に近い水揚げ額があげられる点で、定年後着業者に適していると地元では理解されている。

農業における定年帰農に比較して、漁業においては定年後に漁業に着業する事例ははるかに少ないと通常は理解されている。その理由は、①技術の習得が困難であること、②夜間労働など生活習慣の大きな変化が容易ではないこと、③漁協組合員資格の取得の困難や漁業権・漁業許可の存在など新規参入者に不利な制度が強固に存在することなどとされている。しかしながら当地の事例は、都会人が外部から漁村にやってくる形での定年後漁業とは区別される、漁村内在住者の定年後漁業参入の可能性が少なくないことを示している。すなわち、上記の3つの障害に関しては、①技術の習得が困難でない漁業種類が存在し、しかもその魚の価格条件が悪化していないこと、②跡取りとして親世代と同居して漁業操業に規定された親の生活スタイルになじんでいること、③親から引き継いだ准組合員資格を持ち、漁協の組合員と懇意であること（特に同世代の高齢漁業者は小中学校の学友が多い）や、対象漁業種類が自由漁業であるために、参入障壁がほとんど存在しない、といった好都合な事情があるのである。2000年代におけるサワラ資源の急増は、その時点で勤め人生活を引退する世代に対して、自らの世代が漁業者としては未だ10年以上の現役期間を残していることを自覚させ、定年後を無為に過ごすことを嫌って自営業を再開する方向を促したのであろう。しかも一人の定年者の新規漁業者化の成功は、その小学校・中学校時代の同級生たちに伝わることによって、近接した世代の集団的な新規参入につながっていったと見られる。これに対して、同じ世代でありながら漁家出身ではなかった者や地元を離れて勤め人生活を送った者にとっては、漁村への転居の困難に加えて、今さら上記の②、③の条件を確保することは不可能であったから、定年後参入者の入り口は限定されており、競争者が増えて資源に対して漁業者が過剰になることも回避できたと解釈できる。

このことは、同様の条件を漁協内での工夫によって人為的に作り出すことができれば——①技術的に習得容易な漁業種類の漁協による着業推奨、②夜間操業の昼間操業への誘導や、それに見合った共同出荷出発時間の調整など、③地域内の水揚げ額増加を目標として

組合員増加の目標を立て計画的に組合員の勧誘を図ることなど ― 同様の变化を引き起こすことが可能なことを示唆しているように思われる。

ただし勤め人をしながら漁村に在住し続け、地域社会に溶け込んでいたことは淀江町が米子市の通勤圏内にあるという条件に規定されている面があり、都市部から遠い一般漁村ではその条件は困難であろうと思われる。

（２）高齢者漁業の具体例

①A氏：自営漁業一貫型（1929 年生まれで 85 歳）

氏は 1994～2004 年まで淀江漁協組合長を務めた方であり、現役最高年齢で、本人は今年でやめるかも知れないという。漁業種類はタイ刺網中心で、1 歳年長の妻と 2 人で夜間に操業している（昼は魚探の反応が悪いので、夜間操業を続けているという）。夕方に出港し、魚探で魚群を探し、日が暮れてから投網する。漁場は港から 30 分程度、水深 30～40 メートルである。壮年時には一晩で 8 回ほど網入れ＝網揚げをしたが、いまでは通常 3 回で 4 回のこともある。タイ刺網は 1980 年代には地元で 12～13 隻が専門的にやっていたが、今では 3 隻だけになってしまった。

壮年時には年間 2,000 万円の漁獲高を上げたこともあり、漁協で水揚額トップを 10 年前後継続するなど自信をもって積極的に操業していた。今でも操業日数は多い方であるが（表 2 の資料では 135 日とあるが、本人は 200 日を超えていると回答している）、漁獲高は年間 300 万円程度である。

息子（64 歳）は漁業をつがずに J R に勤めたが、定年退職してから漁船を取得して、自分達夫婦とは別にサワラの曳縄釣りをしており、水揚高は年間 200～300 万円程度である。

②B氏：自営漁業一貫型（1929 年 10 月生まれで 84 歳）

国民学校高等科 2 年在学中に（年齢からすると 1943 年頃と推定）満蒙開拓団の訓練を 3 か月受けて満州へ渡り、炭鉱で働いていた時に終戦となり、17 歳で淀江町に戻った。網元であった叔父の下で働き、5 トンの漁船に 8 人乗りで操業し、イワシ、トビウオ、シイラ、イカなどをとっていた。35 歳の時に伯父がなくなったのを機に自営漁業者として独立したが、この時点で正組合員になるとともに、漁船（FRP 3 トン、中古、1965 年建造）を購入し、この船を今も使用している。自営漁業を始めてからずっと夫婦で操業していたが、10 年程前に妻が体調を崩したので、以後単身で操業している。刺網漁業が中心で、キス刺網は周年操業し、他に季節ごとにカマス、ヒラメ、コウイカなどをとり、春には蛸壺も行った。キス刺網は当地では誰もやったことがなかったので仲間内で相談しながらやった。

1998 年に埼玉県出身の研修生を乗せて漁業技術を教えたが、実際には自分の漁を手伝ってもらった感じであった。ただし当の研修生がいったん漁業者として自立しながら、ここ二年間漁業をしていないことについては不満を感じている。

妻が降りて単身操業になってからは体力的に楽にすることを心掛け、春だけキス刺網を行い、2月は時化が多いこと、魚の回遊が少ないことからほとんど休み、他の時期はサワラの曳縄釣りに変更した。サワラは朝5時に出港し、自分達老人は昼前には戻ってくるが、若者は長く操業している。サワラ釣りを開始した際に新規に購入した漁具は中古の「縄釣機」だけで12万円程度ですんだ。水揚額は年200万円程度で、油代は約30万円、エンジンは10年に一回交換している程度である。

子供は男ばかり3人で、長男は東京在住、三男は兵庫県伊丹市で会社員であり、自分達夫婦は次男（1954年生まれ、米子で寿司屋を自営）の一家（妻と女子32歳、30歳）と同居している。国民年金を生活費にあて、漁業収入は余裕金になっているので、漁業は健康のため、生きがいとしてやっている感じである。子供たちが漁業をやることはないので、漁船は廃船にする。漁業者仲間であった同年輩者はすでにほとんど船を降りているが、降りるきっかけは自分の体力や妻の介護等である。漁業をやめた後は家庭菜園を作っている程度で、知人との家の行き来を楽しみにしている人が多い。

定年後に漁業者になった人とは長年地域内にいて顔見知りだったので同業者としても直ぐに仲良くなれるが、地区外からの入ってきた若い漁業者とは付き合いがなく、知らない人が多い。地域漁業、漁協支所の運営にとって新しい人が必要であることは理解しているので、新規参入者は歓迎である。

③C氏：定年後新規着業型（1941年生まれで73歳）

（2004年から淀江支所の運営委員長——合併前の漁協組合長に当る——を務めている）

父親は満州からの引上げ者で、夫婦で蛸壺漁業だけを行っていた。C氏は中卒で高校には進学せず、知り合い3人で出資し合って4年間、刺網（タイ、コウイカ）の共同経営を行った。当時の操業方式は16時にタイ刺網のために出港し、島根半島沖まで2時間航行し、日没になってから夜中の11時頃まで手釣りをを行い、10キロ函に20～30函とって夜中の2～3時に淀江漁港に入港した。それから1時間位寝てからコウイカ刺網の引き揚げに行き、昼の10時頃に終了するといったハードな仕事をしていた。しかし18歳の時に腎臓病になって1年1か月間入院を余儀なくされ、退院してからしばらくは、漁協の手伝いをしながら、合間に漁業もする生活を送っていた。その後、正式に漁協の職員となり、販売事業を担当して定年まで勤めた。その間にも休みの日には漁業をやっていたので、漁業は身近な存在だった。漁協職員でも出来る漁業としてアナゴ漁業をやったが、これは17時に漁協の勤務が終わってから、仕掛けておいた漁具を引き上げに行けばよいので労働面では可能だった。しかし、やる人が増えて5年程度でダメになってしまった。1992年に父親が亡くなったので組合員資格・出資金を相続して、漁協を定年になってから父が残した漁船・漁具を使って本格的に漁業を始め、最近までサワラ釣りを中心に操業していた。

昨年からは自分が責任者となって、県漁協の自営事業として小型定置網を開始した。乗組員は自分をいれて4人で、高卒の若者2人と50歳代の求職者を失業者対策の雇用政策やチ

チャレンジ雇用事業に乗せて給料分の補助を受けながらで操業している。この定置網の経営を軌道に乗せることが当面の自分の責任である。

④D氏：定年後新規着業型（1942年生まれ、72歳）

D氏が高校生の時点で父親は淀江漁協の准組合員であり、潜水でワカメ、テングサ採りなどに3～8月まで従事し、9～2月には地元で土木作業日雇をしていた。D氏は長男ではあったが父親の職業を継ぐ気はなく、高卒で大阪に出て明治乳業の工場で4年間働いたが、父親が高齢になったので長男の責任として呼び戻された。新聞広告で米子にあった冷暖房施設作りの企業を見つけて就職したが、給料の遅配があったのでそこを一年でやめて、それより大きな同業の企業に移り、その後さらに誘われて中電工（中国電気工事株式会社から改称。本社は広島市）に29歳で移り、60歳の定年まで勤務した。ほぼ一貫して建物内に冷暖房機器類を設置する仕事に従事したことになる。父親は70歳位まで漁業をやっていたが、鉱山で働いていた時期があり、その関係で70歳を超えてから肺気腫で闘病生活を余儀なくされ、自分が38歳の時に死んだ。

D氏は定年後に漁業をやることは定年前から計画し準備しており、会社員の間も休みの日には准組合員として潜水でワカメ、アワビ、サザエなどをとっていた。定年の2年前に潜水作業用に300万円で新船を購入したが、台風で壊れてしまい、続いて150万円を支払って、1.59トンの中古船（兵庫県香住の漁業者のもの）を入手した。ただし定年後の着業時点では、漁港に船を置くスペースの余裕がなく、日吉津漁港に繋船させてもらっていた期間が3カ月ほどあった。以後、頸椎症（58歳の時）、大腸がん手術（62歳の時）などで入院した時以外はほぼ潜水作業を行ってきた。同時にサワラが淀江でとれるようになった早い時期から曳縄釣りもやっていた。

その後、体力的にきつくなってきたために5年前に潜水をやめてバイ貝を籠でとる漁業を始めた（これは2～3年前までは20人位がやっていたが、今では10人位に減った）。この漁業は7～8mおきに籠をつけて海中に投げ、翌日引き上げる方式で営んでいる。

操業は周年的にサワラの曳縄釣りが中心であるが、2月は海が荒れるので出る日数はわずかであり、3～4月はバイ貝が多く、4月末から5月はサザエ網が入る。また7～8月はサワラの子のサゴシが中心になる。8月の操業時間は、朝6時前に出港して午前中にサワラを獲って昼頃に入港し、2時の保冷車に間に合わせるようにする。150坪ほど家庭菜園をやっているが、売るほど作ってはいない。昼間操業が基本であるが、イカ釣りをする場合には夜に出る。自分を含めて定年後に漁業者になった者は夫婦で海上作業をする者はいない。高齢女子が初めて海上作業に従事することは男以上に体力的にも、生活習慣上からもきついからだろう。サワラ漁業は一人で出来るので、その点でも都合がよい。

確定申告をしているが魚の販売額は年間200～300万円程度で、経費率は50%を超えているから、職業というよりも「金の入る趣味」という方が適切なレベルだと自認している。妻は（自分より二歳年下）王子製紙にずっと勤務していたので厚生年金を自分と同じ程度

受給しており、生活は2人の年金で成り立っている。長男は米子在住で王子製紙勤務、その妻は役場のパート職員、孫は中学3年生と1年生である。また次男は自分の家の隣に家を建てて住んでおり、高3と中2の子供がいる。D氏の息子たちは会社勤めをしながら副業的に漁業にも従事するという習慣がないので、定年になっても漁業をやることはないと考えざるをえないので、今後は投資することなく、今の漁船・漁具のままで80歳まで操業できればと願っている。

4. 新規参入者の受け入れ事業 ― 推移と現状

(1) 沿岸自営漁業への新規参入者支援制度

1) 背景事情

自営漁業者として沿岸漁業で操業したいという希望者は少なくない。特に海洋レジャー愛好家たちのうちで、都市での勤め人生活を切り上げて自然の中で働きたいと思っている人々の少なからぬ部分は、機会があれば自営漁業者になりたいという希望をもっていると観察される。しかし技術の習得難、漁協への加入資格と漁業権へのアクセスの困難などが重なって、自分の意思だけでスムーズに自営漁業者になれるわけではない。このため、技術習得のための研修制度、漁村に定住するための住宅貸付をはじめとする生活支援策、漁協加入のための実績作り、自営の為の漁具・漁法の取得など、情報の提供と支援策が求められている。

2) 国の支援制度

漁業での就業を希望する者に対する国の支援策としては、企業的漁業の乗組員求人对策を主とした合同就業者面接会（就業者フェア）と、漁業就業研修事業（漁業研修のための指導謝金の支払い制度）があり、どちらも全国漁業就業者確保育成センターが水産庁から受託して事業を行っている。後者の事業を受けるためには、まず希望者が研修のための見習い事業ともいうべき「漁業就業チャレンジ体験トライアル」に参加する。これは数日から最長1か月の体験乗船を行い、漁労作業等を体験させるものであり、この経験をもとにして自分に漁業に対する適性があるかどうかを判断させて次の段階に進むようにする配慮といえる。ここで自分に適性があると判断できた者が次の段階「漁業担い手確保・育成対策事業」（最長3年間の研修事業）に進む。とはいえ、この制度についての広報は頻繁に出されているが、自営漁業者として独立することを希望する者が国の制度によって着業した事例は公表されておらず、その実績は極めて限られていると見られる。

3) 鳥取県の支援制度

これに対して沿岸漁業者の不足が厳しく、地元漁協から自営漁業者の新規参入が求められている地域においては、県事業によって自営漁業者になることを目指す事業が実施されている。鳥取県は其中で、最も早くからこの事業に取り組み、現在も最も先端的位置に

ある県といえる。この背景には、沿岸の過疎地自治体にとっては居住者の増加だけでも交付税の増額に直結し、自治体運営にとってプラスになるという事情があり、行政が研修生に市町村営住宅を積極的に貸与するなど、漁協に積極的に協力して事業を進める努力をしているという事実がある。

研修生に対する鳥取県の支援制度は 1996 年発足の当初の制度と 2000 年度に改訂されて現在に至っている制度（その間に細かな改訂はあるが）に二分される。まず淀江漁協の要望を勘案しつつ県が制定した 1996 年発足の制度は以下のような仕組みであった。

- ①研修生は 40 歳未満、非漁家出身者、県外出身者であること。
- ②研修は最長 3 年間で、研修終了後は淀江漁協地区内に居住して自営漁業を営むこと。
- ③研修期間中は研修生を自分の船に乗せて技術指導を行う漁業者（指導者）に対して月 15 万円程度（年間 180 万円強）の指導料が、漁協の負担（座学等）に対しては年間 70 万円強の助成が、それぞれ払われる（表 5 参照）。

表 5. 鳥取県の研修生受入制度の費用負担・給付関係
(1996 年度制度化)

(単位: 千円/年)

	支給先	給付額	負担額		
			県	町	漁協
技術指導支援事業	指導者(漁業者)	1,815	908	908	0
技能習得支援事業	漁協	735	245	245	245
計		2,550	1,153	1,153	245

出典：鳥取県農林水産部水産振興局水産振興室資料

淀江漁協では組合長を中心とした熱心なリーダー達が毎年 2 人ずつ 3 年間にわたって自分の船に乗せたのであるが、自分達の約束事として制度的には自分達に支給される資金の全額を辞退して研修生に支給してその生活費にあてること、漁協への助成金についても同様とすることを定めた。これは研修生を乗せることによって通常の操業が出来なくなって水揚げが低下するので、それを補償する意味で指導者への支払いが必要だとした制度の趣旨にも関わらず、若年者が事実上の助手として乗船することによって水揚げは増えると判断されるので、自分達にはそれで十分であり、その金額を研修生の生活費に回すようにしようという取決めであった。こうして淀江町の研修生は実質的に年間 255 万円を 3 年間給付されて、家族の生活を維持しながら研修を受けることができたのである。

しかしながら、この制度の大きな効果を確認した県が県全体にこの制度を適用しようと意図した段階では、制度の改訂が必要であると判断された。というのは淀江漁協で組合長を中心にリーダー達が結束し、事実上の研修生への生活費支給が実現したのと同様の自己犠牲を他の漁協の漁業者にも期待することは困難であることが分かったからである。淀江漁協の方式はリーダーと関係者の熱意に支えられて研修生本位の制度となっているが、それだけに指導者を引き受ける者が一巡すると、報酬を辞退し往々にして自己負担と気苦労

を余儀なくされる立場を引き受ける者が新たには現れず、2000 年代以降、新たな研修生を受け入れることなく推移したのである。県としては、持続する制度とするために、指導者が報酬を辞退せずにすむように、研修生の生活費への貸付金制度を別途制度化したのである。

そこで 2000 年に改訂され、その後の何度かの修正を経た現在の「漁業担い手育成事業」制度の内容を見ると、最長 3 年間の研修制度という大枠は従前通りであるが、以下のよう

表 6. 鳥取県の漁業担い手育成研修事業の費用負担・給付関係
(2000 年制度化)

		給付先(貸付先)	金額 (千円)	負担割合	
				県	町
給付	指導料	指導者(漁業者)	1,065	1/2	1/2
	漁業作業演習費	漁協(実質は研修生)	378	1/2	1/2
貸付	漁業研修支援資金	研修生	1,800		

注 1) 指導料は洋上指導 1 日あたり 7,100 円、上限が年 150 日なので 7,100 円×150 日で算出

注 2) 漁業作業演習費は漁協が研修生をアルバイトとして雇用して作業に習熟させる場合、漁協が払うアルバイト料に対して 630 円/時を助成。1 か月の支給額が 31,500 円なので、31,500 円×12 か月として算出

注 3) 漁業作業演習費は研修生に扶養家族がいるなどの条件があり、漁家子弟は対象から除外される。

注 4) 漁業研修支援資金は研修生への生活費の貸付で月 15 万円なので 15 万円×12 か月で算出。このほかに 3 年間で資材資金 40 万円、資格取得資金 18 万円が支給されるので 3 年間の合計は 598 万円となる。

出典：鳥取県農林水産部水産振興局水産振興室資料

- ①研修生は 50 歳未満で漁業に未経験な者。従来あった「県外者」の条件を外し、同一町村内出身でも、さらに漁家の子弟でも良いことになった。
- ②研修の指導者となる漁業者には年間 100 万円強の指導料が支出され、漁協には研修生をアルバイトとして使用する際に支払う賃金への補助として年間 40 万円弱の「漁業作業演習費」が支給される。
- ③研修生の生活を支えるために「漁業研修支援資金事業」が創出され、1 か月 15 万円(年間 180 万円、最大 3 年間で 540 万円)が研修期間中、無利子で貸付けられることになった。これに資材・資格取得のための貸付金分を加えて 3 年間で上限 598 万円まで無利子貸付がなされる。この貸付金の返済は 10 年間自営漁業者として定着すれば免除される(5 年定着なら半額免除)。
- ④研修修了者が自営漁業者として自立するために漁船と関連機器類を取得する場合、その費用(最高 2500 万円まで)のうち県が 2 分の 1、市町村が 6 分の 1 を負担し、本人(漁協のリース方式をとる場合は漁協)が残りの 3 分の 1 を負担する。

こうした制度の変更は、漁業外・地域外の者に支援して漁業者を確保しようとするよりも、地域内、特に漁家子弟に支援して後継者を確保する方が水産行政として正当ではないかという漁業者の強い意向を受けた対応であった。その背景には漁業所得が向上し、老朽化した漁船が更新できるのであれば、自分の（あるいは身近な地域内漁業者の）後継者を得たいという高齢漁業者の願いがあったと思われる。

この制度変更を研修生の側から見れば、①生活費の支給が給付方式から貸付方式に変わり、最長3年間で600万円近い負債を負うことになること、②自営漁業者として地元に着すれば定着した期間に応じて返済額が減額され、10年間定着すれば返済免除となるので、10年間はともかく自営漁業で頑張るインセンティブが働くこと、③研修を修了すれば建造費2500万円までの漁船（5トン未満の沿岸漁船はほぼ購入可能）を3分の1の自己負担で入手できること（しかも自己負担分も借入金で調達することが可能）、となったことを意味している。1個人に対して1,700万円近い（2,500万円×2/3=1,667万円）補助金が直接与えられるという制度は行政的施策としては例外的に手厚いものであり、船齢30年以上の漁船が大半となった現状では、極めて魅力的な内容である。

そこでこの点の成果を検討するために表7によって鳥取県全体で研修修了者が補助金を得て取得した漁船の内訳について検討してみよう。これによると2000年から2013年までの14年度にわたって断続はありながらも、4トン規模で装備込み2,000万円前後の漁船を中心として、28隻が取得されていることがわかる。沿岸漁業の水揚額が500万円を超えることが困難である状況の下で、2,000万円前後の新船を自力で建造することは非常に困難になっている現在、この事業の影響とそれに対する新規着業希望者の期待の大きさがうかがわれるところである。

表7. 漁業経営開始円滑化事業による取得漁船の内訳（鳥取県全体）

（単位：隻）

年度	計	漁業種類別			漁船価格(万円)				漁船トン数		
		刺網	小底	いか釣等	1000-	1500-	2000-	2500-	2トン	3トン	4トン
2000	2	2			1	1				2	
2003	3	3				3				2	1
2004	5	3	2			5					5
2005	1	1				1				1	
2007	2	2				1	1				2
2008	4	2	2			1	2	1			4
2011	4	3		1		2	1	1	1		3
2012	2	1	1				2				2
2013	5		4	1	2			3			5
小計	28	17	9	2	3	14	6	5	1	5	22

注：鳥取県漁協資料による

それでは2000年度以降の漁業担い手育成研修事業全体の成果はどうであろうか。表8は研修生の県内出身者・県外出身者別に研修後の帰趨と研修中の者の人数を示しているが、

これによると以下のような実状が把握できる。第一に、研修に入った者 41 人のうちで「中止」となった者が 9 人おり、研修継続に種々の問題があったこと、生活費貸付金の返済をめぐる問題等、種々の面倒があったであろうこと——それは地元漁協にこの事業へのその後の参加を躊躇させることになるであろう——を推測させる。第二に、着業した 21 人のうちでは県外出身者が 12 人を占め、漁業者の純増効果があったことを示しているが、「研修中」の 11 名（この統計作成時に新しく研修生になった時期順に 11 名をカウントすると 2009～2012 年度研修開始者がそれに当

表 8. 鳥取県の漁業担い手育成研修事業の実績
(2000～2012 年度) (単位:人)

		県内者	県外者	計
研修終了し着業		9	12	21
研修開始後に中止		4	5	9
研修中		10	1	11
計		23	18	41
年度別新規研修者数	2000			1
	2001			7
	2002			6
	2003			4
	2004			7
	2005			0
	2006			1
	2007			2
	2008			2
	2009			2
	2010			1
	2011			3
	2012			5

注:鳥取県資料による

る)については、県内者が 10 名を占めており、近年においては事実上、地元の漁家子弟の所得追加、新船建造補助の制度へこの施策の機能が改変され、県外出身者・非漁家出身者に自営漁業者として自立することを可能にする制度としての実態は失われたといわざるをえないことがわかる。

こうした制度内容の変更と運用の変化をもたらした事情は、漁業所得が好転するのであれば後継者を得たいという高齢漁業者の切実な要望であった。現場からのこの強い要望に迫られて、研修制度の対象者はかつての「県外出身で漁業未経験の者」から拡張して、「県内出身者も可能」、さらには「地元の漁業者の子弟も可能」となるまで、拡大してきたのである。

漁業者側の要望は、漁業者の希望（漁業所得、漁船入手条件が改善されれば後継者を得たいという思い）と、漁業者の子弟の希望（勤め人に匹敵する安定した所得を得られれば、人に使われるのではなく自立した経営者になりたいという思い）とを反映した切実なものであった。とはいえ、研修と漁船取得補助の対象を「漁業者の子弟」に拡大することによって、定住人口の増加という地元自治体の意図も、自営漁業就業を希望する非漁家世帯出身者への就業機会の提供という機能もほとんど完全に失われてしまったことは確認せざるをえないから、全体として次世代の自営漁業者の増加を実現するという役割も大きく減殺されることになったと見られる。

この結果、県の限られた財政資金を最も有効に活用して地元漁業者の増加を図ろうとする立場からの制度論議が提起され、その間、新規の事業の実施が中断された時期を含めて、事業の優遇度を下げる形で制度の改訂がなされる方向になった。2014 年度当初予算において漁船取得時の本人負担が 3 分の 1 から 2 分の 1 に引上げられることに決まったのがその

一つの表れであった。しかしこの点は同じ 2014 年度の補正予算によって暫定的に 3 分の 1 負担に戻されることになったという複雑な経過を含めて、なお議論の途上にある。

ともあれ全国の事業の成果が横ばい状況の下で、鳥取県の制度は希望者が多く注目されているが、その制度的画期は①漁船取得支援制度が出来たこと、②研修対象者を県外者に限定しない方針へ転換したことであったことを確認しておきたい。

（２）旧淀江漁協・現淀江支所での取組の実態

現在、淀江支所の青壮年部（55 歳位までが会員資格を持つ）の部員は 11 人いるが、うち 5 人が外部からの新規参入者、他に 1 名が「漁業担い手育成研修」制度に乗って地元に戻った U ターン者である。このことは地域内の若壮年漁業者の半数が新規参入者によって支えられていることを意味する。これらの若壮年の新規参入者の着業事情と担い手育成事業の推移について整理しておこう。

1) 1996～2000 年の事業実施期

当漁協の新規参入者受け入れは 2 つの時期に分けることができる。第一の時期は、鳥取県が 1996 年に漁業担い手育成事業を制度化し、淀江漁協が漁協の総意としてこれに積極的に答えて事業を実施した時期である。具体的には 1995 年に境港の旋網船の雇用乗組員の不足に対処するために県が乗組員募集の広報活動を支援したところ、これに関わる県への問い合わせの中に自営漁業者として着業することはできないかという質問が相当にあったことから、そうした希望者を受け入れる可能性があるかどうかを県下の全漁協に対して県が問い合わせたという。淀江漁協地区は当時、高齢化が最も進んでおり、その対策に腐心していたため、当時の古志組合長（組合長期間は 1994 年～2004 年）を中心にこれに積極的に対応したいと考え、県との間で事業の具体化を進めることになり、翌 1996 年度から県事業が開始されたのである。

淀江漁協はさっそくこの県事業によって 1996 年度から 98 年度までの 3 か年度にわたって毎年 2 人ずつ新規の研修生を受け入れ、それぞれ 3 年間にわたって指導者である沿岸漁業者の漁船に乗せて技術指導をし、2000 年度までに 6 人の研修をすべて終了し、その全員が自営漁業者として自立することができた。

この時の県事業の制度的内容はすでに述べたように、40 歳未満の県外出身で漁業の経験のない者を漁業者（指導者）の漁船に乗せて 3 年間研修を行い、研修終了後には漁協が自営漁業者として自立できるように支援するというものであった。そして研修生が家族を含めて生活できるように、指導者と漁協に支給される全額を両者が辞退して研修生に渡すことが指導者たちの内規として取り決められていた。この方式の下で研修事業は順調に推移し、6 名すべてがいったんは淀江漁協地区内の自営漁業者として自立することができた。

しかし 6 人のうち 3 人はその後、体調不良等もあって漁業から実質的に離れることになってしまったが、にも関わらず 3 人ともに地元での居住は継続しており、漁協の准組合員

でもある。うち一人は東京から夫婦で移住して来て、一時は 800 万円の水揚げを上げていたが、腰痛がひどくなって転業を余儀なくされてしまったという。

ここで 6 人の若者が定着したという成果を受けて、また具体的には研修の指導者になってもよいという積極的な漁業者が一巡してしまったという事情もあって、淀江漁協から県への新規事業の申請はいったん打ち切られることになった。この間、関係者の苦労は大きなものがあり、特に指導者の選定については簡単にはいかず、個性ある人間同士の感情がからむだけに、関係者が神経を使うこともしばしばであったという。漁業者は順序立てて丁寧に素人に説明するといった習慣を経験していなかったこともあって、研修生としては説明のわかりにくさ、内容の非体系性への不満や、無償の労働力として使われているだけではないかという批判もあったようであり、事業を推進した漁協組合長は研修生からしばしば指導者の変更を依頼されて、その変更を実現するために奔走しなければならなかった。

この時の研修生のうち、現在も自営漁業を継続しているのは 3 人であるが、そのうちの一人が以下の E 氏である。氏は兵庫県明石市の出身で現在 38 歳、採介藻漁業を主とし、水揚げ日数は 219 日（2013 年実績で、組合員中の第一位）である。氏は京都大学在学中に海洋生物の調査や漁業実習を経験したことなどから自営漁業に魅力を感じ、同大学院に進学してから進路を変更して自営漁業者になることを志し、1998 年から研修を受けている（研修開始時点は 22 歳）。研修を終えた着業直後には 0.5 トンの船で、経費をかけずにアワビ、サザエ、イワガキなどをとる潜水漁業を中心として、年収は 250 万円程度であったが、その後水揚げは上昇して今では組合員中のトップクラスであるという。家族は妻と二人で、妻は町の公務員である。（氏自身へのインタビューはできなかったため、この項は全国の新規着業の自営漁業者を紹介した著作である吉村喜彦『漁師になろうよ』（小学館、2003 年 4 月刊）179～194 頁の記述と、古志元淀江漁協組合長など淀江支所関係者からの聞き取りによる）。

現在も自営漁業者として操業している他の 2 人も同様に積極的な操業を継続している。一人は堺市出身で現在 46 歳（研修開始当時は 28～30 歳位）で、刺網中心で、水揚げ日数は 133 日、もう一人は京都出身で同じく現在 46 歳で、刺網中心で、水揚げ日数は 125 日である。

これに対して実質的に自営漁業をやめた 3 人は以下の通りであるが、いずれも現在も淀江町居住で漁協の准組合員である。他地区では通常、担い手育成事業で支援を受けながら定着できなかった者は当該漁村を離れることが一般的であるが、3 人とも居住を継続していることは特徴的である。住民数の増加を重視して居住環境を整える助力をした町行政の配慮が関係しているのかも知れない。一人は東京都出身で現在 53 歳（研修開始当時は 35～37 歳）、自立してから 3 年で漁業をやめ、今は役場の宿直要員になっている。あとの二人はそれぞれ現在 54 歳（研修開始当時は 36～38 歳）、45 歳（同じく 27～29 歳）である。

2) 自力による新規参入 ― 2008 年 ―

淀江支所では 1998 年度に研修を開始した者が 2000 年に研修を終了して自立すると、指導者の一巡によって担い手育成事業はいったん中断することになったが、2008 年以降、再び新規就業者の受け入れと、担い手育成事業の活用がなされるようになった。その発端となったのは、2008 年に外部からの新規就業者を受け入れたことであつたので、その経緯を整理してみよう。

F 氏は 1981 年生まれ（現在 33 歳）で、2008 年度に 27 歳で淀江支所の准組合員として自営漁業を開始している。氏は次男であつたこともあつて、親の扶養などは意識せずに自由に生きることができると判断し、東海大学水産学部を卒業した後、J I C A の青年海外協力隊員としてフィリピンでイカの漁法や生態を現地の漁業者に教える仕事をしていた。帰国後に沿岸漁業者になりたいと考え、正組合員になれることを期待して境港で刺網漁船の乗り子として 4 か月間働いたが、漁協組合員としては受け入れてもらえなかった。そこで地元外の者を研修生として受け入れて自営漁業者に育てた実績があると言われていた旧淀江漁協で組合員になりたいと考えた。淀江を選んだもう一つの理由は、妻が近くの日吉津町の出身で、妻の両親が同地に健在で土地勘があつたことであつた。

しかし問い合わせてみると、漁業担い手育成研修事業は制度の見直し中であり、廃止になるか制度内容が変わる可能性があり、しばらく募集がないとのことであつた。そこで同事業の帰趨を待つことなく、漁協に頼んで准組合員からスタートしようと考えて相談したところ、漁船をもっていれば組合に入れる可能性があるというアドバイスを受けた。そこで淀江地区にあつた中古船（F R P 4.8 トン、1986 年建造。刺網をするつもりでこの船を購入。漁具もついてきた）を 300 万円で購入した。青年海外協力隊時代の貯金でこの資金は間に合った。以上の条件を整えて申請し、准組合員となることができ、漁業権漁業、自由漁業を操業できることになった。またこの間、4 か月間、地域の漁業・漁場になれるために乗り子として他の船に乗せてもらって働いた。

自営漁業を開始した初期には当座の生活費を得るために素潜り漁を身に着けるべく努力し、素潜りの収入で生活し、技術的に難しくなかったサワラの曳縄釣りの水揚げで船を直すことができた。アナゴ筒漁業もしたが、これはもうからなかった。准組合員となった翌年には正組合員として認められ、出資金を 20 万円に増額した。

以上のように氏はその熱意によって他地区出身者というハンディを超えて組合員となり、専門的な自営漁業者として定着することができた。漁協がこうした対応をした背景には、氏の配偶者が近隣の出身者であり、親夫婦も健在であることから、全くのよそ者とはみなされなかったこと、加えて氏の快活でおちついた態度が支所の漁業者に好意的に受け入れられたことなどが大きかったように思われる。

3) 担い手育成事業の利用 ― 2010 年度以降 ―

F 氏の組合への新規加入の案件は淀江支所の漁業者間でも話題となったが、それに関連して担い手育成事業の新しい仕組みが組合員の関心事項となり、漁業者の子弟もそれを利用することが可能になったこと、同事業を終えて自営漁業者として就業した場合には漁船取得の補助金が与えられることが知られることになった。

その時点で自営漁業での独立化を志望する他県出身者の研修事業への参加の申請が出されたので、支所としてこれを受ける決定をすることになった。この時の研修生 G 氏は 1983 年生まれで研修開始の 2010 年時点で 27 歳であり、2010～12 年度の 3 年間研修を受け、2013 年に准組合員として独立経営者となり、2014 年に正組合員となっている。氏は広島県の非沿海部・非漁業世帯の出身（次男）であったが、子供の頃から漁業を自営したいと希望しており、浜田水産高校を卒業してから捕鯨の調査船に 7 年間乗った後、結婚し子供ができたので沿岸漁業で着業したいと考え、捕鯨をやめて研修制度に応募した。3 年間の研修（この間、生活費の貸与を受けた）の後、県の漁業経営開始円滑化事業で漁船を建造（新船で 2,100 万円）した。そのため 3 分の 1（700 万円）を自分で負担しなければならなかったが、13 年間返済の借入金を受けてその条件を満たすことができた。

このように事業が順調に進展し、生活費の貸与（10 年定着すれば返済は免除される）と漁船取得補助が手厚くなされる実例が身近に示されたため、組合員の子弟についても申請したいという要望が盛り上がり、実際に県規則にもとづいて申請が出され、それが認められることになった。その対象者が以下の 2 人であった。

H 氏：研修期間 2011 年 9 月～14 年 3 月。父親（74 歳、刺網、水揚げ日数 208 日）は正組員であり、M 氏は研修開始時点で 40 歳。2 年半にわたった研修期間中、生活費の貸付を受けたが、漁船取得は希望せず、父親の船を引き継ぐこととなった。

I 氏：2013 年度に研修開始（この時、38 歳）、2015 年度までの予定で現在も研修を継続中である。他出して他産業に従事していたが U ターンし、祖父（故人）がかつて正組合員であった関係ですぐに准組合員となれた。漁船建造支援策も活用することが予想される。

このように 2010 年度の研修開始（したがって 2012 年の研修終了まで）を最後に地元漁業者の子弟以外の新規参入事業はなされていない。漁家子弟であった H 氏、I 氏の場合、この制度がなければ漁業就業者にならなかったかどうか、外形的には微妙な事例とみられるが、この間、若年の後継者（正准組合員にならない者も含めて）が全く得られていなかった中で、2 人の後継者が相次いで得られた背景にこの事業が漁家子弟にもたらすメリットが大いに意識されていたであろうことは否定できない。

以上にみられるように、2008 年度以降の動きは外部からの新規着業者 2 名、漁家子弟の後継者化 2 名という実績をもっているが、制度利用の面では試行錯誤が多く、G 氏の事例だけが漁家子弟以外の者が制度に乗って研修を受け、漁船も取得した点で最初で最後の事例となっている。

（３）新規着業者の操業・生活実態

1996 年以降の新規着業者のうち、操業・生活実態について知ることができた事例について特徴的な点を整理しておこう。

F 氏：小学校 1 年生の男の子と妻の 3 人家族。当初は妻も働いていたが、最近 4 年位は働いていない。ウニ・延縄の陸上作業は妻が手伝うが、海には出ない。住宅は妻の実家の近くにあるが、これは妻の両親に中古住宅を 3 年前に購入してもらったものである。

操業の内容は、1～4 月がフグ延縄、5～8 月半ばまでが素潜り（6 月は水の透明度が落ちるので潜水には不向きで一本釣りなどをするが水揚げはほとんどない）、8 月半ばから 12 月はサワラの曳縄釣りをする。年間の水揚げの構成では、ふぐ延縄が 50%、素潜りとサワラがそれぞれ 25%位という。

フグ延縄は自由漁業であり、漁場は 20 マイルも先であるため船を大きくしたいが、売上高増加の見込みが立たないので今のところ困難と判断している。フグの漁場は沖合底曳網漁船が操業していた漁場と重なっているが、たまたま資源分布が変化して、沖合底曳網漁船がその外側のカレイ漁場に移動した結果、延縄ができる状態になっているので、今後どうなるかが不安である。ここ 3 年ほどはこの漁場で自分ともう一人がフグ延縄を操業している。フグ延縄漁業を始めた結果、水揚げは毎年上がっており、600 万円台に到達した。フグ延縄の水揚げ増加に効果があるのは針数・縄数の増加、操業時間の長時間化などであり、結果として労働時間は長くならざるをえなかった。フグの時期には朝 3 時起きで夜 9 時頃の帰港、10 時に就寝というきつい時間になる。このため自分の子供は漁師は忙しすぎるので自分は漁師にはならないといっている。期待していたアワビが 2013 年、2014 年と顕著に水揚げを低下させているので、2013 年にはウニをとることも始めたが、フグ延縄がなければ漁業で続けることは困難だった。他の漁業も収入になるものは保険と考えて種々試みている。漁業の将来への希望としては、とりあえずの生活は素潜りだけで安定的に成り立つという状態になって欲しいと思っている。

日常生活への意見としては、組合員が高齢者中心なので草刈りなど地域で決めた作業に出てこない人が多く、当初はそうした状況に批判的であった。しかし高齢者にとっては身体的事情や長年の経験によって染みついた意識などから、提案しても改善は困難であることを考慮して、必要なことは自分達でやらないといけなく考えるようになったという。

以上のように氏は、新規漁業種類の開拓＝多角化、長時間労働を厭わずに積極的に水揚げ増加に向けて頑張って定着を可能としてきたこと、行政的支援の制約を補完する私的条件——妻の実家が淀江町に近く漁協にとって全くの外部者としては扱われなかったこと、妻の実家が住宅を用意してくれたことなど——に恵まれていたことを指摘できる。

G氏： 研修期間中は指導者からあまり丁寧な説明がされず、率直な感じとしては「安い労働力として使われている」と感じたというが、制度通りに研修を終えて漁船も補助金を得て建造することができた。

操業している漁業種類は刺網（タイ、アジ）、潜水、サワラ釣りであり、水揚げの構成は順に 50%、25%、25%程度である。ハマチ刺網は網がタイ、アジより大きいので、船が小さすぎると感じている。妻は家事・子育て専念で仕事をしておらず（子供は6歳と1歳）、網仕事を手伝うこともないので、自分一人のできる範囲の漁業をしている。

5. まとめ

最後に本稿の検討から引き出される論点について簡単にまとめておきたい。

第一に、組合員の高齢化が限界に近づきつつある漁村において、高齢漁業者達はそれぞれの就業史に対応した漁業を体力の許す範囲で継続している。このことは高齢者の漁業就業の継続可能性が、自分の就業史や体力に見合った漁業種類が地元が存在しているかどうか大きく依存していることを示している。

第二に、沿岸漁業での就業状況が海洋資源の自然的変動によって強い影響を受けざるを得ないという事実は、本調査においても技術習得の容易なサワラ曳縄釣りの隆盛による定年後新規漁業者の増加、若年新規参入者が簡易な潜水作業によって生活を支えて漁業を持続できた事実、逆に近年はその対象となる地先資源が減少したために当該資源への依存度の高かった漁業者が漁業種類の多角化に努力せざるをえなくなっている実態などに示されている。この事実は、海水温の変化に代表される自然の変動が制御できない現状においては、漁業就業の安定化のために自然変動の影響を緩和する保険制度等を充実する必要性を示唆している。

第三に、勤め人が定年後に自営漁業に従事することは農業の場合に比較して事例的にははるかに少ないが、参入障壁としての①技術習得、②生活スタイル、③操業のための権利の取得（漁協組合員資格、漁業権行使権、漁業許可）などのハードルが一定の条件の下でクリアされる場合には、本稿の事例のように可能になる場合がある。その場合には潜在的な着業希望者が少なくないため、同世代の一定数がまとまって漁業就業者化することがあることが事例から確認できる。

第四に、後継者を得られないことが確定した高齢自営漁業者の多くは、地域漁業の将来構想のために努力しようとする気力に乏しく、自身が健康である間だけ操業を継続できれば良しとする傾向が強い。新規参入者の誘致の必要性を感じている潜在的なリーダー層もそうした多数者の意向の中で積極的な対応をし兼ねていることが通常であるが、行政がこうした積極的な志向を有する漁業者を見出し、漁村側が新規漁業者の参入を受け入れられる条件を施策に取り込むことができれば、見るべき成果が得られる可能性が強い。鳥取県の担い手育成事業の成立過程はこの好事例といえる。

第五に、組合員の高齢化と担い手育成研修とは、高齢の組合員が体力の弱体化分を若壮年の研修生の労働によって支えられ、研修生はそれによって技術の習得とともに地域漁業の人的ネットワークの中に定着できるという点で、相互依存的であるといえる。このことは多くの漁村においても、こうした研修制度の普及する可能性を示している。とはいえ、研修指導者となる漁業者と研修生との相性の問題等に起因する摩擦の調整等を含めて、世話役となる漁協関係者の人間的で細やかな配慮が要請される面が大きい。事業展開の実質的なリーダーが地元漁業者の中から現れてくることが可能になるように制度を仕組む工夫が求められている。

第六に、他地域出身の漁業に経験のない者を自営漁業者として育て上げる趣旨で発足した担い手育成事業が、漁業者子弟に対する初期所得補助・漁船建造費補助の制度へ傾斜してきた経緯には、漁業経営が安定するのであれば子弟を後継者にしたいという漁業者の願いが反映しており、十分に理解できる。しかしその結果として、施策の目的と実際効果乖離してきた事実や、漁業外から自営漁業就業を希望する者の着業機会が狭められることなどは、制度の再編を要請している。今後はおそらく、当初のタイプの新規漁業者誘致策と漁家子弟の後継者化支援策とをそれぞれの特性に応じた異なった制度として再編することが必要となると思われる。

本稿の事例から見ても、沿岸漁業における高齢自営就業者自身の就業をめぐる諸問題と、地元内外の若壮年新規漁業者の着業問題とは、相互に密接な関連を持ちながら試行錯誤を伴いつつ展開しているといえる。今後も漁業の社会的・自然的条件の異なる各地の実情を把握して、有効な対処策に向けた検討を試みていきたい。

(加瀬 和俊)

総研レポート 27基礎研No. 1

発 行 ㈱農林中金総合研究所 基礎研究部

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12

電 話 03-3233-7780
